

## 1. 人口構造及び世帯と年金

### (1) 人口構造

わが国は、諸外国にも例をみないスピードで高齢化が進行している。そこで、年金保険の事業状況について説明するに先立ち、人口構造の現状及び今後の見通しについて触れる。

日本人の平成 29 年の平均寿命（厚生労働省：平成 29 年簡易生命表による）は、前年を上回り、男 81.09 年（前年比 0.11 年増）、女 87.26 年（同 0.13 年増）であり、世界でも高い水準となっている。また、65 歳の平均余命は、男 19.57 年（前年比 0.02 年増）、女 24.43 年（同 0.05 年増）である。

人口動態統計によれば、わが国の出生数は、昭和 46～49 年の第二次ベビーブームには毎年 200 万人を超えていたが、昭和 49 年以降、出生数、出生率とも減少傾向を示している。平成 29 年の出生数は 95 万人と前年に比べて 3 万人減少し、合計特殊出生率（15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率の合計）は 1.43（前年比 0.01 減）となっている。

年齢別人口（総務省統計局：人口推計月報による）をみると、平成 30 年 4 月 1 日現在で 65 歳以上人口が 3,538 万人と年々増加しており、総人口の 28.0%を占め、4 人に 1 人が 65 歳以上人口となっている。

将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、平成 29 年推計、出生中位（死亡中位）推計）によると、65 歳以上人口は、2042 年のおおよそ 3,935 万人をピークに減少を始めるが、65 歳以上人口割合は低出生率の影響を受けて 2042 年以降も上昇を続け、2065 年には 38.4%の水準に達する。すなわち 5 人に 2 人が 65 歳以上である超高齢社会になると推計されている。

以上のように、日本においては低出生率、平均寿命の着実な伸びを受けて、若年人口が減少し、高齢人口が急速に増加している。このような状況のなかで、老後生活の支柱である公的年金制度はますます重要なものとなっている。

### (2) 世帯と年金

平成 29 年国民生活基礎調査（厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室）によると、公的年金・恩給受給者のいる世帯は 2,532 万 7 千世帯と、全世帯 5,042 万 5 千世帯の 50.2%を占めている。同様に、65 歳以上の者のいる世帯 2,378 万 7 千世帯のうち、公的年金・恩給受給者のいる世帯は 2,274 万 6 千世帯となっており、65 歳以上の者のいる世帯の 95.6%に達している。

高齢者世帯の平均所得金額 319 万円の所得の種類別の構成割合は、公的年金・恩給が 66.3%、稼働所得が 22.3%、財産所得が 5.3%となっており、公的年金・恩給が 7 割近くを占めている。また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち、公的年金・恩給が総所得に占める割合が 100%の世帯（すなわち、所得の全てが公的年金・恩給である世帯）は 52.2%となっており、公的年金が老後の生活保障において重要な役割を果たしていることが伺える。

## 2. 年金保険（総括）

### (1) 年金制度の概況

平成 29 年度末の国民年金制度の被保険者総数は 6,506 万人、老齢基礎年金等受給権者数は 3,372 万人となっており、公的年金制度全体での年金扶養比率は 1.93 となっている。

また、厚生年金制度の状況についてみると、厚生年金制度の被保険者数は 4,358 万人、老齢（退職）年金受給権者数（共済年金を含む）は 1,875 万人となっており、年金扶養比率は 2.32 となっている（表 1）。

表 1 公的年金制度一覧（平成29年度末）

○国民年金制度 （平成29年度（未現在））

区 分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額	実質的な支出	積立金 (時価ベース)	積立比率 (時価ベース)	保険料 (平成30年4月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
	万人	万人		万円	兆円	兆円		円	
国民年金第1号被保険者 (任意加入被保険者含む)	1,505	3,372	1.93	5.6	3.5	9.2	7.1	16,340	65歳
国民年金第2号被保険者	4,130				—	—	—	—	
国民年金第3号被保険者	870				—	—	—	—	
合 計	6,506								
(参考) 公的年金加入者合計	6,733								

- 注 1. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の 65 歳以上の旧法老齢（退職）年金受給権者数等を加えたものである。
2. 老齢基礎年金平均年金月額は、新法基礎年金と旧法国民年金の平均である。
3. 実質的な支出は、給付費から基礎年金交付金を控除し基礎年金拠出金を加えた額である。
4. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金（国庫負担繰延額を含めた推計値）が、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す指標である。
5. 公的年金加入者合計は、厚生年金被保険者と国民年金第 1 号・第 3 号被保険者の合計である。

○厚生年金制度 （平成29年度（未現在））

区 分	被保険者数 ①	老齢（退職）年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢（退職）年金 平均年金月額 (老齢・退年相当)	実質的な支出	積立金 (時価ベース)	積立比率 (時価ベース)	保険料率 (平成30年9月)	老齢（退職）年金 支給開始年齢 (平成30年度)	
	万人	万人		万円	兆円	兆円		%		
第 1 号 厚生年金（旧 厚生年金）	3,911	1,875	2.32	14.9	48.5	185.8	5.0	18.300	報酬比例部分	
第 2 号 厚生年金（国家公務員共済組合）	107								一般男子・共済女子	62歳
第 3 号 厚生年金（地方公務員共済組合）	285								旧厚生女子	61歳
第 4 号 厚生年金（私立学校教職員共済）	55								坑内員・船員	61歳
合 計	4,358							—	定額部分 一般男子・共済女子 65歳 旧厚生女子 65歳 坑内員・船員 61歳	

- 注 1. 老齢（退職）年金受給権者数（老齢・退年相当）には、旧三公社共済組合及び旧農林漁業団体職員共済組合において旧厚生年金に統合される前に発生した退年相当の退職年金（減額退職年金を含む）の受給権者及び平成 27 年 9 月までに旧共済法により発生した退年相当の退職年金（減額退職年金を含む）の受給権者を含む。
2. 老齢（退職）年金平均年金月額は、老齢基礎年金分を含む。また、国共済、地共済及び私学共済（以下、「共済組合等」という。）については、職域加算部分を除く推計値である。
3. 実質的な支出は、給付費から基礎年金交付金、追加費用、職域等費用納付金を控除し、基礎年金拠出金を加えた額である。ここで、厚生年金基金から給付されている代行給付額（年度末の最低責任準備金を算出する際に用いられている額）を加えることで、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全体の額を推計している。
4. 積立金は、厚生年金勘定の年度末積立金と共済組合等の厚生年金保険経理（私学共済は厚生年金勘定・厚生年金経理）の年度末積立金の合計である。
5. 積立比率を算出する際の厚生年金の積立金は、厚生年金基金が代行している部分及び国庫負担繰延額を含んだ推計値である。
6. 私学共済の保険料率は、一元化法附則の規定により 14.619%に軽減されている。

## (2) 加入者数

平成 29 年度末の公的年金制度の加入者総数は 6,733 万人であり、総人口 1 億 2,650 万人の 53.2% を占めている。また、制度別にみると国民年金第 1 号被保険者数 1,505 万人 (対前年度末 70 万人減)、厚生年金被保険者数 (第 1～4 号) は 4,358 万人 (同 92 万人増)、うち第 1 号厚生年金被保険者数 3,911 万人 (同 89 万人増)、第 2～4 号厚生年金被保険者数 447 万人 (同 2 万人増)、国民年金第 3 号被保険者数 870 万人 (同 19 万人減) となっている (表 2、図 1)。

表 2 公的年金 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	加入者総数	国民年金第 1 号被保険者	厚生年金被保険者 (国民年金第 2 号被保険者等)		国民年金第 3 号被保険者	総人口	加入者総数 / 総人口
			厚生年金保険 (第 1 号)	厚生年金保険 (第 2～4 号)			
平成19年度	70,066	20,354	39,084	34,570	4,514	127,687	54.9
20	69,358	20,007	38,916	34,445	4,471	127,566	54.4
21	68,738	19,851	38,677	34,248	4,429	127,445	53.9
22	68,258	19,382	38,829	34,411	4,418	127,706	53.4
23	67,747	19,044	38,924	34,515	4,410	127,567	53.1
24	67,356	18,637	39,116	34,717	4,399	127,354	52.9
25	67,175	18,054	39,667	35,273	4,394	127,136	52.8
26	67,134	17,420	40,395	35,985	4,409	126,939	52.9
27	67,119	16,679	41,289	36,864	4,425	126,991	52.9
28	67,309	15,754	42,665	38,218	4,447	126,761	53.1
29	67,335	15,052	43,581	39,112	4,469	126,502	53.2

注 1. 国民年金第 1 号被保険者には任意加入被保険者を含む。

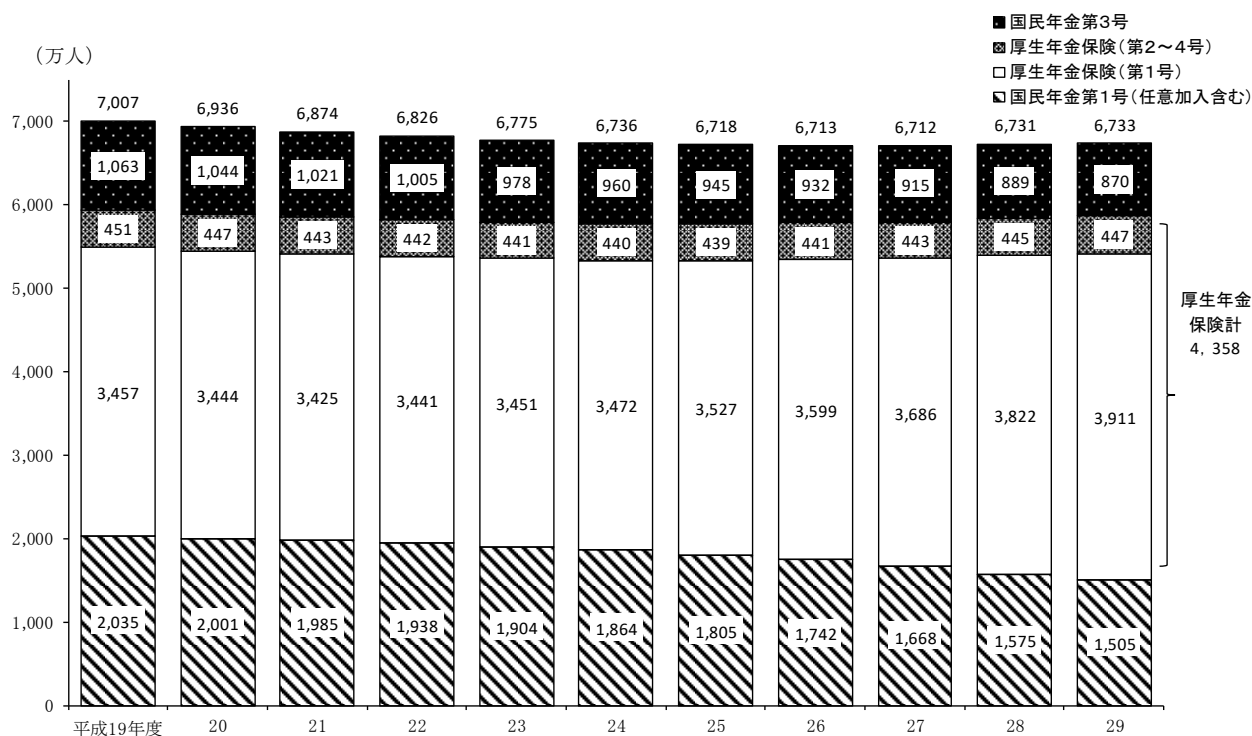
2. 厚生年金保険 (第 1 号) の被保険者は、平成 26 年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成 27 年度以降は第 1 号厚生年金被保険者を計上している。

3. 厚生年金保険 (第 2～4 号) の被保険者は、平成 26 年度以前は共済組合の組合員数、平成 27 年度以降は第 2～4 号厚生年金被保険者を計上している。

4. 厚生年金被保険者には、国民年金第 2 号被保険者のほか、65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

5. 総人口は翌年度 4 月 1 日現在の総人口 (確定値) (総務省統計局人口推計月報) である。

図 1 公的年金 被保険者数の推移 (年度末現在)



### (3) 受給者数

平成 29 年度末における公的年金の受給者数は、延人数で 7,465 万人であり、前年度末に比べて 202 万人の増加となっている。厚生年金保険（第 1 号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は 4,959 万人であり、前年度末に比べて 85 万人の増加となっている。

また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実受給権者数は、4,077 万人となっており、前年度末に比べて 67 万人増加している（表 3、図 2）。

表 3 公的年金 受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	総 数			国民年金	厚生年金保険 （第 1 号）	厚生年金保険 （第 2～4 号） （共済年金を含む）	福祉年金
平成19年度	54,797	<41,464>	[34,796]	25,925	25,226	3,628	17
20	57,435	<42,825>	[35,934]	26,949	26,684	3,790	12
21	59,883	<44,135>	[37,032]	27,787	28,141	3,948	8
22	61,882	<45,269>	[37,962]	28,343	29,433	4,101	5
23	63,841	<46,184>	[38,667]	29,122	30,479	4,237	3
24	66,216	<46,987>	[39,424]	30,305	31,535	4,373	2
25	68,004	<47,419>	[39,500]	31,397	32,164	4,442	1
26	69,877	<48,009>	[39,906]	32,409	32,932	4,535	1
27	71,580	<48,617>	[40,255]	33,229	33,703	4,646	0
28	72,623	<48,745>	[40,101]	33,858	34,094	4,672	0
29	74,646	<49,591>	[40,769]	34,839	35,060	4,747	0

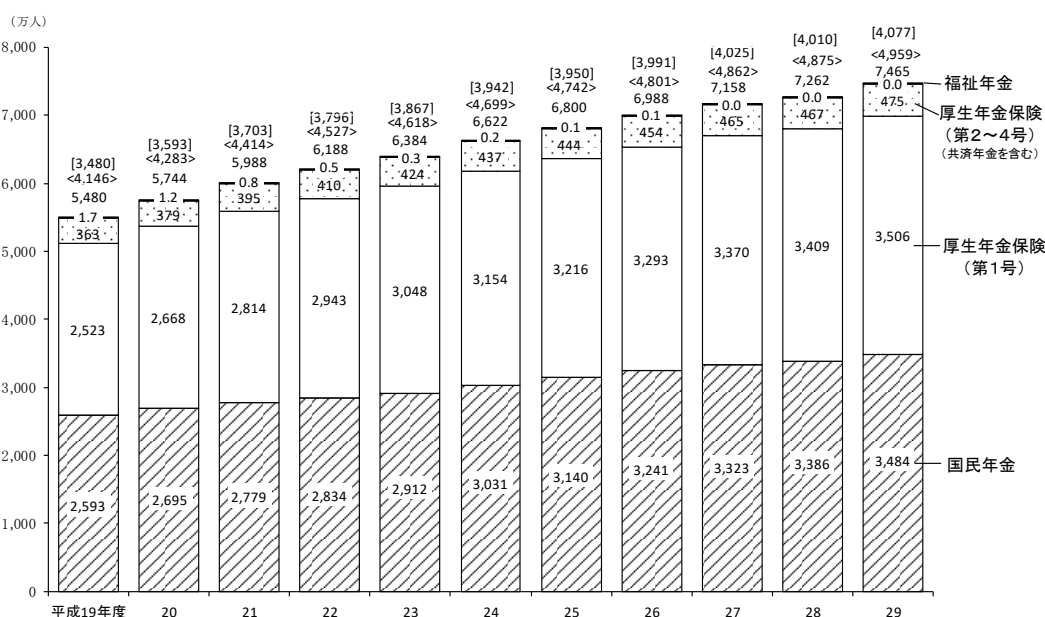
注 1. < >内は厚生年金保険（第 1 号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成 23 年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。

2. [ ]内は重複のない実受給権者数である。

3. 厚生年金保険（第 1 号）の受給者は、平成 26 年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成 27 年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

4. 厚生年金保険（第 2～4 号）の受給者は、平成 26 年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成 27 年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。

図 2 公的年金 受給者数の推移（年度末現在）



注 1. < >内は厚生年金保険（第 1 号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成 23 年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。

2. [ ]内は重複のない実受給権者数である。

平成 29 年度末における公的年金の受給者数を年金種別別にみると、老齢年金が 4,990 万人と最も多く、次いで通算老齢年金が 1,575 万人、遺族年金が 657 万人、障害年金が 240 万人、通算遺族年金が 3 万人となっている（表 4）。

表 4 公的年金 制度別受給者数（平成29年度末）

（単位：千人）

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	35,060	15,207	13,948	427	5,453	25
旧法厚生年金保険	1,188	442	350	37	336	24
新法厚生年金保険	33,427	14,504	13,521	386	5,015	・
（再掲）基礎あり	24,833	13,038	11,461	260	74	・
旧法船員保険	26	10	2	1	12	1
旧共済組合	419	251	75	3	90	1
（再掲）基礎あり	223	154	68	2	0	・
国民年金計	34,839	31,898	918	1,924	98	・
旧法拋出制	1,167	644	465	47	10	・
新法基礎年金	33,672	31,254	453	1,877	88	・
（再掲）基礎のみ	8,170	6,467	89	1,584	29	・
（再掲）基礎のみ共済なし	7,148	5,495	89	1,542	22	・
福祉年金	0	0	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	4,747	2,793	885	49	1,019	1
合 計	74,646 <49,591>	49,898 <36,707>	15,751 <4,223>	2,400 <2,139>	6,569 <6,495>	26 <26>

- 注 1. 〈 〉内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
5. 厚生年金保険（第 2～4 号）の受給者は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。
6. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。
7. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として 25 年以上有するものは「老齢年金・25 年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25 年未満」に計上している。
8. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第 1 号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の数である。
9. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の数である。
10. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
11. 厚生年金保険（第 2～4 号）の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
12. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第 1 号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拋出制に計上している。

平成 29 年度末における老齢年金受給者数の推移を制度別にみると、前年度末に比べて、国民年金が 57 万人（1.8%）、厚生年金保険（第 1 号）が 24 万人（1.6%）、厚生年金保険（第 2～4 号）が 1 万人（0.4%）の増加している（表 5）。

**表 5 公的年金 老齢年金受給者数の推移**

（年度末現在、単位：千人）

年度	総数		国民年金			厚生年金保険 (共済年金を含む)			福祉年金
			旧法抛出处	基礎年金	厚生年金保険 (第 1 号)	厚生年金保険 (第 2～4 号) (共済年金を含む)			
平成19年度	36,949	〈29,539〉	22,872	2,502	20,370	14,060	11,725	2,335	17
20	38,649	〈30,607〉	23,928	2,272	21,657	14,709	12,287	2,422	12
21	40,220	〈31,630〉	24,812	2,060	22,751	15,400	12,893	2,507	8
22	41,413	〈32,404〉	25,424	1,832	23,592	15,983	13,399	2,584	5
23	42,760	〈33,210〉	26,273	1,615	24,658	16,484	13,831	2,653	3
24	44,494	〈34,146〉	27,527	1,412	26,115	16,965	14,246	2,718	2
25	45,781	〈34,759〉	28,690	1,227	27,463	17,090	14,347	2,743	1
26	47,124	〈35,473〉	29,768	1,058	28,710	17,355	14,581	2,774	1
27	48,321	〈36,113〉	30,646	905	29,740	17,675	14,859	2,815	0
28	49,070	〈36,332〉	31,324	767	30,557	17,746	14,964	2,783	0
29	49,898	〈36,707〉	31,898	644	31,254	18,000	15,207	2,793	0

- 注 1. 〈 〉内は厚生年金保険（第 1 号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。ただし、平成 23 年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。
2. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
3. 厚生年金保険（第 1 号）の受給者は、平成 26 年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成 27 年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
4. 厚生年金保険（第 2～4 号）の受給者は、平成 26 年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成 27 年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。
5. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者（受給資格期間を原則として 25 年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

#### (4) 年金額

平成 29 年度末の公的年金受給者の年金総額を年金種別別にみると、老齢年金が 43 兆 5 千億円と年金総額の約 8 割を占めて最も多く、次いで遺族年金が 6 兆 9 千億円、通算老齢年金が 2 兆 9 千億円、障害年金が 2 兆円となっている（表 6）。

表 6 公的年金 制度別受給者年金総額（平成29年度末）

（単位：億円）

	総 数	老 齢 給 付		障 害 年 金	遺 族 給 付	
		老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		遺 族 年 金	通 算 遺 族 年 金
厚生年金保険（第 1 号）計	258,091	175,534	25,089	3,035	54,365	67
厚生年金基金代行分除く	248,916	167,485	23,964	3,035	54,365	67
旧法厚生年金保険	12,545	7,256	1,317	429	3,478	64
厚生年金基金代行分除く	12,482	7,205	1,305	429	3,478	64
新法厚生年金保険	239,890	164,106	23,591	2,550	49,643	・
（別掲）基礎年金	168,819	91,673	74,204	2,223	719	・
厚生年金基金代行分除く	230,778	156,108	22,477	2,550	49,643	・
旧法船員保険	522	292	6	25	198	1
旧共済組合	5,134	3,880	176	30	1,046	1
（別掲）基礎年金	1,649	1,142	494	13	0	・
国民年金計	232,642	212,882	2,104	16,684	972	・
旧法拠出制	4,685	3,165	1,058	415	46	・
新法基礎年金	227,958	209,717	1,046	16,269	926	・
（再掲）基礎のみ	55,195	40,907	203	13,781	304	・
（再掲）基礎のみ共済なし	47,662	33,808	201	13,423	230	・
福祉年金	0	0	・	・	・	・
厚生年金保険（第 2～4 号） （共済年金を含む）	63,374	47,042	1,893	544	13,890	4
合 計	554,108 [544,933]	435,459 [427,410]	29,086 [27,960]	20,263 [20,263]	69,228 [69,228]	71 [71]

- 注 1. 厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額は、厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成 27 年 9 月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成 27 年 10 月以降の第 1 号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成 27 年 10 月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25 年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 厚生年金保険（第 2～4 号）の受給者の年金総額は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。
4. 厚生年金保険（第 2～4 号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。
5. 年金総額には一部支給停止額を含む。
6. 「合計」の〔 〕内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
7. 「基礎年金」は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。
8. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として 25 年以上有するものは「老齢年金・25 年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25 年未満」に計上している。
9. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第 1 号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の年金総額である。
10. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
11. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
12. 厚生年金保険（第 2～4 号）の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
13. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第 1 号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

平成 29 年度末における公的年金受給者の年金総額は 55 兆 4 千億円であり、前年度末と比べると 6 千億円増加している。

平成 29 年度末の公的年金受給者の年金総額を制度別にみると、国民年金が 23 兆 3 千億円、厚生年金保険（第 1 号）が 25 兆 8 千億円、厚生年金保険（第 2～4 号）が 6 兆 3 千億円となっている（表 7）。

**表 7 公的年金 受給者年金総額の推移**

（年度末現在、単位：億円）

年度	総数	国民年金	厚生年金保険 （共済年金を含む）				福祉年金	総数 ／ 国民 所得 %
			厚生年金保険 （第 1 号）		厚生年金保険 （第 2～4 号）			
平成19年度	474,395 [462,040]	165,637	308,690	244,254 [231,898]	64,436	69	12.1	
20	488,658 [475,392]	173,646	314,965	249,461 [236,195]	65,504	47	13.4	
21	502,554 [488,159]	180,421	322,101	255,333 [240,939]	66,768	32	14.2	
22	511,332 [496,045]	185,352	325,960	258,761 [243,474]	67,199	21	14.1	
23	522,229 [506,098]	191,168	331,049	263,023 [246,892]	68,026	13	14.6	
24	532,397 [515,432]	199,912	332,477	263,902 [246,937]	68,575	8	14.8	
25	528,436 [511,155]	206,546	321,886	256,672 [239,390]	65,214	5	14.1	
26	534,031 [517,209]	213,040	320,988	255,993 [239,171]	64,994	3	14.1	
27	545,504 [530,592]	221,751	323,751	258,123 [243,211]	65,628	2	14.0	
28	548,355 [537,175]	227,156	321,198	257,008 [245,827]	64,190	1	14.0	
29	554,108 [544,933]	232,642	321,465	258,091 [248,916]	63,374	0	13.7	

- 注 1. 厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年 9 月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第 1 号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 厚生年金保険（第 2～4 号）の受給者の年金総額は、平成26年度以前は共済年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。
3. [ ] 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
4. 厚生年金保険（第 2～4 号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。
5. 国民所得は、平成 29 年度国民経済計算年次推計（内閣府経済社会総合研究所）による。



平成29年度末における受給者の平均年金月額をみると、老齢年金では、厚生年金保険（第1号）が14万7千円、国民年金が5万6千円、厚生年金保険（第2～4号）（基礎年金額を含まない）が14万円となっている（表8）。

**表8 公的年金 受給者の平均年金月額（平成29年度末）**

（単位：円）

	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	147,051	59,621	102,890	84,180	22,284
厚生年金基金代行分除く	142,640	58,948	102,890	84,180	22,284
旧法厚生年金保険	136,789	31,367	97,720	86,255	22,369
厚生年金基金代行分除く	135,824	31,094	97,720	86,255	22,369
新法厚生年金保険	146,955	60,272	103,065	83,687	・
（再掲）基礎年金	52,670	45,732	48,002	1,195	・
厚生年金基金代行分除く	142,360	59,585	103,065	83,687	・
基礎あり	154,297	68,319	126,642	144,473	・
（再掲）基礎年金	58,595	53,955	71,180	81,103	・
旧法船員保険	240,702	28,825	175,565	134,637	21,515
旧共済組合	166,930	74,759	114,589	97,055	19,645
旧法	180,147	39,599	121,664	97,711	19,645
新法	158,786	76,366	109,641	96,764	・
（再掲）基礎年金	61,358	57,632	57,326	37	・
基礎あり	159,106	78,489	120,253	145,047	・
（再掲）基礎年金	61,962	61,010	69,002	82,298	・
国民年金計	55,615	19,091	72,245	82,932	・
旧法拋出制	40,930	18,965	73,121	37,957	・
新法基礎年金	55,918	19,220	72,223	88,141	・
（再掲）基礎のみ	52,716	18,894	72,493	86,677	・
（再掲）基礎のみ共済なし	51,271	18,885	72,537	85,429	・
福祉年金	33,275	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号）	140,362	17,815	92,281	113,643	24,445
（共済年金を含む）	140,362	17,815	89,036	114,558	24,445

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 厚生年金保険（第1号）に係る平均年金月額には併給している基礎年金額（同一の年金種別）を含む。
3. 「（再掲）基礎年金」は直前行の平均年金月額のうち同一の年金種別の基礎年金の平均年金月額の再掲である。
4. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の平均年金月額である。
5. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
6. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の平均年金月額である。
7. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の平均年金月額である。
8. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
9. 厚生年金保険（第2～4号）の平均年金月額には併給している基礎年金額を含まない。
10. 厚生年金保険（第2～4号）の平均年金月額には、共済年金の職域加算部分を含む。
11. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拋出制に計上している。

### 3. 厚生年金保険

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

#### (1) 適用状況

##### ① 事業所数

平成 29 年度末の厚生年金保険（第 1 号）の適用事業所数は 222 万 7 千か所で、前年度末に比べて 11 万 8 千か所の増加となっている。平成 29 年度末の適用事業所数は、制度発足以来最多となっている。

また、適用事業所のうち厚生年金基金を設立している事業所は 3 千か所で、前年度末に比べて 5 千か所の減少となっている（表 9）。

表 9 厚生年金保険（第 1 号） 適用事業所数の推移

(年度末現在、単位：千か所)

年 度	事 業 所 数					厚生年金基金非加入事業所数			厚生年金基金加入事業所数		
	総 数	(再掲) 強 制 適 用	(再掲) 任 意 包 括 適 用	(再掲) 船 舶 所 有 者 数	(再掲) 短 時 間 労 働 者	総 数	(再掲) 強 制 適 用	(再掲) 任 意 包 括 適 用	総 数	強 制 適 用	任 意 包 括 適 用
平成19年度	1,716	1,626	84	5.2	・	1,591	1,509	81	120	117	3.1
20	1,740	1,648	87	5.1	・	1,618	1,534	84	117	114	3.0
21	1,754	1,660	88	4.9	・	1,635	1,549	85	114	111	3.0
22	1,749	1,656	87	4.8	・	1,632	1,548	84	112	109	2.9
23	1,745	1,654	86	4.7	・	1,632	1,548	83	109	106	2.8
24	1,758	1,667	86	4.6	・	1,650	1,566	83	104	101	2.6
25	1,801	1,709	87	4.5	・	1,698	1,613	85	98	96	2.5
26	1,867	1,774	89	4.4	・	1,796	1,709	87	66	65	1.7
27	1,975	1,892	78	4.4	・	1,945	1,867	77	25	24	0.9
28	2,109	2,024	81	4.4	27	2,097	2,016	81	8	8	0.0
29	2,227	2,138	85	4.4	33	2,220	2,135	85	3	3	0.0

注 1. 事業所の総数には任意単独適用（平成29年度末は、373事業所）を含んでいる。

2. 厚生年金基金非加入事業所数には船舶所有者を含まない。

##### ② 被保険者数

平成 29 年度末の厚生年金保険（第 1 号）の被保険者数は 3,911 万人で、前年度末に比べて 89 万人増加している。被保険者数の内訳をみると、男子が 2,442 万人、女子が 1,470 万人となっている。前年度末と比べると、男子が 44 万人増加、女子が 46 万人増加している。平成 29 年度末の被保険者数は、制度発足以来最多となっている。

短時間労働者数は、38 万人となっている。男女別にみると、男子は 11 万人、女子は 27 万人となっている（表 10、図 3）。

表 10 厚生年金保険（第 1 号） 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

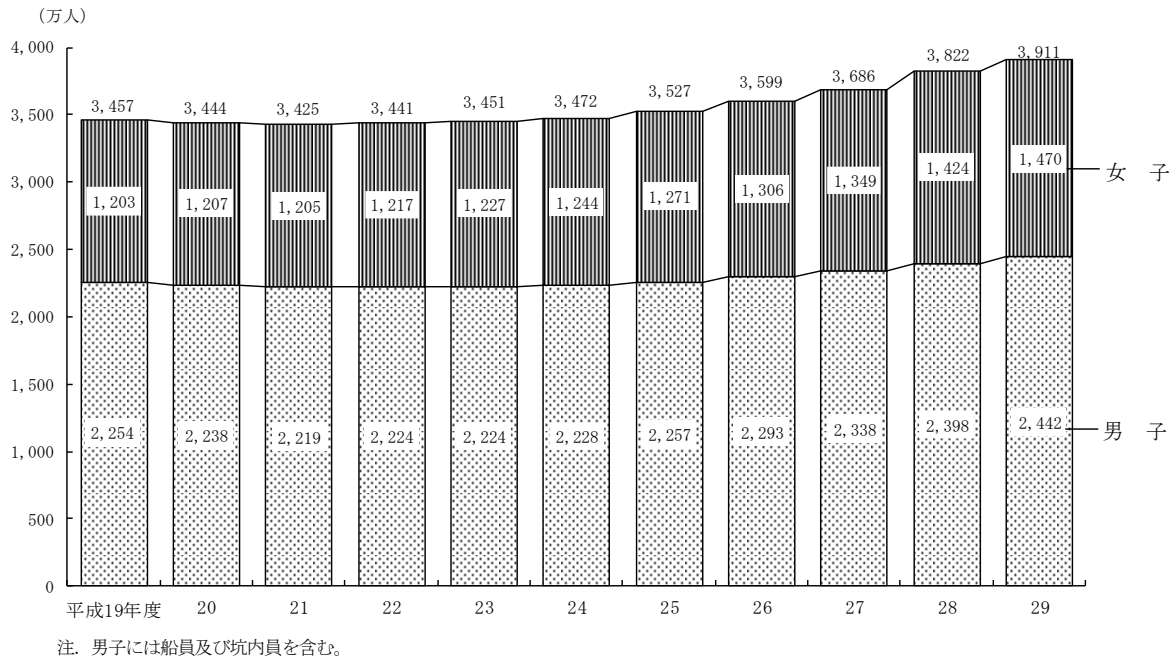
年 度	総 数	男 子				女 子	短時間労働者	男 子		女 子	育児休業等 保険料免除者
		一般男子	坑内員	船員	男 子			女 子			
平成19年度	34,570	22,544	22,485	0.7	58	12,026	・	・	・	129	
20	34,445	22,377	22,319	0.7	57	12,068	・	・	・	145	
21	34,248	22,193	22,137	0.6	56	12,055	・	・	・	160	
22	34,411	22,241	22,186	0.6	54	12,170	・	・	・	180	
23	34,515	22,242	22,188	0.6	53	12,273	・	・	・	197	
24	34,717	22,279	22,226	0.6	53	12,439	・	・	・	214	
25	35,273	22,566	22,513	0.6	52	12,707	・	・	・	234	
26	35,985	22,929	22,876	0.6	52	13,057	・	・	・	301	
27	36,864	23,376	23,323	0.6	52	13,488	・	・	・	332	
28	38,218	23,980	23,927	0.6	52	14,238	291	86	204	355	
29	39,112	24,417	24,364	0.6	52	14,695	383	112	271	385	

注 1. 厚生年金保険（第 1 号）の被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第 1 号厚生年金被保険者を計上している。

2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。

3. 育児休業等保険料免除者数には、平成26年度から産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

図3 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移（年度末現在）



③ 厚生年金基金加入状況

平成29年度末の厚生年金保険（第1号）における厚生年金基金の加入者数は27万人で前年度末に比べて19万人減少している。また、厚生年金基金加入者は厚生年金保険（第1号）全被保険者数の0.7%を占めている（表11）。

表11 厚生年金基金加入・非加入別被保険者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	厚生年金基金非加入			厚生年金基金加入			厚生年金基金加入割合(%)
	総 数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女 子	総 数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女 子	
平成19年度	29,826	19,130	10,637	4,744	3,355	1,389	13.7
20	29,813	19,052	10,703	4,631	3,266	1,365	13.4
21	29,718	18,959	10,703	4,529	3,178	1,351	13.2
22	29,977	19,087	10,835	4,434	3,099	1,335	12.9
23	30,205	19,184	10,967	4,310	3,004	1,306	12.5
24	30,549	19,338	11,158	4,168	2,888	1,280	12.0
25	31,298	19,772	11,473	3,975	2,741	1,234	11.3
26	32,974	20,824	12,098	3,011	2,052	959	8.4
27	35,584	22,499	13,032	1,280	824	456	3.5
28	37,762	23,630	14,079	456	297	159	1.2
29	38,844	24,201	14,590	268	163	105	0.7

#### ④ 産業大分類別・規模別適用状況

表12及び表13は、平成29年9月1日現在で、産業大分類別・規模別に厚生年金保険（第1号）の適用事業所数及び被保険者数をみたものである（厚生労働省年金局：厚生年金保険 業態別 規模別適用状況調による）。

産業大分類別にみると、事業所数では建設業（全事業所数の18.8%）、卸売・小売業（同16.9%）、製造業（同12.3%）が、被保険者数では製造業（全被保険者数の22.3%）、卸売・小売業（同15.5%）、医療・福祉（同12.4%）が大きな割合を占めている。

**表12 厚生年金保険（第1号） 産業大分類別・規模別事業所数（平成29年9月1日現在の調査）**

(単位：か所)

産業大分類	2人以下	3・4人	5～	30～	100～	500～	1000人	合計	構成割合(%)
			29人	99人	499人	999人	以上		
農林水産業	12,075	6,277	10,528	809	132	8	4	29,833	1.4
鉱業・採石業・砂利採取業	1,085	475	1,608	259	47	4	3	3,481	0.2
建設業	163,021	85,195	147,191	10,660	1,713	162	128	408,070	18.8
製造業	88,153	38,593	100,908	26,636	10,542	1,106	854	266,792	12.3
電気・ガス・熱供給・水道業	6,088	2,251	3,860	620	267	25	39	13,150	0.6
情報通信業	35,406	9,167	19,862	5,371	2,270	283	218	72,577	3.3
運輸業・郵便業	17,531	7,631	33,722	10,447	3,530	315	271	73,447	3.4
卸売・小売業	176,557	63,398	103,879	16,370	6,220	728	631	367,783	16.9
金融・保険業	12,659	4,352	5,062	865	726	151	203	24,018	1.1
不動産業・物品賃貸業	122,778	17,552	16,244	2,288	780	101	81	159,824	7.4
学術研究・専門技術サービス業	101,754	28,398	40,440	4,481	1,343	144	87	176,647	8.1
飲食店・宿泊業	39,921	15,418	23,288	3,399	1,134	128	117	83,405	3.8
生活関連サービス業・娯楽業	34,236	11,997	21,696	3,967	1,045	110	70	73,121	3.4
教育・学習支援業	12,863	4,044	9,204	1,679	391	71	46	28,298	1.3
医療・福祉	38,919	32,224	90,501	18,786	8,309	724	281	189,744	8.7
複合サービス事業	6,238	1,619	2,058	516	501	107	55	11,094	0.5
サービス業	79,268	29,617	53,357	9,681	3,911	461	386	176,681	8.1
公務	4,378	1,543	4,082	1,365	1,131	189	92	12,780	0.6
総数	952,930	359,751	687,490	118,199	43,992	4,817	3,566	2,170,745	100.0
構成割合(%)	43.9	16.6	31.7	5.5	2.0	0.2	0.2	100.0	

- 注1. 産業分類は、「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。  
 2. 事業所の規模は、事業所に使用されている被保険者の数による。  
 3. 船員を除く。

**表13 厚生年金保険（第1号） 産業大分類別・規模別被保険者数（平成29年9月1日現在の調査）**

(単位：人)

産業大分類	2人以下	3・4人	5～	30～	100～	500～	1000人	合計	構成割合(%)
			29人	99人	499人	999人	以上		
農林水産業	14,714	21,542	102,603	39,523	24,481	4,972	11,888	219,723	0.6
鉱業・採石業・砂利採取業	1,077	1,650	19,181	12,557	8,833	2,751	10,158	56,207	0.1
建設業	207,079	292,739	1,450,088	505,828	324,859	115,085	374,847	3,270,525	8.4
製造業	100,641	132,668	1,202,720	1,397,278	2,092,446	762,303	3,017,981	8,706,037	22.3
電気・ガス・熱供給・水道業	5,720	7,691	41,227	32,541	52,841	17,219	198,035	355,274	0.9
情報通信業	37,792	31,278	231,620	284,445	450,969	194,493	636,278	1,866,875	4.8
運輸業・郵便業	17,553	26,498	433,844	538,933	679,749	223,328	839,842	2,759,747	7.1
卸売・小売業	198,412	216,227	1,095,903	843,984	1,270,125	512,754	1,929,325	6,066,730	15.5
金融・保険業	14,227	14,779	49,665	47,791	160,837	106,471	997,562	1,391,332	3.6
不動産業・物品賃貸業	119,806	58,537	162,292	116,805	146,741	69,681	179,216	853,078	2.2
学術研究・専門技術サービス業	115,560	96,633	403,523	226,642	266,276	99,030	196,136	1,403,800	3.6
飲食店・宿泊業	45,948	52,535	242,726	173,914	228,456	87,635	308,558	1,139,772	2.9
生活関連サービス業・娯楽業	38,721	40,963	238,349	199,919	206,932	76,473	174,175	975,532	2.5
教育・学習支援業	14,779	13,810	113,642	79,542	76,746	48,012	168,143	514,674	1.3
医療・福祉	48,667	112,580	999,155	1,008,878	1,641,961	490,177	536,767	4,838,185	12.4
複合サービス事業	6,625	5,481	21,537	28,928	122,785	70,393	115,898	371,647	1.0
サービス業	88,325	101,468	569,345	502,594	800,521	327,367	1,233,208	3,622,828	9.3
公務	4,470	5,286	47,667	76,771	251,688	127,566	158,534	671,982	1.7
総数	1,080,116	1,232,365	7,425,087	6,116,873	8,807,246	3,335,710	11,086,551	39,083,948	100.0
構成割合(%)	2.8	3.2	19.0	15.7	22.5	8.5	28.4	100.0	

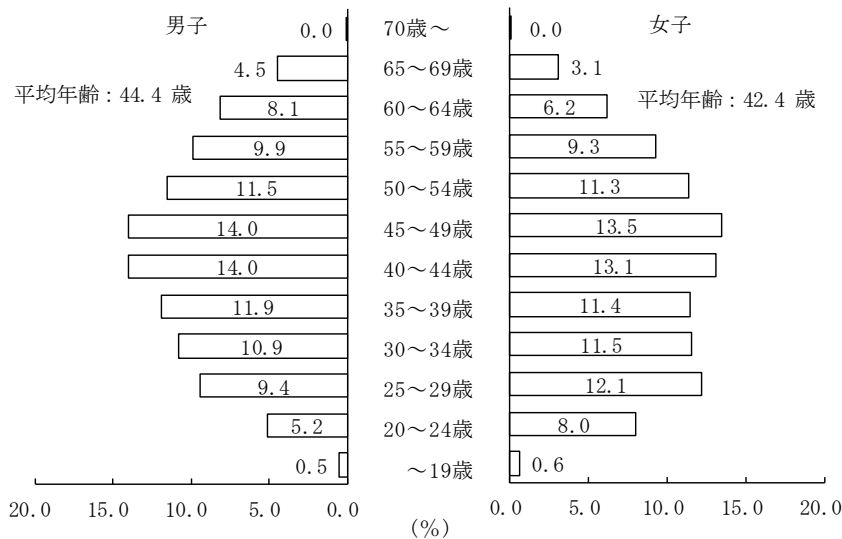
- 注1. 産業分類は、「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。  
 2. 事業所の規模は、事業所に使用されている被保険者の数による。  
 3. 船員を除く。

## ⑤ 年齢構成

平成 29 年度末の厚生年金保険（第 1 号）の被保険者の年齢構成を男女別にみると、男女ともに 40 代の割合が最も高くなっている。

なお、厚生年金保険の被保険者の平均年齢は、平成 29 年度末で、男子は 44.4 歳、女子は 42.4 歳となっている（図 4）。

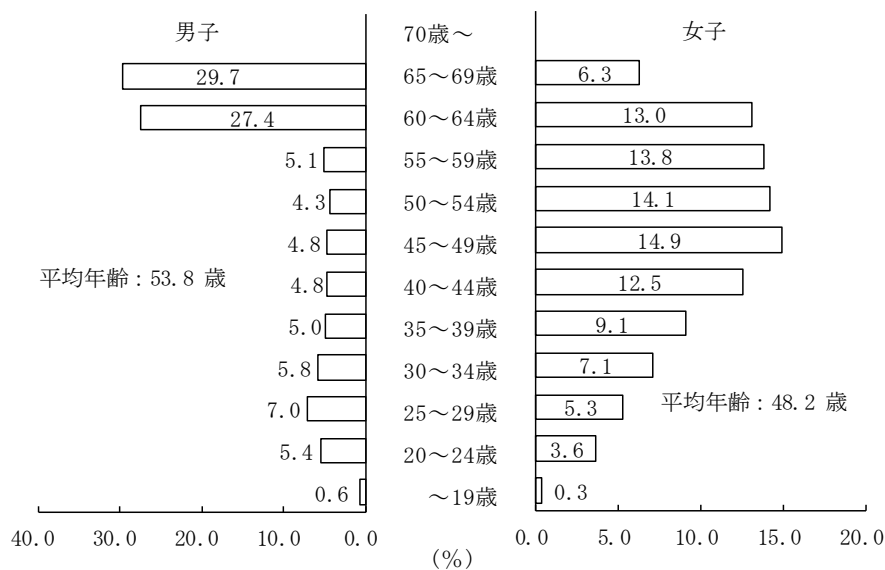
図 4 厚生年金保険（第 1 号） 被保険者の年齢構成（平成29年度末）



注：男子には船員及び坑内員を含む。

平成 29 年度末現在の短時間労働者の年齢構成は、男子は 60～64 歳、65～69 歳の割合が他の年齢階級と比較して高くなっており、女子は 45～49 歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は 53.8 歳、女子は 48.2 歳となっている（図 5）。

図 5 厚生年金保険（第 1 号） 短時間労働者の年齢構成（平成29年度末）



注：男子には坑内員を含む。

## ⑥ 標準報酬月額及び標準賞与額

平成29年度末の標準報酬月額の平均は31万円（男子35万2千円、女子24万円）であり、前年度末に比べて0.6%増加している。平成29年度の年度平均についても、30万8千円（男子35万円、女子23万9千円）と、前年度に比べて0.1%増加している（表14）。

表14 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の平均の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)			(再掲) 短時間労働者			標準報酬月額の平均 (年度平均)			(再掲) 短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成25年度	306,282	347,276	233,482	・	・	・	305,408	346,418	232,675	・	・	・
	26	308,382	349,735	235,763	・	・	・	306,897	348,043	234,554	・	・	・
	27	308,938	350,114	237,574	・	・	・	308,007	349,144	236,552	・	・	・
	28	308,133	350,093	237,462	126,946	139,893	121,494	307,896	349,362	237,428	126,062	139,346	120,362
	29	309,994	351,960	240,264	139,312	152,136	134,033	308,352	350,144	238,693	135,560	148,698	130,026
伸び率 (%)	平成25年度	0.0	△ 0.1	0.6	・	・	・	0.2	0.1	0.7	・	・	・
	26	0.7	0.7	1.0	・	・	・	0.5	0.5	0.8	・	・	・
	27	0.2	0.1	0.8	・	・	・	0.4	0.3	0.9	・	・	・
	28	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.0	・	・	・	△ 0.0	0.1	0.4	・	・	・
	29	0.6	0.5	1.2	9.7	8.8	10.3	0.1	0.2	0.5	7.5	6.7	8.0

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。  
 2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。  
 3. 標準報酬月額の平均（年度平均）は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。

標準賞与額1回当たりの平均は、平成29年度で44万5千円（男子51万9千円、女子30万9千円）であり、前年度に比べて1.0%増加している。

一人当たり標準報酬額（総報酬ベース・年額）は、平成29年度で438万6千円（男子503万円、女子331万3千円）であり、前年度に比べて0.3%増加している（表15）。

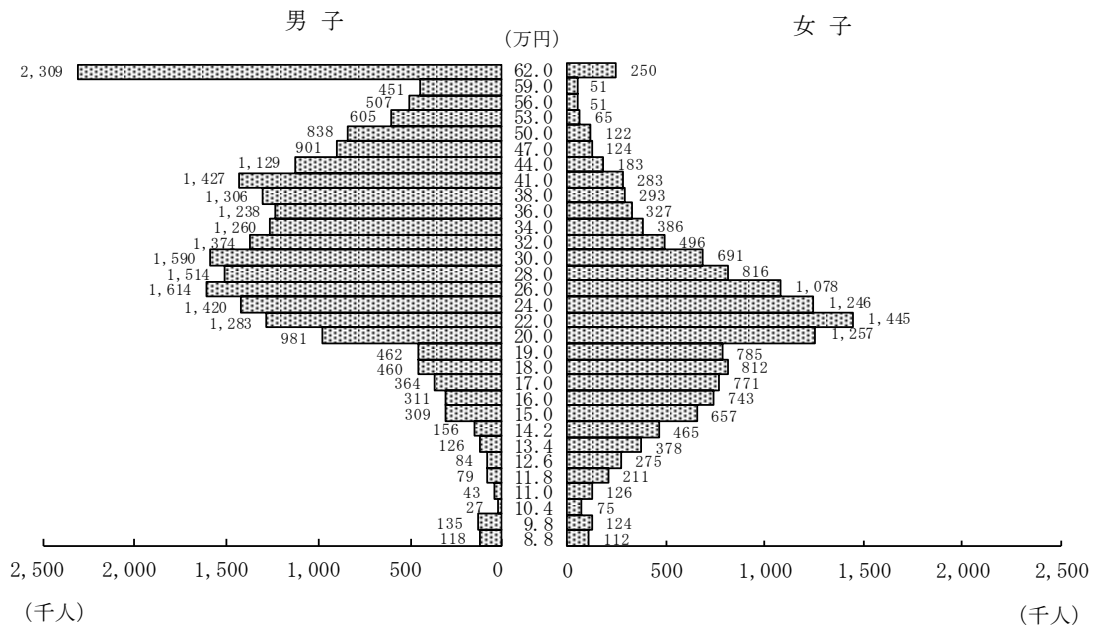
表15 厚生年金保険（第1号） 標準賞与額1回当たりの平均及び一人当たりの標準報酬額の推移

		標準賞与額1回当たりの平均			(再掲) 短時間労働者			一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)			(再掲) 短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成25年度	428,046	496,257	295,951	・	・	・	4,326,485	4,948,041	3,224,130	・	・	・
	26	435,820	506,140	299,803	・	・	・	4,361,575	4,991,749	3,253,588	・	・	・
	27	440,856	513,382	303,238	・	・	・	4,381,148	5,012,923	3,283,744	・	・	・
	28	440,335	513,525	304,003	...	...	...	4,375,042	5,012,331	3,292,015	...	...	...
	29	444,626	518,814	308,687	73,474	118,340	52,172	4,386,088	5,030,103	3,312,645	1,683,967	1,884,533	1,599,484
伸び率 (%)	平成25年度	0.4	0.3	1.1	・	・	・	0.3	0.3	0.7	・	・	・
	26	1.8	2.0	1.3	・	・	・	0.8	0.9	0.9	・	・	・
	27	1.2	1.4	1.1	・	・	・	0.4	0.4	0.9	・	・	・
	28	△ 0.1	0.0	0.3	・	・	・	△ 0.1	△ 0.0	0.3	・	・	・
	29	1.0	1.0	1.5	...	...	...	0.3	0.4	0.6	...	...	...

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。  
 2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。  
 3. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。  
 4. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

図6は標準報酬月額別被保険者数の分布をみたものである。男子では上限の第31級（62万円）が231万人と最も多くなっている一方、女子は第15級（22万円）が144万人と最も多くなっている。

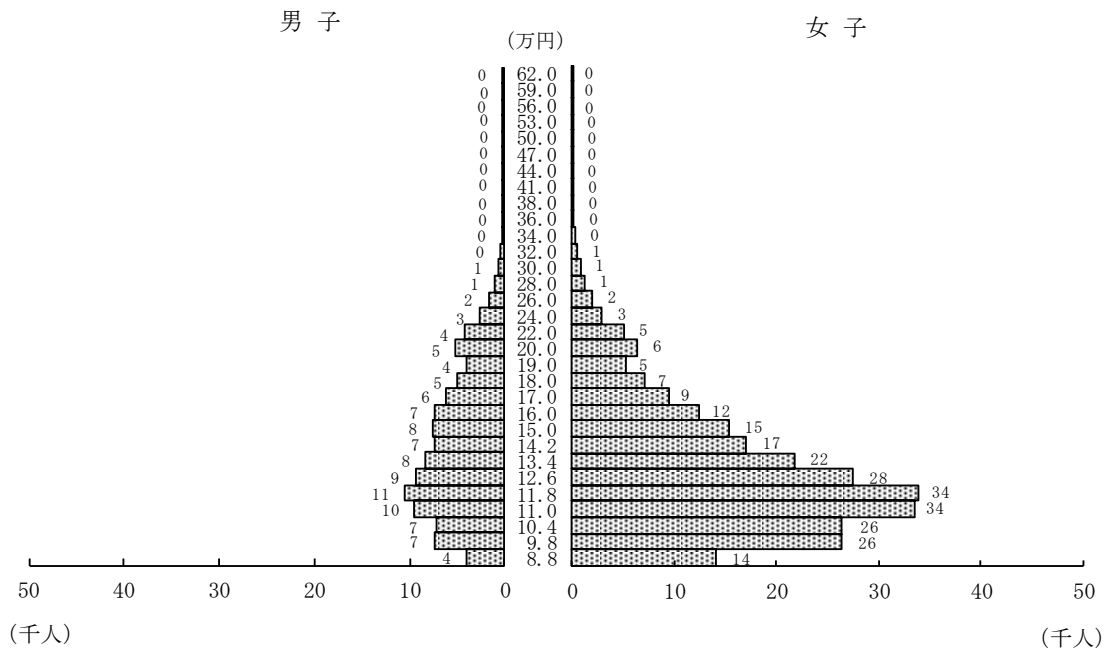
図6 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額別被保険者数（平成29年度末）



注. 男子には船員及び坑内員を含む。

図7は標準報酬月額別短時間労働者数の分布をみたものである。男子では第5級（11.8万円）が1万人と最も多くなっており、女子も第5級（11.8万円）が3万人と最も多くなっている。

図7 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額別短時間労働者数（平成29年度末）



注. 男子には坑内員を含む。

## (2) 受給（権）者数

### ① 受給者数

平成29年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者数は3,506万人で、内訳は旧法厚生年金保険が119万人、旧法船員保険が3万人、新法厚生年金保険が3,343万人、旧共済組合が42万人となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,521万人（全受給者数の43.4%）、通算老齢年金が1,395万人（同39.8%）、障害年金が43万人（同1.2%）、遺族年金が545万人（同15.6%）、通算遺族年金が3万人（同0.1%）となっている。

また、平成29年度末において、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金の受給者数は、老齢相当が1,319万人、通老相当が1,153万人となっている。障害基礎年金を併せて受給する障害厚生年金の受給者数は26万人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金の受給者数は7万人となっている（表16）。

**表16 厚生年金保険（第1号） 受給者数（平成29年度末）**

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	15,207	43.4	442	1.3	10	0.0	14,504 (13,038)	41.4	251 (154)	0.7
通算老齢年金・25年未満	13,948	39.8	350	1.0	2	0.0	13,521 (11,461)	38.6	75 (68)	0.2
障 害 年 金	427	1.2	37	0.1	1	0.0	386 (260)	1.1	3 (2)	0.0
遺 族 年 金	5,453	15.6	336	1.0	12	0.0	5,015 (74)	14.3	90 (0)	0.3
通 算 遺 族 年 金	25	0.1	24	0.1	1	0.0	・	・	1	0.0
合 計	35,060	100.0	1,188	3.4	26	0.1	33,427 (24,833)	95.3	419 (223)	1.2

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
4. ( )内は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。
5. 割合は、厚生年金保険（第1号）の全受給者数に対するものである。



厚生年金保険（第1号）の受給者数を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が24万人、通算老齢年金が65万人、障害年金が8千人、遺族給付が7万人の増加となっている（表17、図8）。

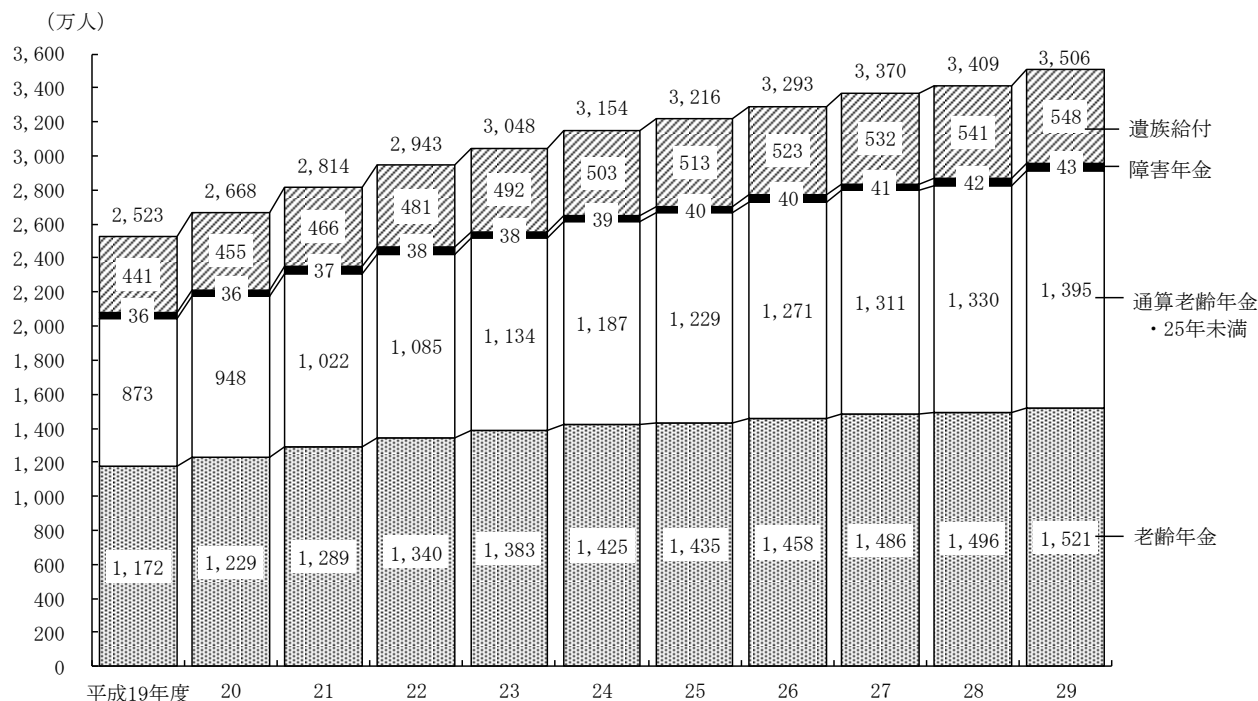
**表17 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移**

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成19年度	25,226	11,725	8,728	360	4,414
20	26,684	12,287	9,485	363	4,549
21	28,141	12,893	10,219	366	4,664
22	29,433	13,399	10,849	377	4,807
23	30,479	13,831	11,339	384	4,924
24	31,535	14,246	11,869	390	5,030
25	32,164	14,347	12,286	397	5,134
26	32,932	14,581	12,715	404	5,232
27	33,703	14,859	13,110	410	5,323
28	34,094	14,964	13,302	419	5,409
29	35,060	15,207	13,948	427	5,478

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

**図8 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移（年度末現在）**



厚生年金保険（第1号）の老齢給付受給者数を前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が7万人、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が6万人、旧法船員保険の老齢年金が2千人、旧法船員保険の通算老齢年金が4百人、旧共済組合の退職年金が2万人、旧共済組合の通算退職年金が4千人の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢厚生年金のうち老齢相当が34万人、通老相当が71万人の増加となっている（表18）。

**表18 厚生年金保険（第1号） 老齢給付受給者数の推移**

(年度末現在、単位：千人)

年度	合計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢相当	通老相当 ・25年未満	退職年金	通算退職年金 ・25年未満
平成19年度	11,725	8,728	1,429	1,115	33	6	9,815	7,504	448	102
20	12,287	9,485	1,316	1,043	30	6	10,512	8,336	429	101
21	12,893	10,219	1,209	978	28	5	11,245	9,136	411	100
22	13,399	10,849	1,093	889	25	5	11,891	9,858	391	98
23	13,831	11,339	982	799	23	4	12,457	10,441	371	96
24	14,246	11,869	876	712	20	4	13,000	11,060	350	92
25	14,347	12,286	776	633	18	3	13,223	11,561	330	89
26	14,581	12,715	683	558	16	3	13,573	12,068	309	86
27	14,859	13,110	596	483	14	2	13,960	12,543	290	82
28	14,964	13,302	516	412	12	2	14,166	12,809	270	79
29	15,207	13,948	442	350	10	2	14,504	13,521	251	75

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた受給者を計上している。
2. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

## ② 受給権者数

平成29年度末における厚生年金保険（第1号）の受給権者数は3,718万人で、その内訳を年金種別にみると、老齢年金が1,590万人、通算老齢年金が1,483万人、障害年金が62万人、遺族給付が583万人となっている（表19）。

**表19 厚生年金保険（第1号） 受給権者数の推移**

(年度末現在、単位：千人)

年度	合計	受給権者数			
		老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成19年度	27,502	12,596	9,627	507	4,772
20	29,072	13,236	10,412	516	4,908
21	30,581	13,854	11,180	524	5,022
22	31,982	14,413	11,856	541	5,171
23	33,034	14,840	12,352	553	5,290
24	34,053	15,233	12,862	564	5,393
25	34,555	15,230	13,258	573	5,493
26	35,258	15,422	13,662	584	5,590
27	35,999	15,684	14,042	594	5,678
28	36,257	15,688	14,202	605	5,762
29	37,179	15,900	14,832	616	5,832

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給権者は、平成26年度以前は厚生年金の受給権者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

### ③ 在職者にかかる老齢給付の状況

平成29年度末の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は、389万人となっており、前年度末に比べて25万人（6.9%）の増加となっている（表20）。

表20 厚生年金保険（第1号） 在職者にかかる老齢給付状況の推移

（年度末現在、単位：万人）

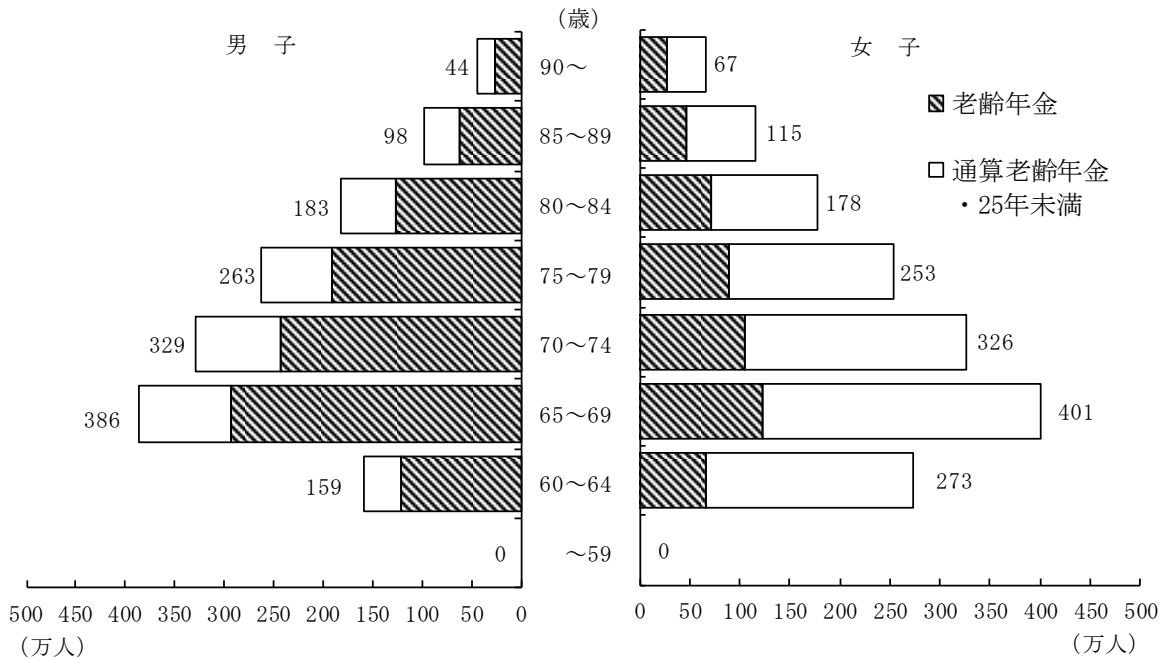
	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成25年度	316.5 (136.2)	216.2 (96.5)	100.3 (39.7)	263.0 (134.8)	175.5 (96.1)	87.5 (38.8)
26	327.0 (156.0)	221.2 (110.7)	105.8 (45.3)	275.9 (154.6)	183.0 (110.1)	92.9 (44.5)
27	355.2 (179.6)	239.7 (127.5)	115.5 (52.0)	303.4 (178.0)	202.2 (126.9)	101.2 (51.1)
28	364.1 (204.0)	235.8 (144.3)	128.3 (59.7)	319.8 (202.6)	206.8 (143.8)	113.0 (58.8)
29	389.4 (228.5)	249.1 (161.1)	140.3 (67.3)	345.7 (227.1)	221.6 (160.6)	124.1 (66.5)

- 注1. 在職者とは、① 厚生年金保険の被保険者  
 ② 適用事業所に使用される70歳以上の者（平成26年度以前は、昭和12年4月2日以降生まれの者に限る）  
 ③ 国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員（平成27年度以降に限る）  
 である老齢給付の受給権者及び受給者である。  
 2. ( ) 内の数値は、65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済組合を除く）である。  
 ただし、平成26年度以前は、昭和12年4月2日以降生まれの者に限る。

### ④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

図9は、平成29年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給権者3,073万人の年齢階級別分布を示したものである。男女共に65～69歳が最も多い（男子は386万人、女子は401万人）。

図9 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の年齢階級別受給権者数（平成29年度末）

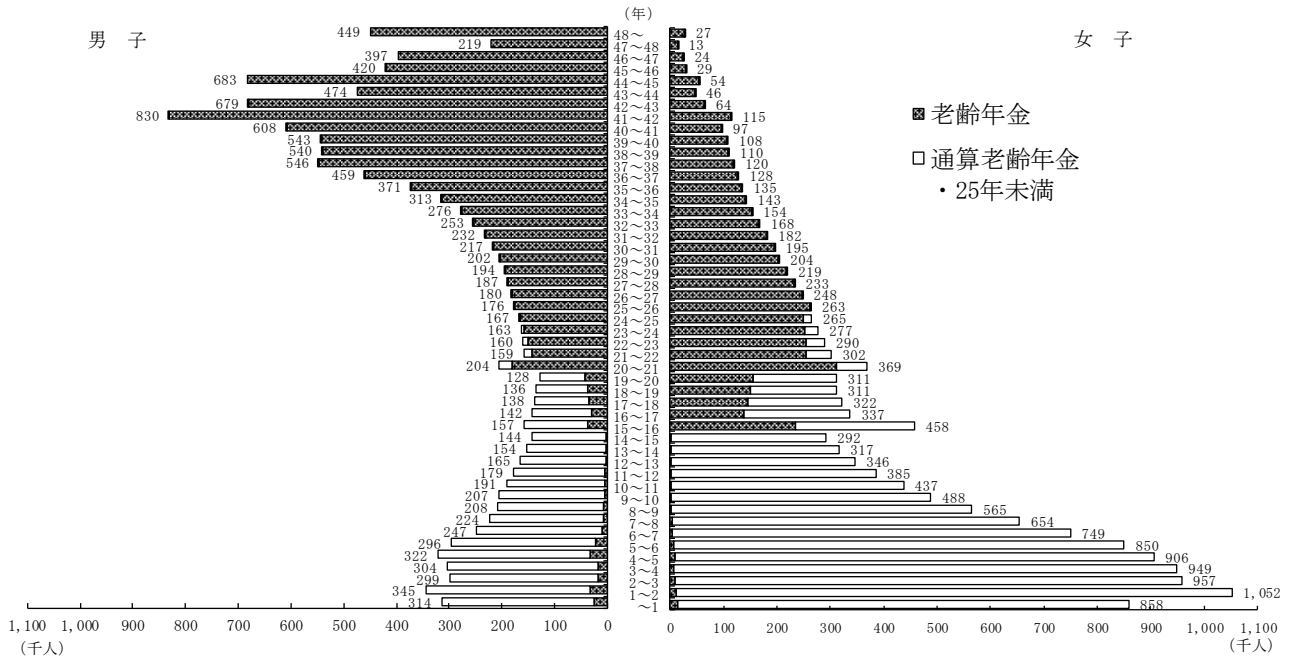


### ⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成 29 年度末における厚生年金保険（第 1 号）の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図 10 のとおりである。

男子では 41 年以上 42 年未満が最も多く（83 万人）、女子では 1 年以上 2 年未満が最も多く（105 万人）になっている。

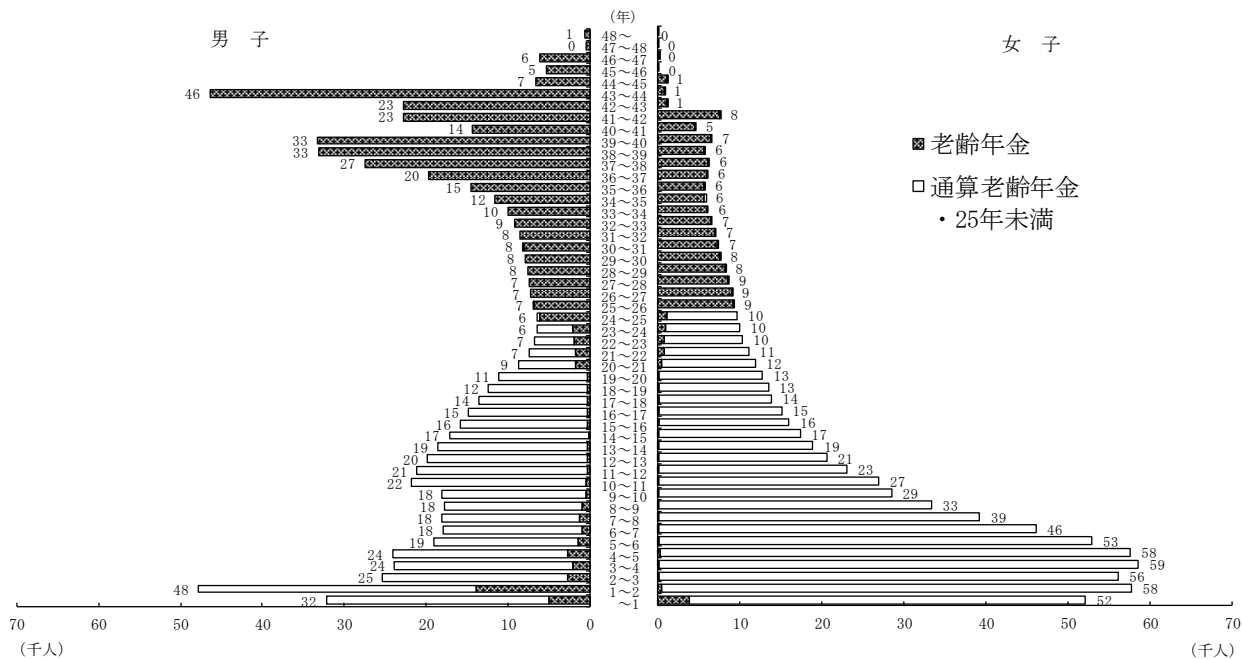
図10 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成29年度末）



注1. 老齢年金には、被保険者期間が15年未満の者が存在しているが、これは、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて老齢年金に該当した者等もいるためである。  
 2. 被保険者期間には、年金分割によるみなし被保険者期間を含んでいる。

平成29年度に新規裁定された厚生年金保険（第1号）の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図11のとおりである。

図11 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成29年度新規裁定）



注1. 老齢年金には、被保険者期間が15年未満の者が存在しているが、これは、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて老齢年金に該当した者等もいるためである。  
 2. 被保険者期間には、年金分割によるみなし被保険者期間を含んでいる。

## ⑥ 老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない受給権者は、繰下げ率が、概ね1%程度となっている（表21）。

**表21 厚生年金保険（第1号）  
新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況**

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
平成29年度	25,296,195	59,898	0.2	25,069,286	99.1	167,011	0.7

注1. 老齢厚生年金受給権者総数には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含めていない。これは、特別支給の老齢厚生年金は繰下げできないためである。  
2. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。

（参考）

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
平成25年度	20,645,609	10,717	0.1	20,396,770	98.8	238,122	1.2
26	21,986,841	21,928	0.1	21,716,017	98.8	248,896	1.1
27	23,126,224	32,795	0.1	22,829,711	98.7	263,718	1.1
28	24,081,359	46,310	0.2	23,756,169	98.6	278,880	1.2

注. 平成29年度より、本来と繰下げの分類を変更しており、本表は分類変更前の数値である。

- ・ 平成28年度までの本来と繰下げの分類は、平成19年3月以前に本来・繰下げ支給の受給権が発生した受給権者については基礎年金の状況で判定しており、平成28年度以前の数値には、当該受給権者のうち基礎年金のみの繰下げ者が含まれている。
- ・ 平成29年度からは、当該受給権者についても老齢厚生年金の状況で繰下げを判定するよう変更し、精緻化した。

受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰下げ率が、概ね1%程度で推移している（表22）。

**表22 厚生年金保険（第1号）**  
**新法厚生年金保険（老齢厚生年金） 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移**

（年度末現在、単位：人、％）

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		人	受給率	人	受給率	人	受給率
平成25年度	1,316,590	・	・	1,303,949	99.0	12,640	1.0
26	1,186,534	・	・	1,176,463	99.2	10,067	0.8
27	950,336	・	・	941,186	99.0	9,150	1.0
28	1,353,086	・	・	1,339,282	99.0	13,801	1.0
29	1,789,123	・	・	1,768,519	98.8	20,600	1.2

- 注1. 繰上げ下げ状況が不詳の者がいるため、繰上げ、本来、繰下げの和は総数と一致しないことがある。  
 注2. 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ状況である。  
 注3. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されており、表中の年度末時点において70歳の者については、老齢厚生年金の繰上げ制度の対象となっていない。

### (3) 年金額

#### ① 年金総額

平成29年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額は25兆8,091億円で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が17兆5,534億円で年金総額の68.0%を占めており、通算老齢年金が2兆5,089億円（年金総額の9.7%）、障害年金が3,035億円（同1.2%）、遺族年金が5兆4,365億円（同21.1%）、通算遺族年金が67億円（同0.0%）となっている（表23）。

表23 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額（平成29年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	175,534	68.0	7,256	2.8	292	0.1	164,106	63.6	3,880	1.5
通算老齢年金・25年未満	25,089	9.7	1,317	0.5	6	0.0	23,591	9.1	176	0.1
障 害 年 金	3,035	1.2	429	0.2	25	0.0	2,550	1.0	30	0.0
遺 族 年 金	54,365	21.1	3,478	1.3	198	0.1	49,643	19.2	1,046	0.4
通 算 遺 族 年 金	67	0.0	64	0.0	1	0.0	・	・	1	0.0
合 計	258,091	100.0	12,545	4.9	522	0.2	239,890	92.9	5,134	2.0

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。

4. 割合は、厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額全体に対するものである。



平成 29 年度末における厚生年金保険（第 1 号）の受給者の年金総額を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が 412 億円の減少、通算老齢年金が 1,072 億円の増加、障害年金が 15 億円の増加、遺族給付が 408 億円の増加となっている（表 24、図 12）。

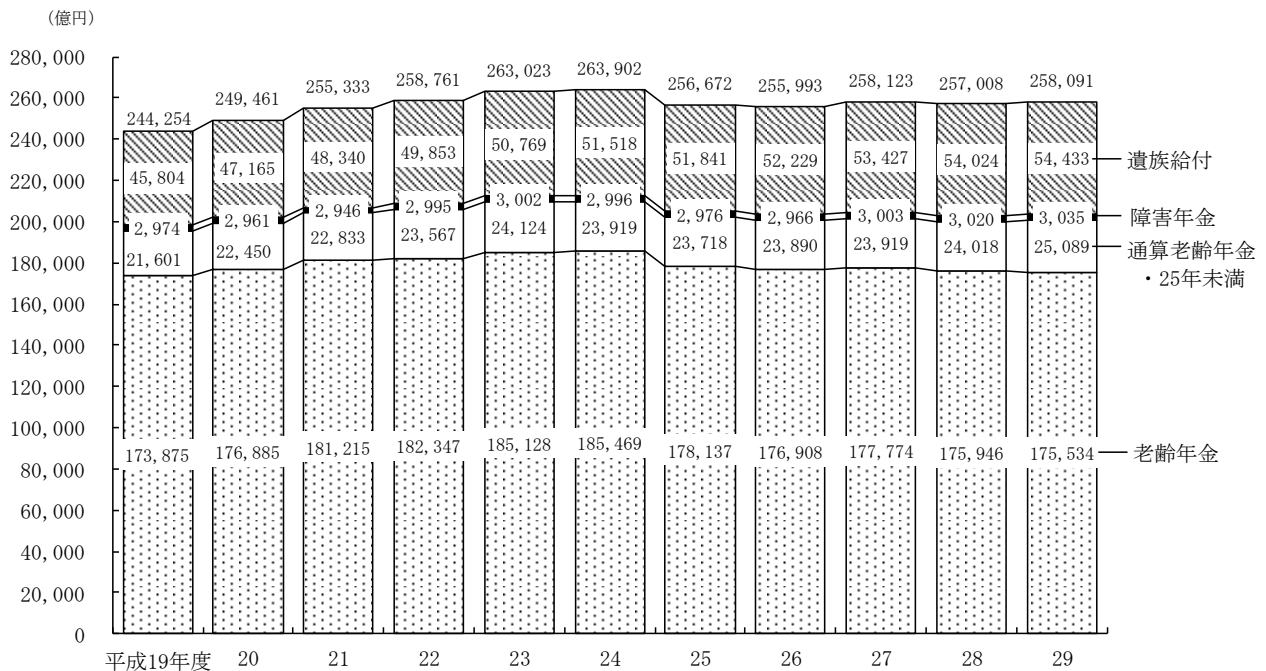
**表24 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額の推移**

（年度末現在、単位：億円）

年度	合計		老齢年金		通算老齢年金 ・25年未満		障害年金	遺族給付
平成19年度	244,254	(231,898)	173,875	(162,335)	21,601	(20,785)	2,974	45,804
20	249,461	(236,195)	176,885	(164,495)	22,450	(21,575)	2,961	47,165
21	255,333	(240,939)	181,215	(167,762)	22,833	(21,891)	2,946	48,340
22	258,761	(243,474)	182,347	(168,073)	23,567	(22,555)	2,995	49,853
23	263,023	(246,892)	185,128	(170,072)	24,124	(23,048)	3,002	50,769
24	263,902	(246,937)	185,469	(169,656)	23,919	(22,768)	2,996	51,518
25	256,672	(239,390)	178,137	(162,062)	23,718	(22,511)	2,976	51,841
26	255,993	(239,171)	176,908	(161,320)	23,890	(22,656)	2,966	52,229
27	258,123	(243,211)	177,774	(164,093)	23,919	(22,688)	3,003	53,427
28	257,008	(245,827)	175,946	(165,869)	24,018	(22,914)	3,020	54,024
29	258,091	(248,916)	175,534	(167,485)	25,089	(23,964)	3,035	54,433

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. ( ) 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
4. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

**図 12 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額の推移（年度末現在）**



厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者年金総額について、前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が1,346億円、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が241億円、旧法船員保険の老齢年金が48億円、旧法船員保険の通算老齢年金が1億円、旧共済組合の退職年金が386億円、通算退職年金が13億円の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢相当が1,368億円、新法厚生年金保険の通老相当が1,326億円の増加となっている（表25）。

**表25 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の受給者年金総額の推移**

（年度末現在、単位：億円）

年度	合計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢相当	通老相当 ・25年未満	退職年金	通算退職年金 ・25年未満
平成19年度	173,875 (162,335)	21,601 (20,785)	26,524 (26,133)	4,504 (4,431)	932	24	137,821 (126,672)	16,773 (16,030)	8,599	300
20	176,885 (164,495)	22,450 (21,575)	24,243 (23,886)	4,160 (4,093)	864	22	143,641 (131,608)	17,977 (17,169)	8,137	291
21	181,215 (167,762)	22,833 (21,891)	22,186 (21,859)	3,869 (3,807)	796	20	150,544 (137,419)	18,663 (17,784)	7,688	280
22	182,347 (168,073)	23,567 (22,555)	19,850 (19,556)	3,494 (3,436)	726	17	154,567 (140,587)	19,786 (18,831)	7,204	270
23	185,128 (170,072)	24,124 (23,048)	17,582 (17,321)	3,115 (3,062)	651	15	160,188 (145,394)	20,738 (19,714)	6,706	256
24	185,469 (169,656)	23,919 (22,768)	15,487 (15,257)	2,759 (2,712)	581	13	163,189 (147,606)	20,905 (19,800)	6,212	242
25	178,137 (162,062)	23,718 (22,511)	13,434 (13,233)	2,414 (2,372)	508	11	158,499 (142,625)	21,066 (19,901)	5,696	227
26	176,908 (161,320)	23,890 (22,656)	11,601 (11,438)	2,098 (2,062)	447	10	159,643 (144,217)	21,570 (20,371)	5,217	213
27	177,774 (164,093)	23,919 (22,688)	10,083 (9,964)	1,828 (1,801)	393	8	162,631 (149,070)	21,882 (20,677)	4,666	202
28	175,946 (165,869)	24,018 (22,914)	8,603 (8,527)	1,557 (1,540)	340	7	162,737 (152,736)	22,265 (21,178)	4,266	189
29	175,534 (167,485)	25,089 (23,964)	7,256 (7,205)	1,317 (1,305)	292	6	164,106 (156,108)	23,591 (22,477)	3,880	176

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。

4. ( ) 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

## ② 平均年金月額

平成29年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が14万7千円、通算老齢年金が6万円となっている（表26）。

**表26 厚生年金保険（第1号） 受給者平均年金月額の推移**

（年度末現在、単位：円）

年度	老齢年金	（再掲）基礎または定額あり		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		基礎または定額あり	基礎及び定額なし			
平成25年度	148,409	158,688	77,934	57,334	103,175	85,913
26	147,513	156,245	77,556	58,075	101,906	84,831
27	147,872	156,904	75,632	59,013	102,630	85,200
28	147,927	155,341	73,805	59,837	102,398	84,694
29	147,051	153,861	72,228	59,621	102,890	84,180

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。

3. 「遺族年金」には、通算遺族年金を含まない。

4. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。

男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成25年度に61歳、平成28年度に62歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、平成25年度から平成27年度の60歳と、平成28年度の60歳・61歳で少なくなっている。なお、これらの者には、支給開始年齢が遅れて引き上がる、年金額が比較的高い坑内員や船員の受給権者が含まれているため、平均年金月額が高くなっている(表27)。

**表27 厚生年金保険(第1号) 老齢年金受給権者状況の推移(男子)**

(年度末現在)

	受給権者数(万人)					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成25年度	1.0	45.1	49.2	53.7	60.9	820.1
26	0.7	33.1	46.1	49.9	54.3	856.3
27	0.7	32.3	41.2	46.7	50.5	886.8
28	0.6	1.3	41.4	42.4	47.3	916.8
29	0.5	1.0	33.4	42.6	43.2	942.1

	平均年金月額(円)					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成25年度	131,754	96,735	97,759	101,710	105,755	183,155
26	129,823	95,763	96,934	100,666	103,330	179,578
27	124,261	94,399	97,433	101,255	103,727	178,928
28	121,853	120,670	92,332	100,742	103,399	176,655
29	114,597	119,480	89,199	95,274	102,572	174,535

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。  
2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成25年度・平成26年度は62歳までと63歳以降で、平成27年度以降は63歳までと64歳以降で大きな違いが見られる(表28)。

**表28 厚生年金保険(第1号) 老齢年金受給権者状況の推移(女子)**

(年度末現在)

	受給権者数(万人)					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成25年度	12.2	17.2	19.4	21.5	24.0	398.7
26	10.9	15.2	17.5	19.8	21.8	416.5
27	10.1	14.2	15.6	17.8	20.1	432.3
28	9.2	12.7	15.4	15.9	18.2	447.6
29	8.7	11.4	14.5	15.7	16.3	460.4

	平均年金月額(円)					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成25年度	49,532	49,541	48,210	96,204	94,958	109,314
26	50,360	50,323	49,672	96,204	95,180	108,384
27	52,169	51,061	51,214	50,771	96,922	109,180
28	53,381	53,326	49,449	51,952	97,761	108,964
29	53,034	54,522	49,299	50,272	99,889	108,776

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。  
2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

表 29 は厚生年金保険（第 1 号）の老齢年金受給権者の給付状況の推移を示したものである。平成 29 年度末における受給権者数は 1,590 万人であり、前年度末と比べると、受給権者数は 21 万 2 千人増加している。平均年金額は 14 万 5 千円となっている。

表29 厚生年金保険（第 1 号） 老齢年金の受給権者数及び平均年金額の推移

(年度末現在)

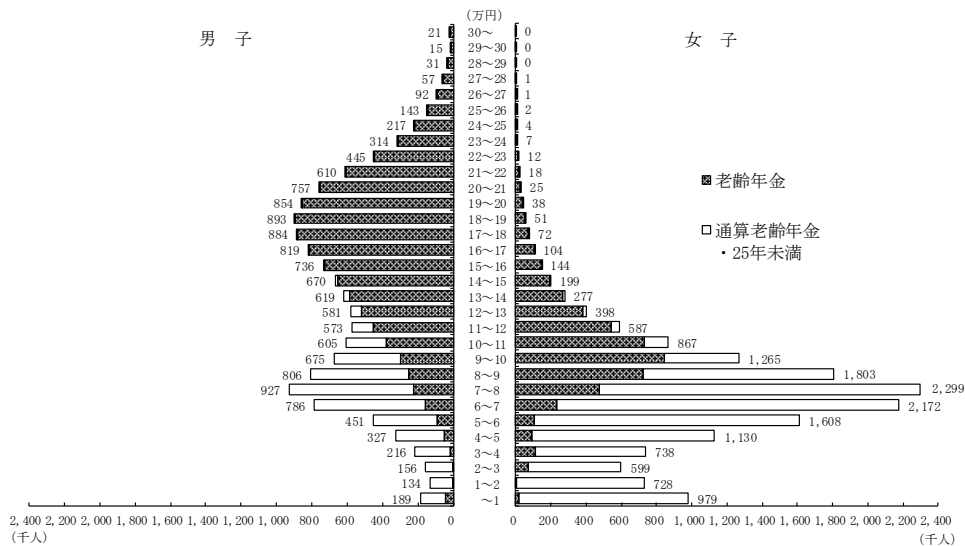
年 度	合 計		旧法厚生年金保険 老齢年金		旧法船員保険 老齢年金		新法厚生年金保険 老齢厚生年金(老齢相当)		旧共済組合 退職年金・ 退職共済年金(退年相当)	
	受給権者数	平均年金額	受給権者数	平均年金額	受給権者数	平均年金額	受給権者数	平均年金額	受給権者数	平均年金額
	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円
平成19年度	12,596	158 (149)	1,431	155 (152)	33	238	10,681	157 (147)	452	173
20	13,236	155 (146)	1,317	154 (151)	30	239	11,455	155 (145)	433	172
21	13,854	153 (144)	1,211	153 (151)	28	240	12,201	153 (143)	415	171
22	14,413	150 (141)	1,094	151 (149)	25	240	12,900	149 (139)	394	169
23	14,840	149 (140)	983	149 (147)	23	240	13,461	149 (138)	374	167
24	15,233	148 (139)	877	147 (145)	20	240	13,982	148 (137)	353	179
25	15,230	146 (136)	777	144 (142)	18	238	14,102	145 (134)	333	176
26	15,422	145 (136)	684	141 (139)	16	237	14,410	144 (134)	313	174
27	15,684	145 (137)	597	141 (139)	14	239	14,781	145 (137)	293	169
28	15,688	146 (140)	516	139 (138)	12	240	14,887	145 (139)	273	168
29	15,900	145 (140)	443	137 (136)	10	241	15,194	145 (140)	253	166

- 注 1. 厚生年金保険（第 1 号）の受給権者は、平成26年度以前は厚生年金の受給権者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」としている。また、新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」としている。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給権者を計上している。
4. 平均年金額には、基礎年金額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金額を含まない。
5. ( ) 内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金額である。

### ③ 年金額階級別受給権者数

平成 29 年度末における厚生年金保険（第 1 号）の老齢給付受給権者の年金額階級別分布をみたものが図 13 である。男子は、通算老齢年金を中心とした 7～8 万円をピークとする山と、老齢年金を中心とした 18～19 万円をピークとする山に分かれているが、女子では通算老齢年金を中心とした 7～8 万円がピークとなっている。

図13 厚生年金保険（第 1 号） 老齢給付の年金額階級別受給権者数（平成29年度末）



注. 年金額には、基礎年金額を含む。

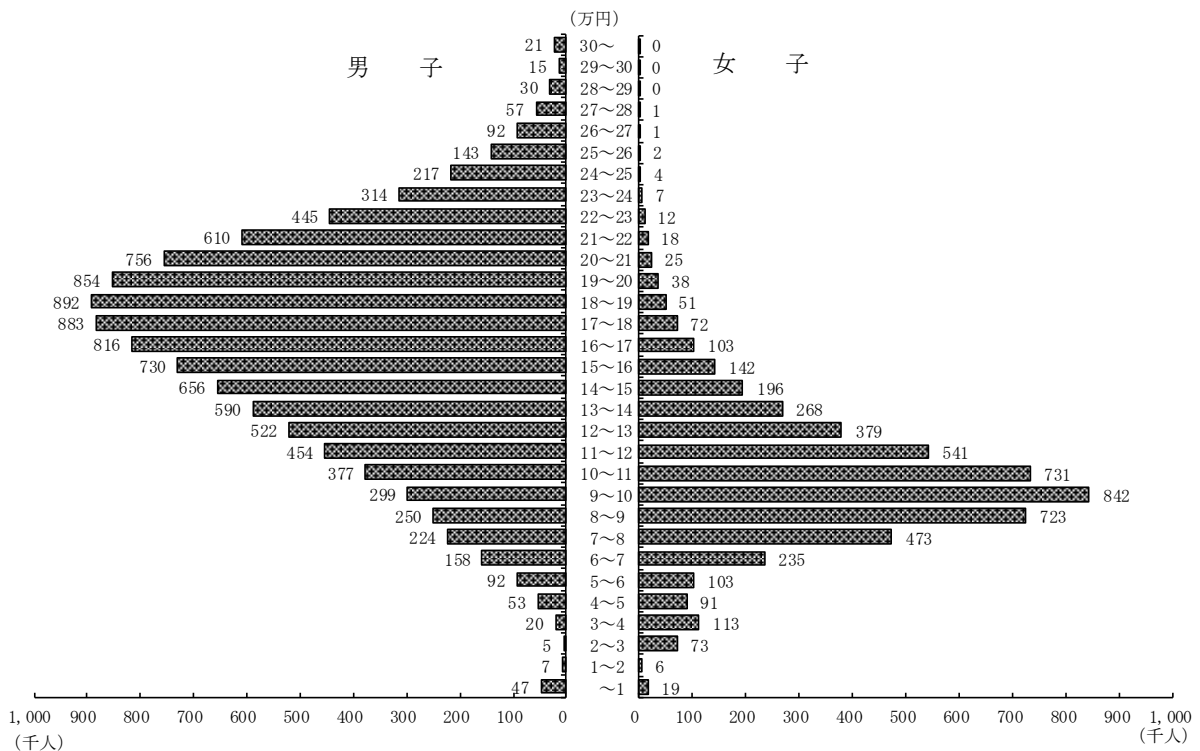
平成 29 年度末における厚生年金保険（第 1 号）の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表 30、図 14 である。男子は、15～20 万円が男子全体の 39.3%を占めており、より詳細にみると 18～19 万円をピークとする山型となっている。女子は、5～10 万円が 45.1%と半数近くを占めており、より詳細にみると 9～10 万円をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。

**表 30 厚生年金保険（第 1 号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成 29 年度末）**

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	15,900	100.0	10,629	100.0	5,270	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	435	2.7	133	1.2	302	5.7
5 ～ 10	3,399	21.4	1,023	9.6	2,375	45.1
10 ～ 15	4,714	29.6	2,598	24.4	2,116	40.1
15 ～ 20	4,581	28.8	4,175	39.3	406	7.7
20 ～ 25	2,408	15.1	2,342	22.0	66	1.3
25 ～ 30	342	2.2	337	3.2	4	0.1
30 ～	22	0.1	21	0.2	0	0.0
平均年金月額（円）	144,903		165,668		103,026	

注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。  
 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

**図14 厚生年金保険（第 1 号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成29年度末）**



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

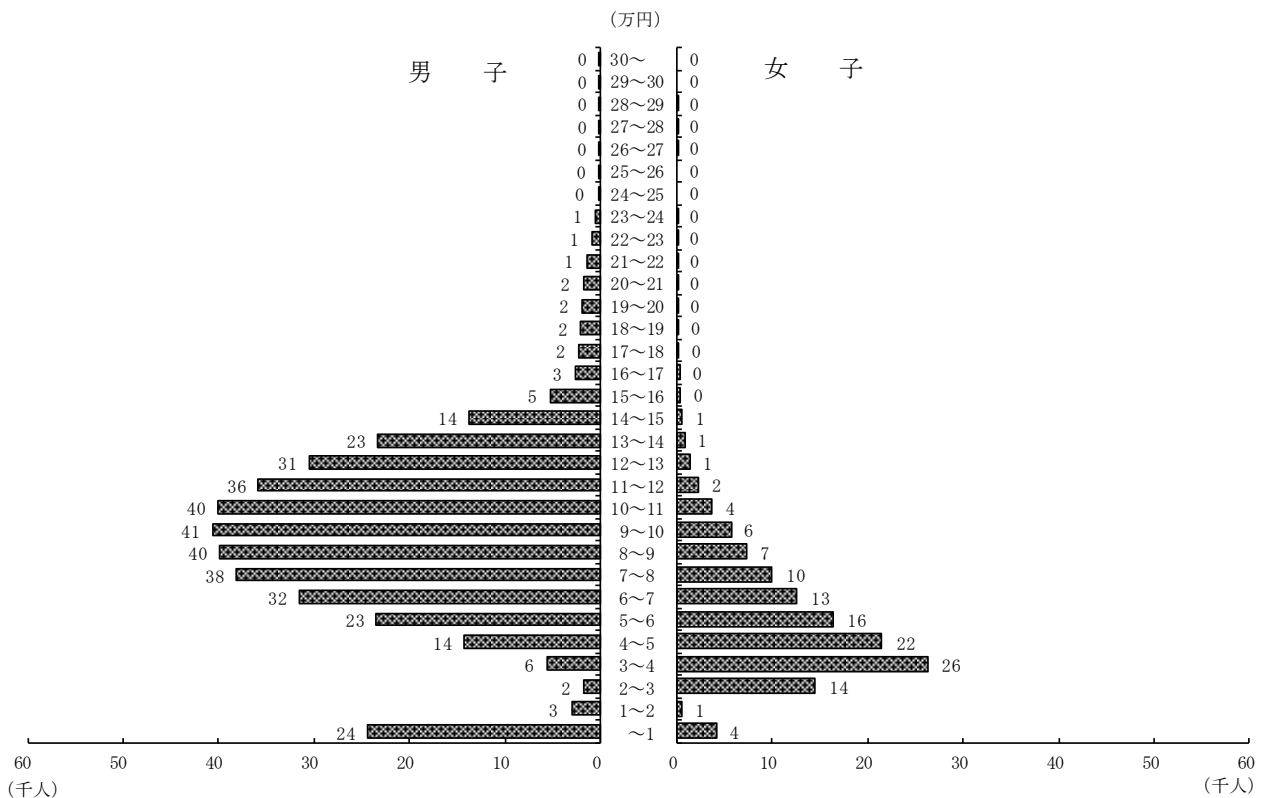
平成29年度に新規裁定された厚生年金保険（第1号）の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表31、図15である。男子は、月額5～10万円が41.5%を占めているが、より詳細にみると9～10万円をピークとする山型となっている。女子は、月額5万円未満が51.9%を占めており、より詳細にみると3～4万円をピークとなっている。

表31 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成29年度新規裁定）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合	千人	割合	千人	割合
合 計	515	100.0	386	100.0	129	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	116	22.6	49	12.7	67	51.9
5 ～ 10	226	43.8	174	45.1	52	40.3
10 ～ 15	153	29.6	144	37.2	9	6.9
15 ～ 20	15	3.0	14	3.7	1	0.9
20 ～ 25	5	1.0	5	1.3	0	0.1
25 ～ 30	0	0.0	0	0.0	0	0.0
30 ～	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平均年金月額（円）	82,374		91,435		55,331	

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。  
 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

図15 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成29年度新規裁定）



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

#### ④ 雇用保険

平成 29 年度末における失業給付との調整に該当する受給権者数は 4 万 2 千人、総停止年金額は 263 億円、平均停止月額は 5 万 2 千円となっている。高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は 25 万 1 千人、停止総額は 327 億円、平均停止月額は 1 万 1 千円となっている（表 32）。

**表32 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整状況の推移**

【失業給付】			(年度末現在)						
年 度	件 数			総停止年金額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
平成 25 年度	58,449	42,179	16,270	38,385,883	34,929,369	3,456,514	54,728	69,010	17,704
26	53,088	36,938	16,150	34,261,845	30,782,838	3,479,007	53,782	69,447	17,952
27	51,283	35,080	16,203	31,803,391	28,669,688	3,133,703	51,680	68,105	16,117
28	44,003	27,690	16,313	26,458,577	23,119,550	3,339,028	50,108	69,579	17,057
29	42,203	25,601	16,602	26,266,500	22,712,315	3,554,185	51,865	73,930	17,840

【高年齢雇用継続給付】			(年度末現在)						
年 度	件 数			高年齢雇用継続給付による停止総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円
平成 25 年度	339,570	329,945	9,625	43,145,970	42,257,765	888,204	10,588	10,673	7,690
26	309,008	299,633	9,375	39,090,903	38,217,147	873,755	10,542	10,629	7,767
27	310,149	299,177	10,972	39,529,831	38,457,767	1,072,064	10,621	10,712	8,142
28	271,117	259,729	11,388	34,084,985	32,991,245	1,093,740	10,477	10,585	8,004
29	251,163	240,134	11,029	32,708,074	31,650,604	1,057,470	10,852	10,984	7,990

### ⑤ 離婚等に伴う年金分割の状況

表 33 は厚生年金保険（第 1 号）における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数の推移を示したものである。平成 29 年度に分割された件数は 2 万 6 千件で、前年度と比べ 6 百件減少している。分割件数のうち、3 号分割のみの件数は 5 千 6 百件で、前年度と比べ 8 百件増加している。

**表33 厚生年金保険（第 1 号） 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移**

	総 数（件）	【参考】	
		離婚分割	3 号分割のみ
平成25年度	21,519	19,663	1,856
26	22,468	19,980	2,488
27	27,149	23,448	3,701
28	26,682	21,946	4,736
29	26,063	20,479	5,584

- 注 1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。  
 2. 3 号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第 3 号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。  
 3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ 3 号分割を行った件数を含む。  
 4. 離婚件数は、「人口動態統計速報」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

#### <離婚分割に係る状況>

図 16 は平成 29 年度における離婚分割者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（第 1 号改定者）、納付記録の分割を受けた者（第 2 号改定者）ともに 45～49 歳の割合が最も高くなっている。

**図16 厚生年金保険（第 1 号） 離婚分割者の年齢構成（平成29年度）**

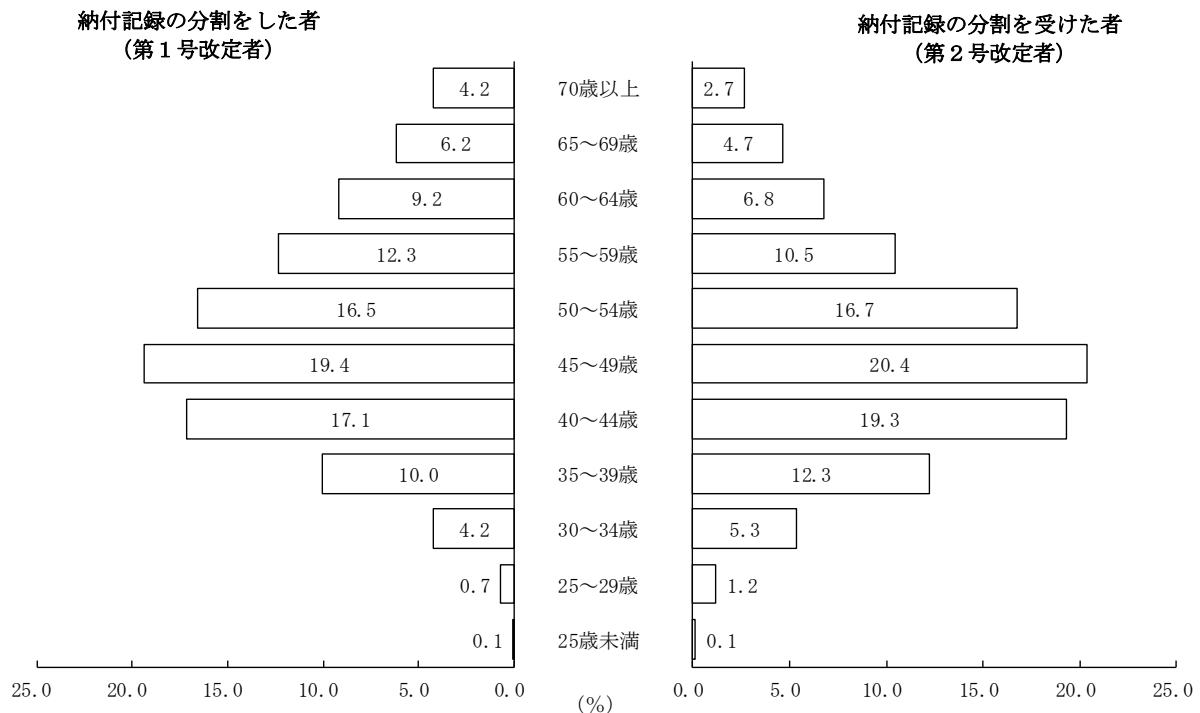




表 34 は離婚分割の分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成 29 年度では 15～20 年の割合が 19.8%と最も高くなっている。

**表34 厚生年金保険（第 1 号） 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移**

(単位：%)

	分割対象期間								
	以上 未満～5年	5年 ～10年	10年 ～15年	15年 ～20年	20年 ～25年	25年 ～30年	30年 ～35年	35年 ～40年	40年～
平成25年度	2.5	12.8	18.1	18.3	15.9	13.1	7.9	5.5	5.9
26	2.9	12.3	18.2	18.4	16.5	12.8	8.1	4.9	5.9
27	2.7	11.4	18.0	18.3	16.6	12.9	8.5	5.7	6.0
28	2.8	9.8	18.1	19.7	17.8	12.9	8.3	4.8	5.8
29	2.7	8.8	16.8	19.8	18.4	14.3	8.7	5.0	5.6

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表 35 は離婚分割の按分割合別件数割合の推移を示したものである。按分割合は 50%が 97.4%とほとんどを占めている。

**表35 厚生年金保険（第 1 号） 離婚分割 按分割合別件数割合の推移**

(単位：%)

	按分割合					
	以上 未満～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
平成25年度	0.0	0.1	0.4	1.4	2.4	95.7
26	0.0	0.1	0.4	1.2	1.9	96.4
27	0.0	0.1	0.4	1.3	1.9	96.3
28	0.0	0.0	0.3	0.9	1.7	97.0
29	0.0	0.1	0.2	0.8	1.5	97.4

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表 36 は受給権者である離婚分割者の分割改定前後の平均年金月額等の推移を示したものである。平成 29 年度では第 1 号改定者においては改定前 14 万 3 千円、改定後 11 万 2 千円、第 2 号改定者においては改定前 5 万円、改定後 8 万 1 千円となっており、変動差はそれぞれ 3 万 1 千円となっている。

**表36 厚生年金保険（第 1 号） 離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移**

	第 1 号改定者				第 2 号改定者			
	件数 (人)	平均年金月額 (円)			件数 (人)	平均年金月額 (円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成25年度	3,524	141,176	110,733	△ 30,444	2,619	49,833	80,856	31,022
26	3,201	139,424	109,785	△ 29,640	2,515	51,528	82,622	31,094
27	3,119	136,995	111,329	△ 25,666	2,496	54,819	81,647	26,828
28	3,038	140,123	109,620	△ 30,503	2,604	48,546	80,513	31,967
29	2,805	142,713	111,892	△ 30,821	2,510	49,741	80,799	31,058

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ 3 号分割を行った場合には、3 号分割に係る改定額を含む。

< 3号分割のみの年金分割に係る状況 >

図 17 は平成 29 年度における 3 号分割のみ改定者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（特定被保険者）、納付記録の分割を受けた者（被扶養配偶者）ともに 35～39 歳の割合が最も高くなっている。

図17 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ改定者の年齢構成（平成29年度）

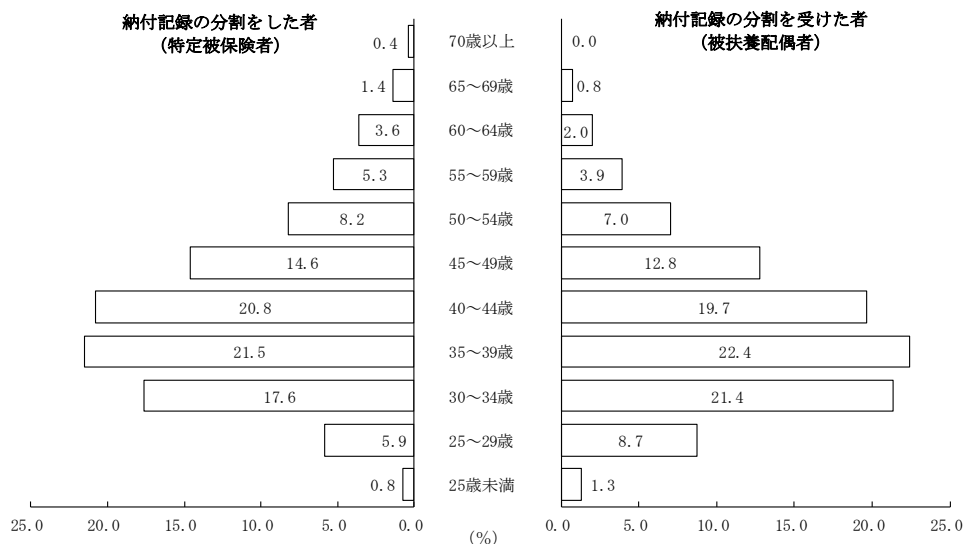


表 37 は 3 号分割のみの分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成 29 年度では 7～8 年（17.0%）の割合が最も高くなっている。

表37 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ 分割対象期間別件数割合の推移

(単位：%)

	分 割 対 象 期 間									
	以上 未満	1年 ～1年	2年 ～2年	3年 ～3年	4年 ～4年	5年 ～5年	6年 ～6年	7年 ～7年	8年 ～8年	9年 ～9年
平成25年度	5.6	11.1	18.2	25.8	22.1	17.1	.	.	.	.
26	5.2	10.0	13.3	16.0	23.6	19.0	13.0	.	.	.
27	4.1	9.2	11.6	12.5	13.9	19.8	18.1	10.8	.	.
28	3.6	8.1	9.8	10.5	11.3	12.4	18.0	15.7	10.6	.
29	3.3	6.8	9.5	9.3	10.2	10.7	11.9	17.0	12.8	8.4

表 38 は受給権者である 3 号分割のみ者の分割改定前後の平均年金月額等の推移を示したものである。平成 29 年度においては、男子は改定前 13 万円、改定後 12 万 8 千円、女子は改定前 3 万 3 千円、改定後 3 万 8 千円となっている。

表38 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男 子				女 子			
	件数 (人)	平均年金月額 (円)			件数 (人)	平均年金月額 (円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成25年度	65	103,490	99,090	△ 4,401	37	20,321	23,038	2,717
26	86	113,849	108,514	△ 5,335	58	24,631	28,272	3,641
27	140	113,919	111,546	△ 2,374	91	30,721	33,727	3,006
28	148	125,020	120,415	△ 4,605	101	28,651	33,845	5,194
29	169	130,401	128,383	△ 2,018	115	32,989	37,702	4,713

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

## 4. 国民年金

### (1) 被保険者の状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

#### ① 被保険者数

平成29年度末における第2号被保険者を除く被保険者数は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）が1,505万人（男子779万人、女子726万人）、第3号被保険者が870万人（男子11万人、女子859万人）となっている。

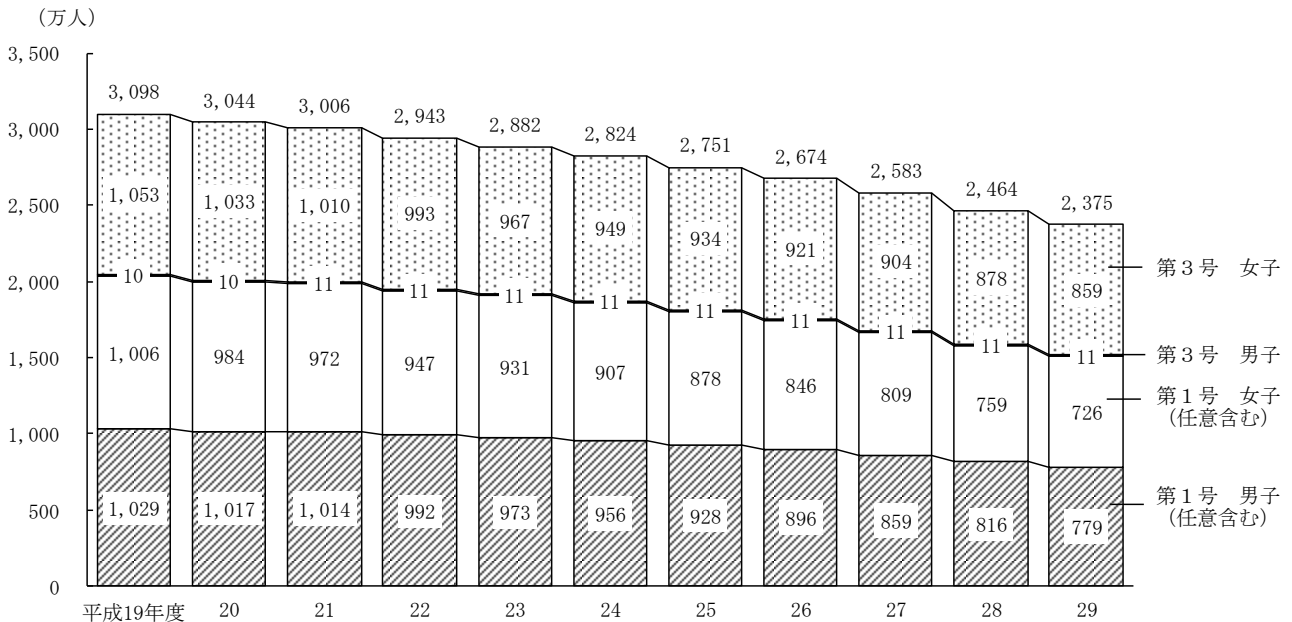
被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）は70万人、第3号被保険者は19万人の減少となっている（表39、図18）。

表39 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	第1号被保険者 (任意加入被保険者を含む)			第1号被保険者						任意加入被保険者			第3号被保険者		
	計	男子	女子	計	男子		女子		計	男子	女子	計	男子	女子	
					男子	女子									
平成19年度	20,354	10,292	10,062	20,015	10,194	9,821	339	98	241	10,628	100	10,528			
20	20,007	10,170	9,837	19,661	10,068	9,593	346	102	244	10,436	104	10,333			
21	19,851	10,135	9,716	19,507	10,030	9,477	344	105	239	10,209	110	10,099			
22	19,382	9,915	9,467	19,038	9,808	9,230	345	107	237	10,046	114	9,932			
23	19,044	9,730	9,314	18,717	9,624	9,093	327	106	222	9,778	111	9,667			
24	18,637	9,563	9,075	18,344	9,466	8,878	294	97	197	9,602	112	9,490			
25	18,054	9,275	8,779	17,788	9,186	8,602	266	89	177	9,454	111	9,343			
26	17,420	8,962	8,458	17,175	8,878	8,297	245	84	161	9,319	109	9,210			
27	16,679	8,590	8,089	16,447	8,509	7,938	232	81	151	9,151	108	9,043			
28	15,754	8,165	7,589	15,540	8,089	7,451	214	76	139	8,890	109	8,781			
29	15,052	7,793	7,259	14,857	7,724	7,133	195	69	126	8,701	110	8,592			

図18 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移（年度末現在）



平成 29 年度末における保険料全額免除者数は 574 万人（法定免除者数 134 万人、申請全額免除者数 211 万人、学生納付特例者数 176 万人、納付猶予者数 53 万人）となっている。

また、保険料申請一部免除者数は 41 万人となっている（表 40）。

**表40 国民年金 保険料全額免除者数、申請一部免除者数の推移**

（年度末現在）

年 度	保険料全額免除者数（千人）					全額免除割合（％）					保険料申請一部免除者数（千人）				
	合 計	法定 免除	申請 （全額） 免除	学生 納付 特例	納付 猶予	合 計	法定 免除	申請 （全額） 免除	学生 納付 特例	納付 猶予	合 計	申請一部 免除割合 （％）	申請 （3/4） 免除	申請 （半額） 免除	申請 （1/4） 免除
平成19年度	5,173	1,129	2,017	1,657	369	25.8	5.6	10.1	8.3	1.8	535	2.7	270	187	78
20	5,209	1,144	2,043	1,651	371	26.5	5.8	10.4	8.4	1.9	518	2.6	267	175	77
21	5,350	1,203	2,146	1,627	374	27.4	6.2	11.0	8.3	1.9	474	2.4	250	156	67
22	5,513	1,263	2,215	1,659	376	29.0	6.6	11.6	8.7	2.0	436	2.3	243	137	56
23	5,684	1,306	2,300	1,685	393	30.4	7.0	12.3	9.0	2.1	460	2.5	253	145	62
24	5,870	1,336	2,394	1,718	421	32.0	7.3	13.1	9.4	2.3	482	2.6	262	151	69
25	6,059	1,341	2,495	1,764	460	34.1	7.5	14.0	9.9	2.6	587	3.3	304	188	95
26	6,020	1,344	2,453	1,779	444	35.1	7.8	14.3	10.4	2.6	614	3.6	314	196	103
27	5,763	1,346	2,296	1,723	397	35.0	8.2	14.0	10.5	2.4	471	2.9	253	147	72
28	5,830	1,347	2,211	1,757	514	37.5	8.7	14.2	11.3	3.3	432	2.8	220	139	73
29	5,744	1,343	2,107	1,760	534	38.7	9.0	14.2	11.8	3.6	409	2.8	207	132	70

- 注 1. 「全額免除割合」とは、保険料全額免除者数の第 1 号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない）に占める割合である。  
 2. 「納付猶予」は、平成27年度までは30歳未満、平成28年度は50歳未満の者が対象である。  
 3. 「申請一部免除割合」とは、申請（3/4、半額及び1/4）免除者数の第 1 号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない）に占める割合である。

## ② 資格取得の状況

平成 29 年度の資格取得者数の第 1 号被保険者数に対する割合は 31.6%となっている。第 1 号被保険者の資格取得者においては、第 2 号被保険者から第 1 号被保険者となる者が引き続き多い傾向にある（表 41）。

表41 国民年金 第 1 号被保険者の資格取得理由別被保険者数の推移

(単位：万人)

	第 1 号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再 掲)				
				第 2 号からの 移行者等	第 3 号からの 移行者	20 歳到達者	手帳送付者	資格取得 届出者
平成 25 年度	1,805	505	27.9	323	80	103	53	50
26	1,742	500	28.7	328	60	106	54	52
27	1,668	481	28.8	316	60	100	52	48
28	1,575	469	29.8	311	53	102	51	50
29	1,505	475	31.6	321	49	100	49	51

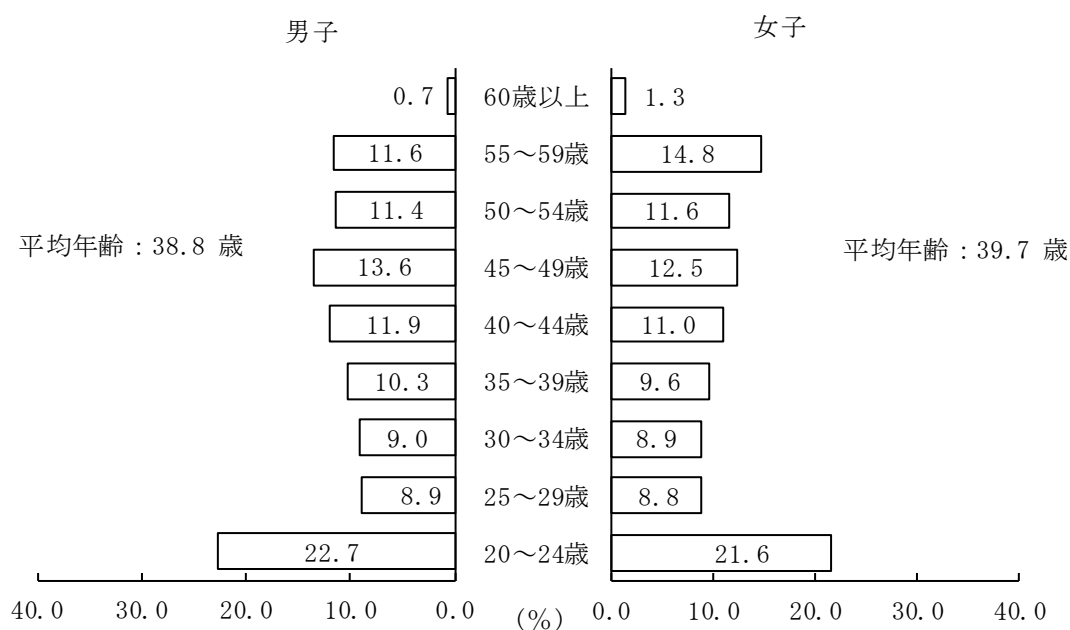
注 1. 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

2. 「割合 (%)」は、各年度末時点における第 1 号被保険者数 (任意加入被保険者数を含む) に対するものである。

## ③ 年齢構成

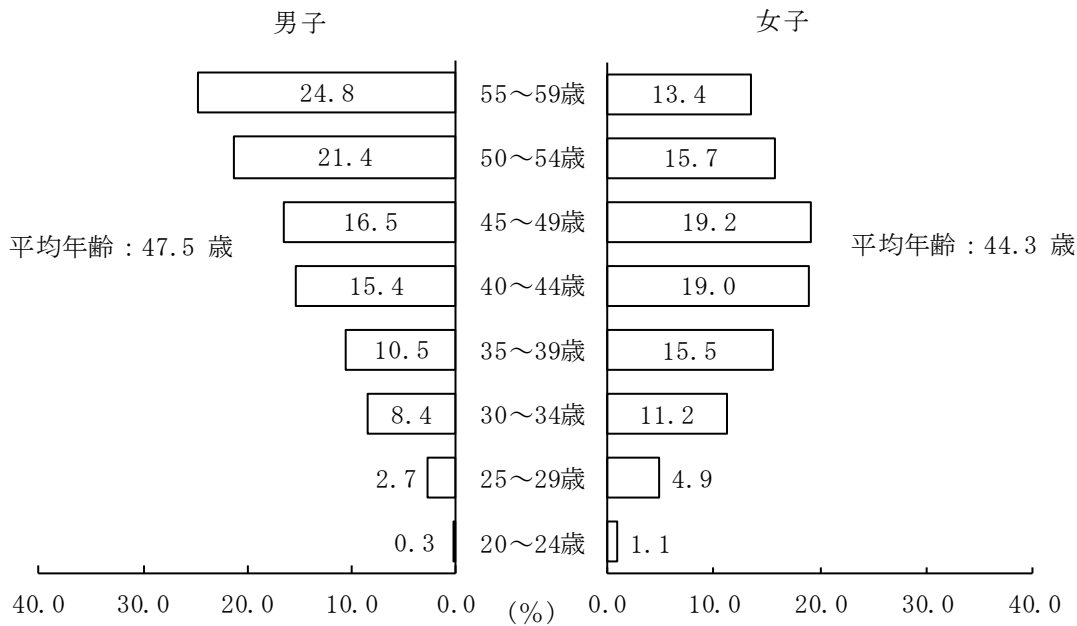
平成 29 年度末の国民年金被保険者の年齢構成をみると、第 1 号被保険者では、男女共に 20～24 歳の割合が最も高く、次いで男子は 45～49 歳、女子は 55～59 歳の割合が高くなっている。また、第 3 号被保険者では、男子は 55～59 歳、女子は 45～49 歳の割合が高くなっている。第 1 号被保険者の平均年齢は、男子は 38.8 歳、女子は 39.7 歳となっている（図 19、図 20）。

図19 国民年金 第 1 号被保険者の年齢構成 (平成29年度末)



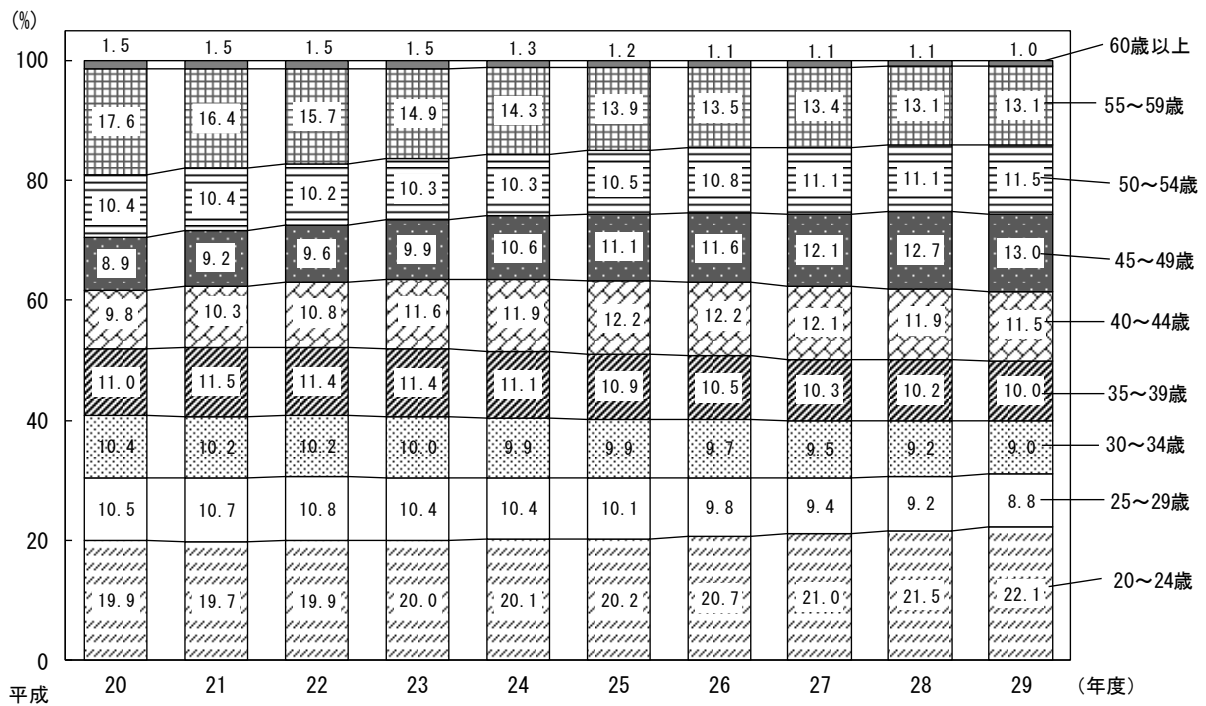
注. 国民年金第 1 号被保険者には、任意加入被保険者数を含む。

図20 国民年金 第3号被保険者の年齢構成（平成29年度末）



平成 29 年度末の第 1 号被保険者の年齢構成をみると、20～24 歳の全体に占める割合が 22.1%と最も大きく、次に 55～59 歳が 13.1%となっている（図 21）。

図21 国民年金 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。  
 注2. 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

#### ④ 保険料の納付状況

平成 29 年度中に納付された現年度分保険料についてみると、納付率は 66.3%となり、前年度の 65.0%から 1.3 ポイントの上昇となった。

なお、納付対象月数が前年度に比べ減少しているが、これは第 1 号被保険者数の減少によるものである。

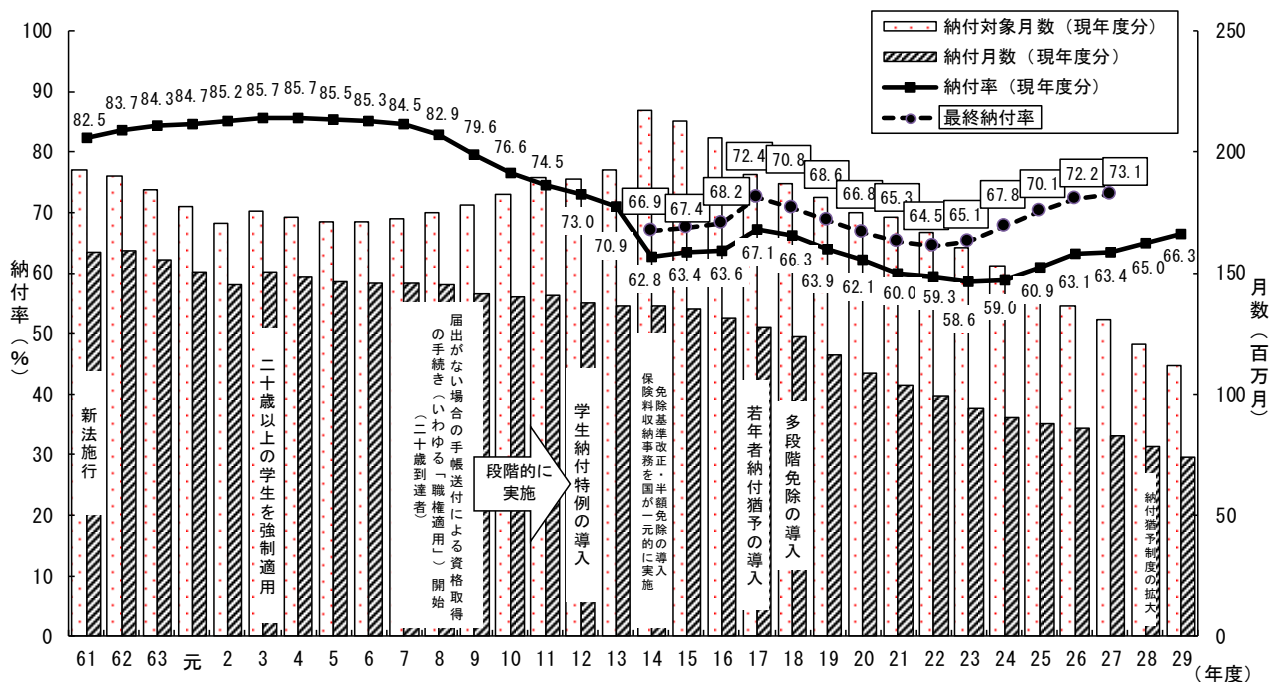
また、平成 27 年度分保険料の最終納付率は 73.1%となり、前々年度の 63.4%から 9.8 ポイント伸びている（表 42、図 22）。

表42 国民年金 納付対象月数及び納付月数の推移（現年度分）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
納付率 (%)	60.9	63.1	63.4	65.0	66.3
納付対象月数	14,481 (△ 5.2)	13,651 (△ 5.7)	13,080 (△ 4.2)	12,046 (△ 7.9)	11,164 (△ 7.3)
納付月数	8,817 (△ 2.1)	8,607 (△ 2.4)	8,291 (△ 3.7)	7,835 (△ 5.5)	7,406 (△ 5.5)

注. 納付対象月数及び納付月数の ( ) 内数値は、対前年度比 (%) である。

図22 国民年金 納付率等の推移



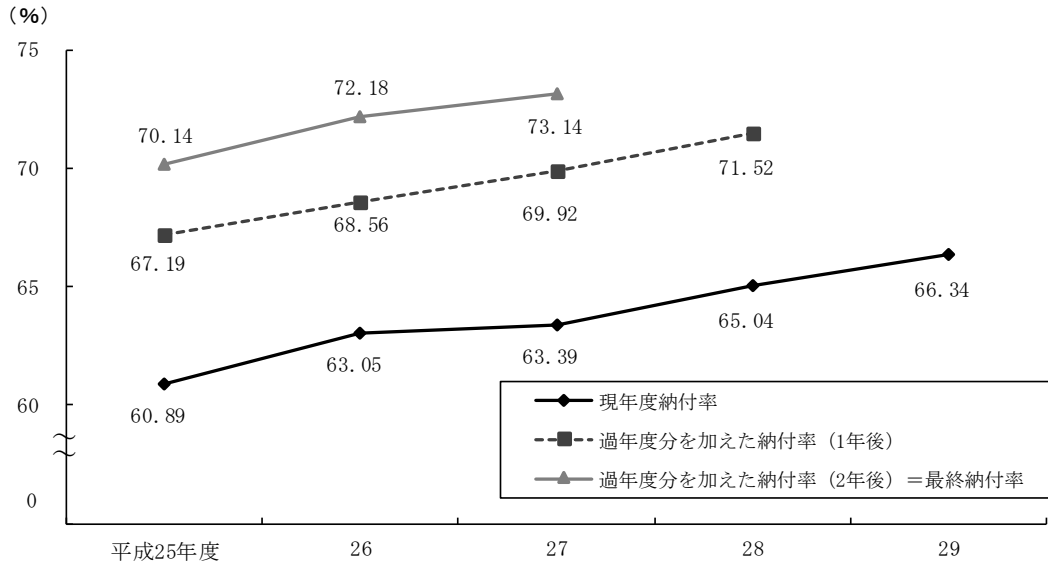
注1. 納付率 (%) =  $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数及び納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度以前については把握していない。

過年度分保険料を加えた納付率の年度推移は、平成 27 年度分保険料については 73.14%、平成 28 年度分保険料については 71.52%となり、前年度末現在における納付率と比較して、それぞれ 3.22 ポイントの伸び、6.48 ポイントの伸びとなっている（図 23）。

図23 国民年金 納付率の推移



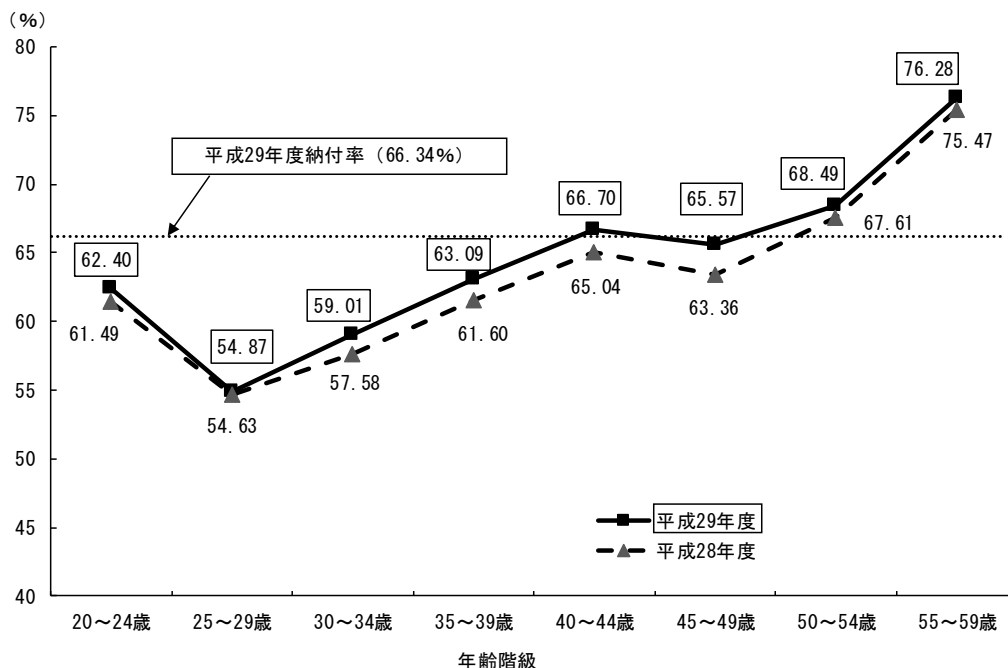
注1. 納付率 (%) =  $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

各年度における「現年度納付率」とは、当該年度中に納付された当該年度分保険料の納付率である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数及び納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり（過年度納付）、各年度における「過年度分を加えた納付率（1年後）」とは翌年度までに、「過年度分を加えた納付率（2年後）」とは翌々年度までに納付された当該年度分保険料の納付率である。

納付率を5歳階級別にみると、概ね年齢が若いほど低くなっている。経年でみると、平成 29 年度は、平成 28 年度と比較すると全ての年齢階級において上昇している（図 24）。

図24 国民年金 納付率（現年度分）の年齢階級別状況





### ⑤ 納付率の変化要因

平成29年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化を被保険者属性別にみると、「2年間引き続き第1号被保険者であって、両年度とも納付対象月のある者」の平成29年度の納付率は69.57%となっており、前年度と比べて1.44ポイント上昇している（図25）。

図25 国民年金 被保険者属性別の納付率（現年度分）の変化

平成28年度の状況（納付率 65.04%）		平成29年度の状況（納付率 66.34%）	
1号資格喪失者	28年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 79.65%（納付対象月 208万月）	平成28年度のみ 納付対象月がある者 納付率 55.20% （納付対象月数 2,043万月）	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 69.57%（納付対象月 7,880万月）
	その他平成28年度中に資格喪失した者 納付率 63.25%（納付対象月 1,376万月）		
28年度は納付対象月があり、29年度は全額免除の者	申請全額免除者 納付率 19.02%（納付対象月 190万月）	平成29年度のみ 納付対象月がある者 納付率 49.87% （納付対象月数 1,527万月）	29年度中に60歳に到達した者 納付率 83.06%（納付対象月 197万月）
	学生納付特例者等 納付率 20.66%（納付対象月 268万月）		
両年度とも納付対象月がある者 納付率 67.05% （納付対象月 10,003万月）	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 68.14%（納付対象月 7,918万月）	新規資格取得者	20歳に到達した者 手帳送付者 納付率 28.18%（納付対象月 111万月） それ以外の者 納付率 85.22%（納付対象月 96万月）
	29年度中に60歳に到達した者 納付率 79.97%（納付対象月 354万月）		2号からの移行者等 納付率 58.89%（納付対象月 556万月）
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 59.44%（納付対象月 1,731万月）		3号からの移行者 納付率 74.61%（納付対象月 134万月）
			その他 納付率 27.03%（納付対象月 172万月）
			申請全額免除者 納付率 33.07%（納付対象月 245万月）
			学生納付特例者等 納付率 43.91%（納付対象月 213万月）

注. 「20歳に到達した者」のうち、「手帳送付者」とは、加入届が未届である者に対して、年金手帳送付による資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）をした者であり、「それ以外の者」とは、自ら届出を行い被保険者となった者である。

平成 29 年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化 1.30 ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、両年度とも納付対象月がある者による影響度が 1.70 ポイントとなっている（表 43）。

**表43 国民年金 納付率（現年度分）の変化に対する被保険者属性別影響**

				納付対象月数の変化による影響度 ①	納付率の変化による影響度 ②	影響度 ①+②
合 計				△ 0.41	1.71	1.30
被 保 険 者 属 性	平成28年度のみ 納付対象月がある者	1号資格喪失者	28年度中に60歳に到達した者	△ 0.25	.	△ 0.25
			その他28年度中に資格喪失した者	0.21	.	0.21
		28年度は納付対象月があり、 29年度は全額免除の者	申請全額免除者	0.73	.	0.73
			学生納付特例者等	0.99	.	0.99
	両年度とも 納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者		0.15	1.01	1.16
		29年度中に60歳に到達した者		△ 0.18	0.05	△ 0.12
		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等）		0.02	0.64	0.66
	平成29年度のみ 納付対象月がある者	28年度は全額免除で、 29年度は納付対象月がある者	申請全額免除者	△ 0.70	.	△ 0.70
			学生納付特例者等	△ 0.40	.	△ 0.40
		新規資格取得者	20歳に到達した者	△ 0.19	.	△ 0.19
			2号からの移行者等	△ 0.31	.	△ 0.31
			3号からの移行者	0.11	.	0.11
その他			△ 0.58	.	△ 0.58	

注. 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、平成29年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度）の変化（1.30ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

## ⑥ 都道府県別の保険料納付状況

平成29年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率が高かった上位3県は、島根、富山、新潟となっている。反対に低かった下位3都府県は、沖縄、大阪、東京となっている。

前年度の納付率との変化に着目すると、鹿児島県を除き全ての都道府県で上昇している。

納付率の上昇幅が大きかった上位3道県は、青森、福島、北海道となっている（表44）。

表44 国民年金 都道府県別納付率（現年度分）の変化

都道府県	平成28年度（現年度分）				平成29年度（現年度分）				納付率の変化		全国の納付率の変化に対する影響度	
	対象月数 （万月）	納付月数 （万月）	納付率 （%）	順位	対象月数 （万月）	納付月数 （万月）	納付率 （%）	順位	（%）	順位	（%）	順位
全 国	12,046	7,835	65.04		11,164	7,406	66.34		1.30		1.30	
北 海 道	452	292	64.63	34	413	275	66.64	32	2.01	3	0.07	5
青 森 県	114	76	66.21	30	101	70	69.00	28	2.79	1	0.02	14
岩 手 県	100	74	73.69	8	92	69	75.08	8	1.39	16	0.01	26
宮 城 県	206	135	65.46	31	187	126	67.28	31	1.82	5	0.03	12
秋 田 県	74	55	74.17	7	67	51	75.35	7	1.18	23	0.01	40
山 形 県	87	65	74.92	5	79	61	76.18	5	1.25	21	0.01	32
福 島 県	160	106	66.22	29	143	98	68.31	30	2.09	2	0.03	13
茨 城 県	309	196	63.28	40	281	181	64.57	39	1.28	20	0.03	9
栃 木 県	197	125	63.29	39	181	117	64.51	40	1.22	22	0.02	18
群 馬 県	195	133	68.39	27	180	125	69.28	27	0.89	35	0.01	21
埼 玉 県	779	483	62.01	44	711	454	63.94	42	1.93	4	0.13	3
千 葉 県	635	398	62.70	41	577	372	64.44	41	1.74	6	0.09	4
東 京 都	1,675	1,019	60.82	45	1,568	978	62.39	45	1.56	11	0.21	1
神 奈 川 県	946	605	63.92	38	874	573	65.55	35	1.63	9	0.13	2
新 潟 県	178	138	77.48	3	162	127	78.61	3	1.13	27	0.01	22
富 山 県	79	61	77.77	2	74	58	78.68	2	0.91	34	0.01	34
石 川 県	94	71	75.16	4	87	67	76.33	4	1.17	24	0.01	28
福 井 県	60	45	74.34	6	56	42	75.67	6	1.33	18	0.01	36
山 梨 県	84	58	69.33	22	78	55	70.28	22	0.95	31	0.01	35
長 野 県	190	139	73.30	10	177	132	74.84	9	1.54	13	0.02	15
岐 阜 県	189	139	73.57	9	175	130	74.29	10	0.72	39	0.01	24
静 岡 県	342	241	70.42	19	316	226	71.56	19	1.14	26	0.03	11
愛 知 県	722	497	68.89	25	676	471	69.73	25	0.84	36	0.05	7
三 重 県	163	117	71.82	13	152	110	72.24	16	0.42	44	0.01	37
滋 賀 県	118	84	71.35	15	111	80	72.33	15	0.98	29	0.01	27
京 都 府	247	167	67.45	28	233	159	68.57	29	1.12	28	0.02	16
大 阪 府	882	493	55.91	46	829	470	56.68	46	0.78	38	0.05	8
兵 庫 県	490	315	64.19	36	456	300	65.68	34	1.49	15	0.06	6
奈 良 県	124	87	70.34	20	115	82	70.93	21	0.58	41	0.01	38
和 歌 山 県	94	68	72.84	11	88	65	73.54	12	0.71	40	0.01	39
鳥 取 県	42	30	72.75	12	38	28	73.89	11	1.14	25	0.00	43
島 根 県	44	35	79.63	1	41	33	80.57	1	0.93	33	0.00	44
岡 山 県	148	103	69.19	23	139	97	70.00	24	0.81	37	0.01	25
広 島 県	229	161	70.52	18	213	152	71.46	20	0.95	32	0.02	19
山 口 県	102	73	71.22	16	94	68	72.72	14	1.50	14	0.01	23
徳 島 県	59	41	68.48	26	55	39	70.02	23	1.55	12	0.01	33
香 川 県	76	54	71.46	14	71	52	72.83	13	1.37	17	0.01	30
愛 媛 県	110	77	70.58	17	102	73	72.20	17	1.63	10	0.01	20
高 知 県	61	43	69.98	21	56	40	71.71	18	1.73	8	0.01	31
福 岡 県	420	262	62.30	42	398	252	63.26	43	0.96	30	0.03	10
佐 賀 県	68	47	68.98	24	64	44	69.39	26	0.41	45	0.00	46
長 崎 県	119	74	62.26	43	110	69	62.71	44	0.44	43	0.00	41
熊 本 県	158	101	64.29	35	147	97	66.03	33	1.74	7	0.02	17
大 分 県	82	52	64.09	37	76	49	64.63	38	0.54	42	0.00	42
宮 崎 県	88	58	65.13	32	82	54	65.49	36	0.36	46	0.00	45
鹿 児 島 県	120	78	64.91	33	112	73	64.73	37	△ 0.19	47	△ 0.00	47
沖 縄 県	133	64	47.81	47	128	63	49.14	47	1.33	19	0.01	29

注。「全国の納付率の変化に対する影響度」は、当該都道府県の納付対象月数の変化及び当該都道府県における納付率の変化が、全国の平成29年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化（+1.30ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

(2) 受給(権)者数

① 受給者数

平成29年度末における国民年金(老齢福祉年金を含まない)の受給者数は3,484万人となっており、前年度末と比べると98万人の増加となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が3,190万人(受給者数の91.6%)、通算老齢年金が92万人(同2.6%)、障害年金が192万人(同5.5%)、遺族年金が10万人(同0.3%)となっており、前年度末と比較すると、老齢年金が57万人、通算老齢年金が38万人、障害年金が3万人の増加となっている一方、遺族年金が3千人の減少となっている。

なお、平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、受給資格期間が原則として25年未満の老齢基礎年金受給者を通算老齢年金に計上している(表45、表46)。

<旧法拠出制>

平成29年度末における旧法拠出制年金の受給者数は117万人で、この内訳は、老齢年金が64万人(旧法拠出制年金受給者数の55.2%)、通算老齢年金が46万人(同39.8%)、障害年金が5万人(同4.1%)、遺族年金(新法における寡婦年金も計上)が1万人(同0.9%)となっている。

<基礎年金>

平成29年度末における基礎年金の受給者数は3,367万人で、この内訳は老齢基礎年金が3,171万人(基礎年金受給者数の94.2%)、障害基礎年金が188万人(同5.6%)、遺族基礎年金が9万人(同0.3%)となっている。

表45 国民年金 受給者数(平成29年度末)

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年		旧法拠出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	31,898	91.6	7,111	76.2	6,139	73.8	644	55.2	31,254	92.8
5 年 年 金 以 外	31,886	91.5	7,099	76.0	6,127	73.7	632	54.2	31,254	92.8
繰 上 げ	4,299	12.3	2,330	25.0	2,282	27.4	426	36.5	3,873	11.5
本 来	27,162	78.0	4,663	49.9	3,753	45.1	204	17.5	26,958	80.1
繰 下 げ	425	1.2	106	1.1	92	1.1	2	0.2	423	1.3
5 年 年 金	12	0.0	12	0.1	12	0.1	12	1.1	.	.
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	918	2.6	554	5.9	554	6.7	465	39.8	453	1.3
繰 上 げ	185	0.5	178	1.9	178	2.1	177	15.2	8	0.0
本 来	733	2.1	376	4.0	376	4.5	288	24.6	446	1.3
繰 下 げ	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
障 害 年 金	1,924	5.5	1,631	17.5	1,589	19.1	47	4.1	1,877	5.6
遺 族 年 金	98	0.3	39	0.4	33	0.4	10	0.9	88	0.3
合 計	34,839	100.0	9,336	100.0	8,315	100.0	1,167	100.0	33,672	100.0

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金の受給者をいう。

2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。

表46 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	合 計		老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上		通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成19年度	25,925	21,988	22,872	20,370	1,312	.	1,615	1,512	126	106
20	26,949	23,311	23,928	21,657	1,250	.	1,648	1,551	123	104
21	27,787	24,442	24,812	22,751	1,174	.	1,680	1,590	120	101
22	28,343	25,324	25,424	23,592	1,082	.	1,717	1,633	120	99
23	29,122	26,421	26,273	24,658	988	.	1,744	1,666	117	97
24	30,305	27,911	27,527	26,115	893	.	1,773	1,701	113	95
25	31,397	29,289	28,690	27,463	799	.	1,800	1,734	108	91
26	32,409	30,566	29,768	28,710	710	.	1,827	1,766	105	91
27	33,229	31,632	30,646	29,740	623	.	1,858	1,802	103	90
28	33,858	32,487	31,324	30,557	540	.	1,893	1,841	101	89
29	34,839	33,672	31,898	31,254	918	453	1,924	1,877	98	88

## ② 受給権者数

平成29年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない）の受給権者数は3,547万人となっており、前年度末と比べると100万人の増加となっている。

受給権者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が3,225万人（受給権者の90.9%）、通算老齢年金が93万人（同2.6%）、障害年金が206万人（同5.8%）、遺族年金が24万人（同0.7%）となっており、前年度末と比較すると、老齢年金は59万人、通算老齢年金は39万人、障害年金は3万人の増加となっているが、遺族年金は8千人の減少となっている（表47、表48）。

なお、平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、受給資格期間が原則として25年未満の老齢基礎年金受給権者を通算老齢年金に計上している。

### <旧法拠出制>

平成29年度末における旧法拠出制年金の受給権者数は120万人で、この内訳は、老齢年金が67万人（旧法拠出制年金受給権者数の55.4%）、通算老齢年金が47万人（同38.8%）、障害年金が5万人（同4.2%）、遺族年金（新法における寡婦年金も計上）が2万人（同1.5%）となっている。

### <基礎年金>

平成29年度末における基礎年金の受給権者数は3,427万人で、この内訳は老齢基礎年金が3,204万人（基礎年金受給権者数の93.5%）、障害基礎年金が200万人（同5.9%）、遺族基礎年金が22万人（同0.6%）となっている。

表47 国民年金 受給権者数（平成29年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年		旧法拠出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	32,247	90.9	7,177	75.1	6,197	72.8	666	55.4	31,582	92.2
5 年 年 金 以 外	32,233	90.9	7,163	75.0	6,183	72.7	651	54.2	31,582	92.2
線 上 げ	4,312	12.2	2,340	24.5	2,293	26.9	435	36.2	3,877	11.3
本 来	27,496	77.5	4,717	49.4	3,798	44.6	214	17.8	27,281	79.6
線 下 げ	425	1.2	106	1.1	92	1.1	2	0.2	423	1.2
5 年 年 金	14	0.0	14	0.2	14	0.2	14	1.2	・	・
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	927	2.6	558	5.8	557	6.5	467	38.8	460	1.3
線 上 げ	186	0.5	179	1.9	179	2.1	178	14.8	8	0.0
本 来	741	2.1	379	4.0	378	4.4	288	24.0	453	1.3
線 下 げ	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
障 害 年 金	2,056	5.8	1,736	18.2	1,688	19.8	51	4.2	2,005	5.9
遺 族 年 金	239	0.7	85	0.9	67	0.8	18	1.5	221	0.6
合 計	35,469	100.0	9,556	100.0	8,510	100.0	1,202	100.0	34,268	100.0

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。

2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者をいう。

表48 国民年金 受給権者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	合 計		老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上		通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金
平成19年度	26,387	22,377	23,031	20,488	1,317	・	1,726	1,616	314	273
20	27,433	23,727	24,111	21,801	1,254	・	1,763	1,660	305	266
21	28,286	24,879	25,015	22,919	1,178	・	1,799	1,702	295	258
22	28,857	25,779	25,642	23,775	1,086	・	1,839	1,749	291	254
23	29,649	26,895	26,504	24,858	991	・	1,870	1,787	284	250
24	30,853	28,409	27,782	26,341	895	・	1,902	1,825	274	243
25	31,964	29,809	28,968	27,714	802	・	1,931	1,860	263	235
26	32,997	31,110	30,069	28,985	712	・	1,959	1,893	257	232
27	33,832	32,196	30,964	30,036	625	・	1,991	1,931	252	229
28	34,470	33,064	31,657	30,868	542	・	2,025	1,969	247	227
29	35,469	34,268	32,247	31,582	927	460	2,056	2,005	239	221

### ③ 国民年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

平成29年度末の国民年金（5年年金を除く）の受給権者3,316万人のうち、繰上げ受給を選択した者は450万人、繰下げ受給を選択した者は43万人となっており、繰上げ率は年々低下し、繰下げ率は概ね1%程度で推移している。

また、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）受給権者725万人のうち、繰上げ受給を選択した者は234万人、繰下げ受給を選択した者は11万人となっており、繰上げ率が年々低下し、繰下げ率は概ね1%程度で推移している（表49）。

**表49 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移（年度末現在）**

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		繰上げ	受給率	本来	受給率	繰下げ	受給率
平成25年度	29,750,882	5,138,995	17.3	24,260,326	81.5	351,561	1.2
26	30,763,914	4,992,436	16.2	25,407,063	82.6	364,415	1.2
27	31,573,520	4,836,980	15.3	26,355,540	83.5	381,000	1.2
28	32,184,024	4,662,578	14.5	27,120,664	84.3	400,782	1.2
29	33,160,232	4,498,287	13.6	28,236,857	85.2	425,088	1.3
	(再掲) 基礎のみ・旧国年	繰上げ		本来		繰下げ	
		繰上げ	受給率	本来	受給率	繰下げ	受給率
平成25年度	7,885,684	3,043,973	38.6	4,739,546	60.1	102,165	1.3
26	7,719,510	2,860,808	37.1	4,756,431	61.6	102,271	1.3
27	7,541,403	2,681,201	35.6	4,757,150	63.1	103,052	1.4
28	7,351,368	2,507,158	34.1	4,740,044	64.5	104,166	1.4
29	7,253,891	2,341,099	32.3	4,807,065	66.3	105,727	1.5

注1. 旧法老齢年金（5年年金を除く）・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。

注2. 基礎のみ・旧国年は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。

受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰上げ率は年々低下し、繰下げ率は概ね1%程度で推移している（表50）。

**表50 国民年金 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移**

（年度末現在、単位：人、％）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		繰上げ	受給率	本来	受給率	繰下げ	受給率
平成25年度	1,572,251	188,314	12.0	1,365,069	86.8	18,868	1.2
26	1,400,149	155,852	11.1	1,229,562	87.8	14,735	1.1
27	1,104,633	117,325	10.6	974,164	88.2	13,144	1.2
28	1,560,487	152,138	9.7	1,389,967	89.1	18,382	1.2
29	2,049,594	192,995	9.4	1,830,042	89.3	26,557	1.3

	（再掲） 基礎のみ	繰上げ		本来		繰下げ	
		繰上げ	受給率	本来	受給率	繰下げ	受給率
平成25年度	256,384	67,950	26.5	184,854	72.1	3,580	1.4
26	214,218	51,585	24.1	159,804	74.6	2,829	1.3
27	154,868	34,142	22.0	118,464	76.5	2,262	1.5
28	208,281	42,749	20.5	162,622	78.1	2,910	1.4
29	262,197	51,709	19.7	206,667	78.8	3,821	1.5

注1. 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況である。

注2. 「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

**（参考）国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移（新規裁定）**

（新規裁定、単位：人、％）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		繰上げ	受給率	本来	受給率	繰下げ	受給率
平成25年度	415,606	82,579	19.9	327,890	78.9	5,137	1.2
26	394,622	78,667	19.9	311,064	78.8	4,891	1.2
27	356,754	68,578	19.2	282,137	79.1	6,039	1.7
28	301,610	49,772	16.5	244,787	81.2	7,051	2.3
29	770,941	54,574	7.1	707,280	91.7	9,087	1.2

	（再掲） 基礎のみ・旧国年	繰上げ		本来		繰下げ	
		繰上げ	受給率	本来	受給率	繰下げ	受給率
平成25年度	227,979	32,911	14.4	191,783	84.1	3,285	1.4
26	206,266	25,491	12.4	177,623	86.1	3,152	1.5
27	184,589	20,114	10.9	160,819	87.1	3,656	2.0
28	163,317	14,986	9.2	143,991	88.2	4,340	2.7
29	248,746	12,618	5.1	230,987	92.9	5,141	2.1

注1. 旧法老齢年金（5年年金を除く）・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。

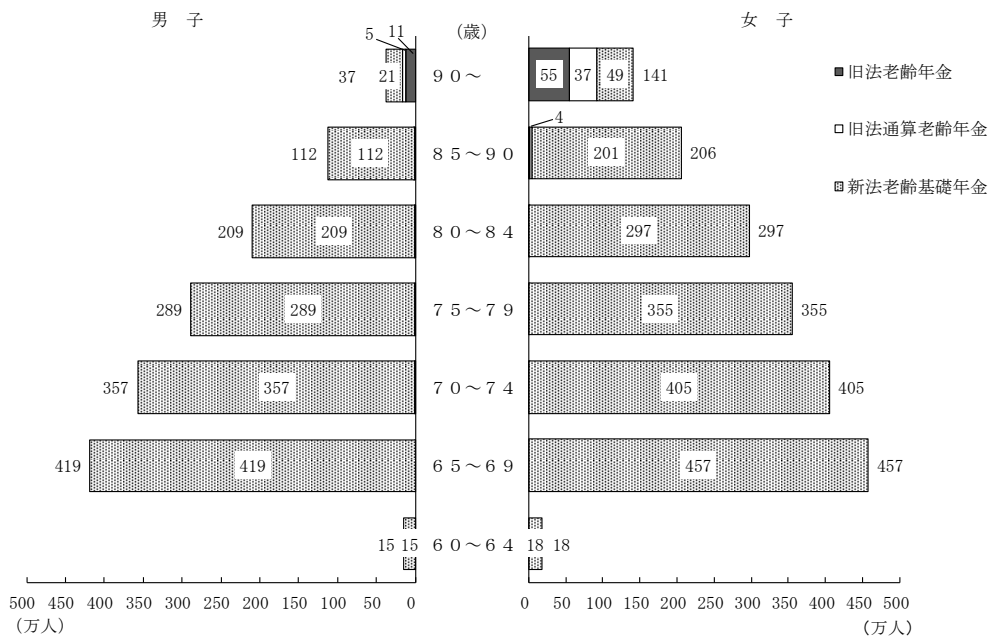
注2. 基礎のみ・旧国年は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。

注3. 平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、平成29年度は例年より新規裁定者が多くなっている。なお、平成29年度中に年金受給資格期間の短縮により受給権が発生した者は、平成29年度中には受給権取得日から起算して1年を経過していないため、繰下げすることができない。

#### ④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

平成 29 年度末の国民年金の老齢給付（旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。以下同じ）の受給権者数は 3,317 万人（男子 1,437 万人、女子 1,880 万人）である。受給権者の年齢階級別の状況をみると、男女とも 65～69 歳が最も多く、それぞれ 419 万人、457 万人となっている（図 26）。

図26 国民年金 老齢給付の年齢階級別受給権者数（平成29年度末）

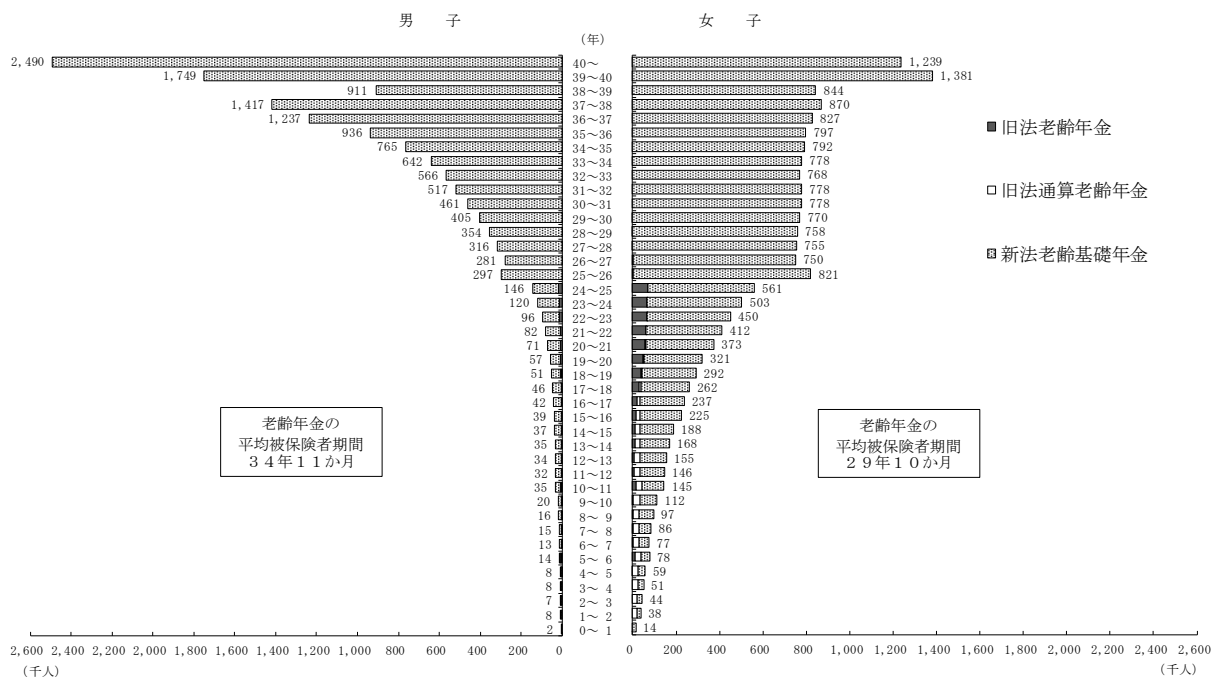




### ⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成 29 年度末における国民年金の老齢給付の受給権者の被保険者期間別分布は図 27 のとおりであり、男女とも 25 年以上の者が多くなっている。老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が 34 年 11 か月、女子が 29 年 10 か月である。

図27 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成29年度末）

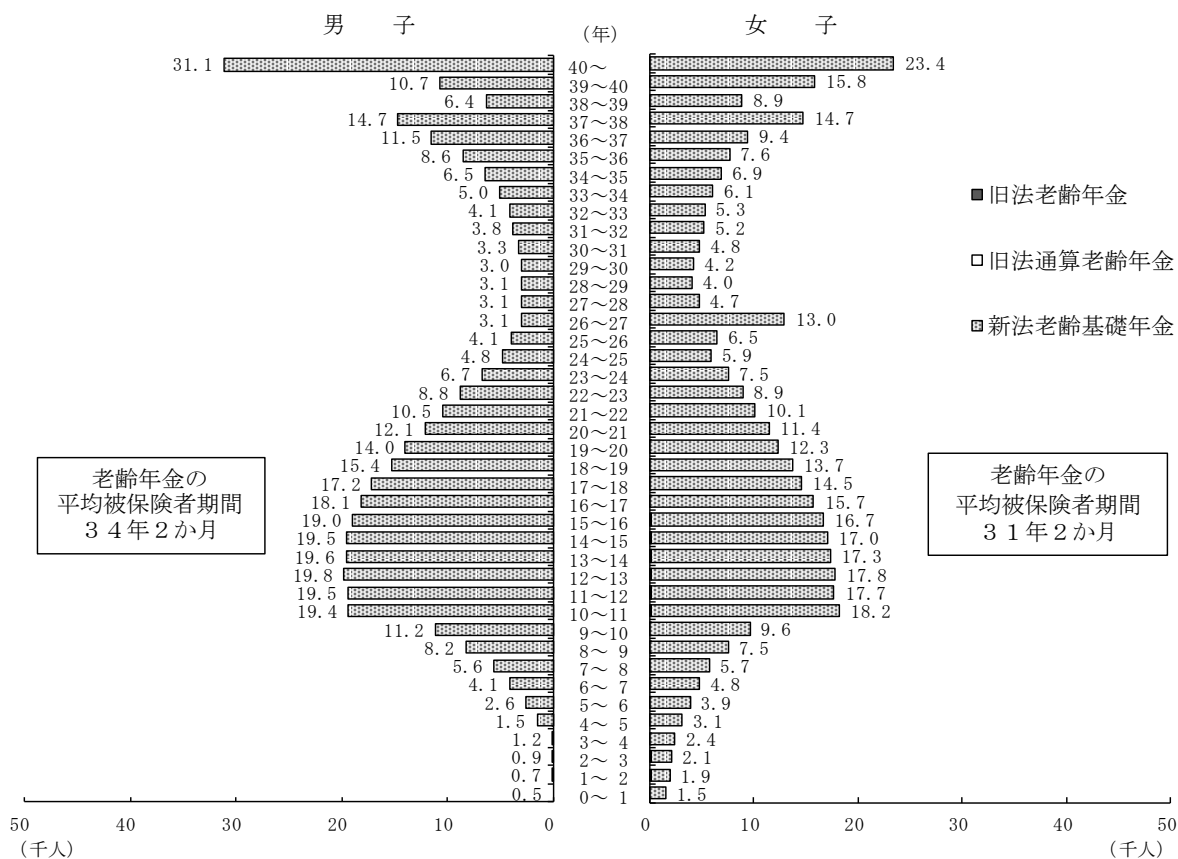


注1. 平均被保険者期間は、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）に係る期間である。  
 注2. 被保険者期間10年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を含めて受給権が発生した者等もいるためである。

平成 29 年度における国民年金の老齢給付の新規裁定者は 77 万人で、被保険者期間別分布は図 28 のとおりであり、男女とも被保険者期間が 40 年以上の者が最も多くなっている。

なお、平成 29 年 8 月より、年金受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮されたことに伴い、平成 29 年度は例年より新規裁定者が多くなっている。被保険者期間別分布も、25 年未満の者が多くなっている。

図28 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成29年度新規裁定）



注1. 平均被保険者期間は、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）に係る期間である。  
 注2. 被保険者期間10年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を含めて受給権が発生した者等もいるためである。

### (3) 年金額

#### ① 年金総額

平成29年度末における国民年金の受給者の年金総額は23兆2,642億円となっており、前年度末と比べると、5,486億円の増加となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が21兆2,882億円、年金総額の91.5%を占め、通算老齢年金が2,104億円(同0.9%)、障害年金が1兆6,684億円(同7.2%)、遺族年金が972億円(同0.4%)となっており、前年度末と比較すると、老齢年金は4,401億円、通算老齢年金は880億円、障害年金は230億円の増加となっているが、遺族年金は25億円の減少となっている(表51、表52、図29)。

#### <旧法抛出处>

平成29年度末における旧法抛出处の受給者の年金総額は4,685億円で、この内訳は老齢年金が3,165億円(旧法抛出处年金の年金総額の67.6%)、通算老齢年金が1,058億円(同22.6%)、障害年金が415億円(同8.9%)、遺族年金が46億円(同1.0%)となっている。

#### <基礎年金>

平成29年度末における基礎年金の受給者の年金総額は22兆7,958億円で、この内訳は老齢基礎年金が21兆763億円(基礎年金の年金総額の92.5%)、障害基礎年金が1兆6,269億円(同7.1%)、遺族基礎年金が926億円(同0.4%)となっている。

表51 国民年金 受給者年金総額(平成29年度末)

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年		旧法抛出处年金		基 礎 年 金	
	億円	%	億円	%	千人	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	212,882	91.5	44,072	73.6	36,973	70.6	3,165	67.6	209,717	92.0
5 年 年 金 以 外	212,832	91.5	44,022	73.5	36,923	70.5	3,115	66.5	209,717	92.0
繰 上 げ	21,896	9.4	11,411	19.1	11,143	21.3	1,787	38.1	20,109	8.8
本 来	187,024	80.4	31,646	52.8	24,948	47.7	1,308	27.9	185,716	81.5
繰 下 げ	3,912	1.7	966	1.6	832	1.6	20	0.4	3,892	1.7
5 年 年 金	50	0.0	50	0.1	50	0.1	50	1.1	・	・
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	2,104	0.9	1,261	2.1	1,260	2.4	1,058	22.6	1,046	0.5
繰 上 げ	383	0.2	367	0.6	367	0.7	365	7.8	18	0.0
本 来	1,721	0.7	894	1.5	892	1.7	693	14.8	1,028	0.5
繰 下 げ	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
障 害 年 金	16,684	7.2	14,196	23.7	13,838	26.4	415	8.9	16,269	7.1
遺 族 年 金	972	0.4	350	0.6	276	0.5	46	1.0	926	0.4
合 計	232,642	100.0	59,880	100.0	52,346	100.0	4,685	100.0	227,958	100.0

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

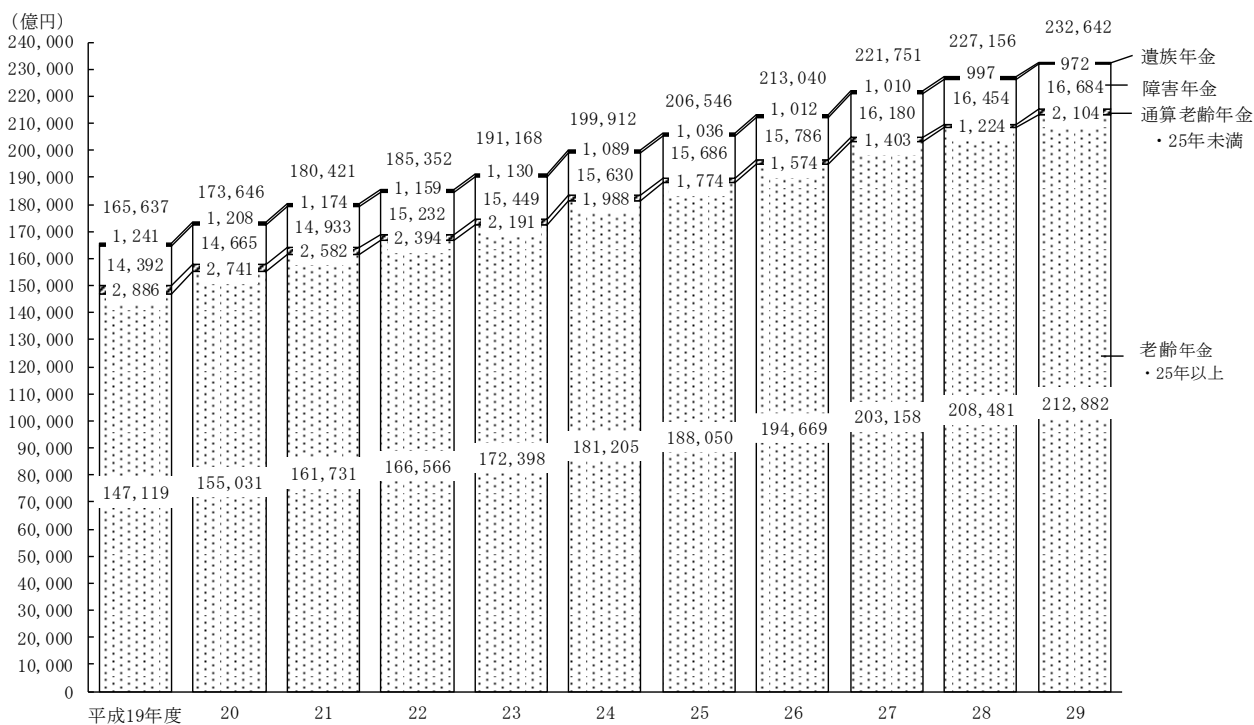
注2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。

表52 国民年金 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年度	合 計		老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上		通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成19年度	165,637	149,838	147,119	135,220	2,886	・	14,392	13,472	1,241	1,146
20	173,646	159,094	155,031	144,174	2,741	・	14,665	13,804	1,208	1,116
21	180,421	167,047	161,731	151,839	2,582	・	14,933	14,126	1,174	1,082
22	185,352	173,264	166,566	157,719	2,394	・	15,232	14,482	1,159	1,064
23	191,168	180,381	172,398	164,585	2,191	・	15,449	14,757	1,130	1,039
24	199,912	190,356	181,205	174,357	1,988	・	15,630	14,993	1,089	1,006
25	206,546	198,198	188,050	182,131	1,774	・	15,686	15,105	1,036	962
26	213,040	205,776	194,669	189,574	1,574	・	15,786	15,255	1,012	948
27	221,751	215,378	203,158	198,740	1,403	・	16,180	15,687	1,010	951
28	227,156	221,669	208,481	204,723	1,224	・	16,454	16,001	997	944
29	232,642	227,958	212,882	209,717	2,104	1,046	16,684	16,269	972	926

図29 国民年金 受給者年金総額の推移 (年度末現在)



## ② 平均年金月額

平成29年度末の国民年金受給者の平均年金月額は、老齢年金が5万6千円、通算老齢年金が1万9千円、障害年金が7万2千円、遺族年金が8万3千円となっている（表53、表54）。

老齢年金受給者の平均年金月額をみると、繰上げが4万2千円、本来が5万7千円、繰下げが7万7千円となっている。

**表53 国民年金 受給者の平均年金月額（平成29年度末）**

（単位：円）

	合 計	（再掲）基礎のみ・旧国年		旧法抛出处年金	基礎年金
		（再掲）基礎のみ・旧国年	（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年		
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	55,615	51,648	50,186	40,930	55,918
5 年 年 金 以 外	55,624	51,679	50,220	41,074	55,918
繰 上 げ	42,445	40,818	40,685	34,961	43,268
本 来	57,379	56,551	55,398	53,393	57,410
繰 下 げ	76,701	76,117	75,633	86,559	76,655
5 年 年 金	33,583	33,583	33,583	33,583	・
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	19,091	18,953	18,952	18,965	19,220
繰 上 げ	17,256	17,173	17,172	17,162	19,414
本 来	19,554	19,797	19,796	20,076	19,217
繰 下 げ	・	・	・	・	・
障 害 年 金	72,245	72,512	72,554	73,121	72,223
遺 族 年 金	82,932	74,138	70,635	37,957	88,141
合 計	55,647	53,447	52,461	33,457	56,416

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。

**表54 国民年金 受給者の平均年金月額の推移**

（年度末現在、単位：円）

年度	老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上		通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
		（再掲）基礎年金		（再掲）基礎年金		（再掲）基礎年金		（再掲）基礎年金
平成19年度	53,602	55,317	18,325	・	74,282	74,273	81,844	89,827
20	53,992	55,477	18,275	・	74,172	74,156	81,675	89,676
21	54,320	55,615	18,321	・	74,060	74,041	81,254	89,581
22	54,596	55,711	18,432	・	73,936	73,912	80,781	89,499
23	54,682	55,623	18,486	・	73,816	73,801	80,424	88,958
24	54,856	55,637	18,561	・	73,479	73,461	80,534	88,601
25	54,622	55,265	18,497	・	72,607	72,587	80,194	87,662
26	54,497	55,026	18,485	・	71,995	71,974	80,404	87,041
27	55,244	55,688	18,777	・	72,565	72,543	81,832	88,014
28	55,464	55,831	18,880	・	72,453	72,431	82,404	88,073
29	55,615	55,918	19,091	19,220	72,245	72,223	82,932	88,141

老齢基礎年金の平均年金月額は、平成 29 年度末現在で 5 万 6 千円となっている（表 55）。

**表55 国民年金 老齢基礎年金（25年以上）受給者状況の推移**

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成25年度	2,746	55,265	397	42,134	2,315	57,165	35	78,644
26	2,871	55,026	398	42,159	2,437	56,792	36	77,624
27	2,974	55,688	397	42,820	2,539	57,369	38	77,777
28	3,056	55,831	393	43,067	2,623	57,416	40	77,270
29	3,125	55,918	387	43,268	2,696	57,410	42	76,655

注. 老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有する受給者を計上している。

### ③ 老齢年金の年金月額階級別受給権者数

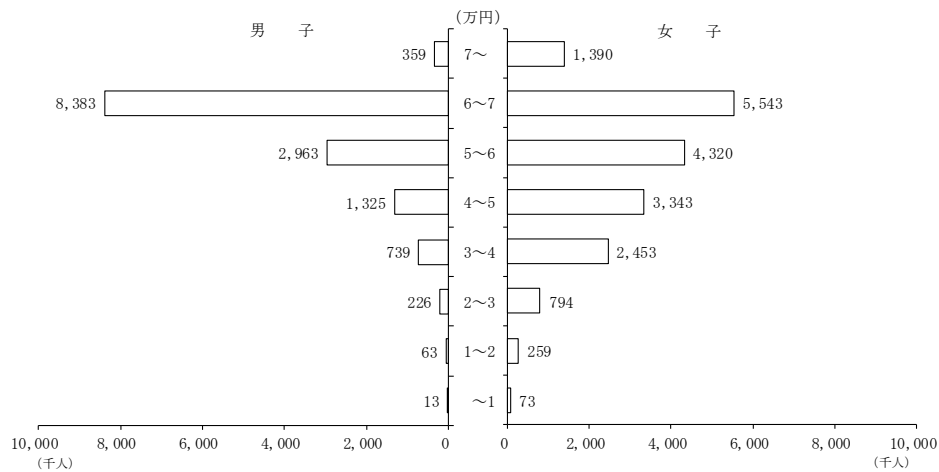
平成29年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表56及び図30である。男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。

表56 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成29年度末）

年金月額	総 数								
	計			(再掲)基礎のみ・旧国年(5年年金除く)			(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年(5年年金除く)		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合 計	32,247,487	14,071,833	18,175,654	7,162,660	1,707,508	5,455,152	6,182,794	1,163,713	5,019,081
万円以上 万円未満									
～ 1	86,643	13,162	73,481	40,559	1,708	38,851	40,187	1,520	38,667
1 ～ 2	322,260	63,090	259,170	125,871	11,723	114,148	124,776	11,133	113,643
2 ～ 3	1,020,851	226,361	794,490	388,259	44,888	343,371	385,613	43,709	341,904
3 ～ 4	3,192,049	738,754	2,453,295	1,361,684	207,771	1,153,913	1,350,272	203,190	1,147,082
4 ～ 5	4,667,422	1,324,648	3,342,774	1,190,549	251,636	938,913	1,127,569	220,302	907,267
5 ～ 6	7,283,079	2,963,239	4,319,840	1,435,829	335,058	1,100,771	1,212,489	210,553	1,001,936
6 ～ 7	13,926,213	8,383,263	5,542,950	2,117,905	755,713	1,362,192	1,462,421	381,843	1,080,578
7 ～	1,748,970	359,316	1,389,654	502,004	99,011	402,993	479,467	91,463	388,004
平均年金月額	円 55,518	円 58,754	円 53,013	円 51,565	円 55,923	円 50,200	円 50,092	円 53,469	円 49,309

- 注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。
- 注2. 「基礎のみ・旧国年（5年年金除く）」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金（5年年金除く）の受給権者をいう。
- 注3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者の数である。

図30 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成29年度末）



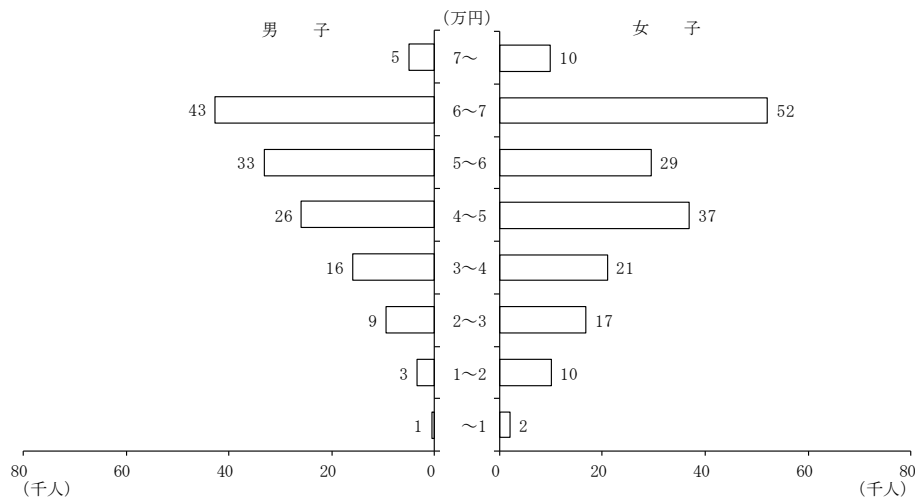
平成 29 年度に新規裁定された国民年金の老齢年金受給者の年金月額階級別分布を見たものが表 57 及び図 31 である。男子、女子共に 6 万円以上 7 万円未満が最も多くなっている。

**表57 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給者数（平成29年度新規裁定）**

年金月額	総 数								
	計			(再掲)基礎のみ・旧国年(5年年金除く)			(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年(5年年金除く)		
	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子
合 計	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	314,532	136,315	178,217	156,101	57,747	98,354	97,128	28,674	68,454
万円以上 万円未満									
～ 1	2,648	634	2,014	933	121	812	910	106	804
1 ～ 2	13,416	3,389	10,027	3,724	701	3,023	3,669	667	3,002
2 ～ 3	26,299	9,444	16,855	6,423	1,679	4,744	6,299	1,602	4,697
3 ～ 4	36,925	15,990	20,935	8,594	2,353	6,241	8,097	2,058	6,039
4 ～ 5	62,803	25,905	36,898	24,416	6,554	17,862	21,342	4,711	16,631
5 ～ 6	62,697	33,225	29,472	34,872	16,600	18,272	18,906	6,301	12,605
6 ～ 7	94,785	42,683	52,102	66,001	26,213	39,788	28,762	10,304	18,458
7 ～	14,959	5,045	9,914	11,138	3,526	7,612	9,143	2,925	6,218
平均年金月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49,896	51,249	48,860	55,359	57,251	54,249	52,098	54,642	51,032

- 注 1. 旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金が上乘せされている者を含む。
- 注 2. 「基礎のみ・旧国年（5年年金除く）」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金受給者及び旧法国民年金（5年年金除く）の受給者をいう。
- 注 3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の数である。

**図31 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給者数（平成29年度新規裁定）**





## 5. 福祉年金

平成 29 年度末における老齢福祉年金の受給者数は 1 百人で、前年度末に比べて 2 百人の減少となっている（図 32、図 33）。

図32 老齢福祉年金受給者数の推移（年度末現在）

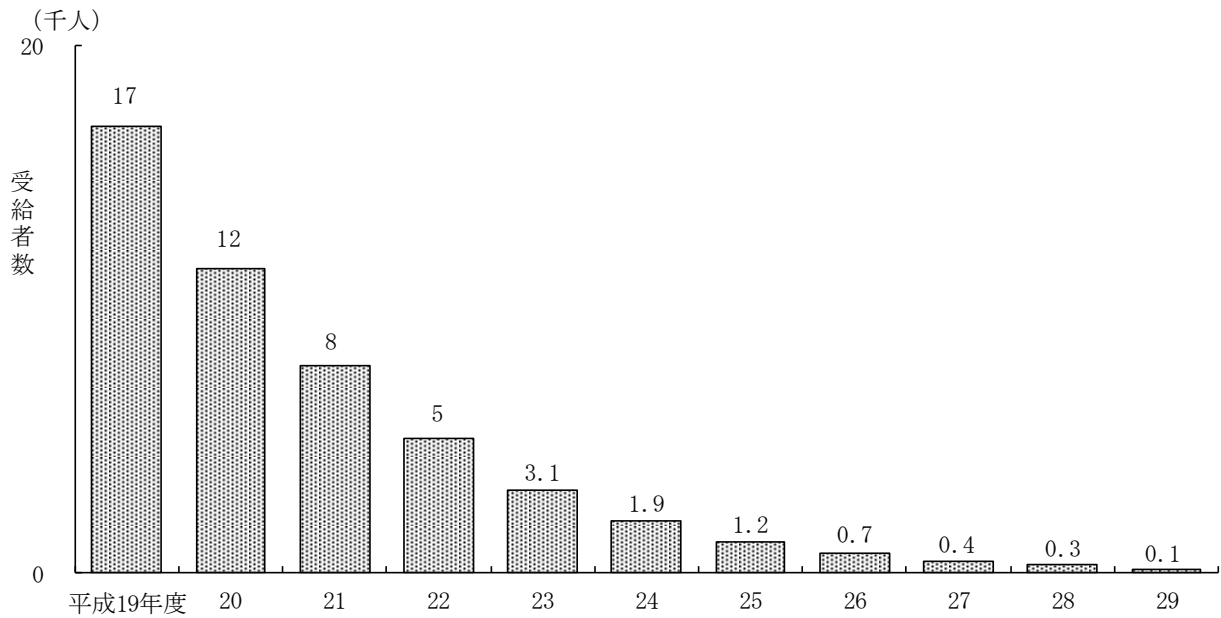
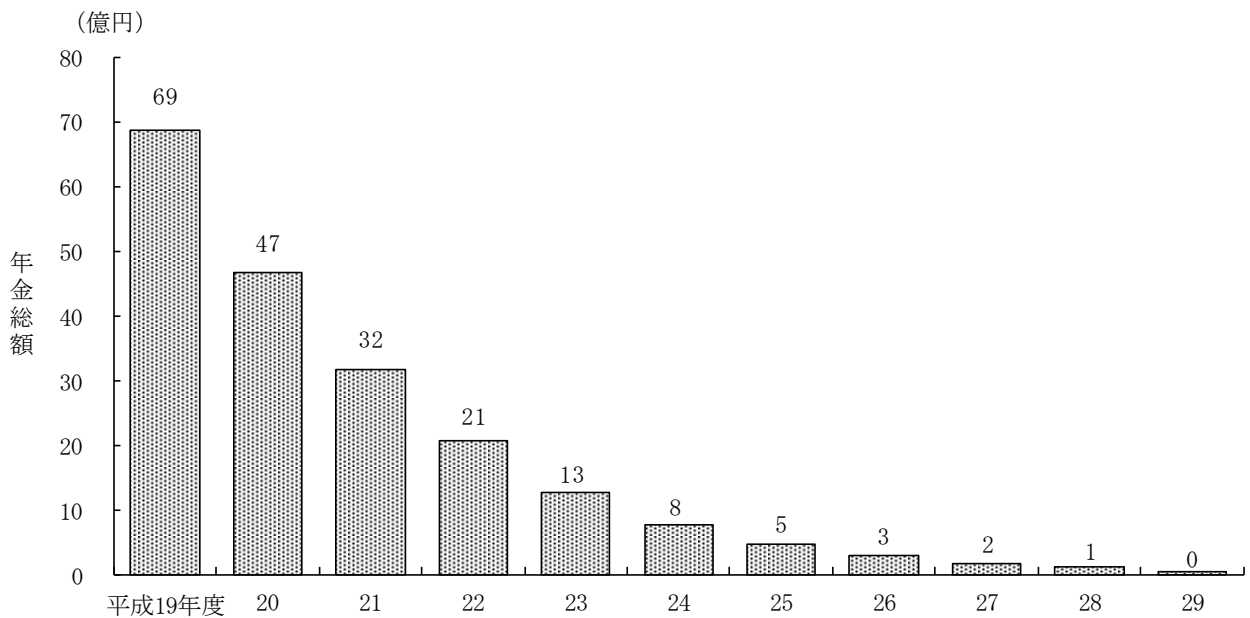


図33 老齢福祉年金受給者年金総額の推移（年度末現在）



## 6. 特別障害給付金

平成29年度末における特別障害給付金の支給を受けている特別障害者数は、障害等級1級が2,172人、2級が6,987人、合計9,159人となっている。このうち、学生の特別障害者数は、1級が1,038人、2級が4,206人、合計5,244人となっており、配偶者の特別障害者数は、1級が1,134人、2級が2,781人、合計3,915人となっている。

また、平成17年4月から平成30年3月末までの累積不支給決定件数は、1,393件となっている(表58)。

**表58 都道府県別 特別障害給付金支給決定状況(平成29年度末)**

都道府県	特別障害者数									不支給決定件数
	合計			学生			配偶者			
	合計	1級	2級	合計	1級	2級	合計	1級	2級	
全 国	9,159	2,172	6,987	5,244	1,038	4,206	3,915	1,134	2,781	1,393
北海道	546	128	418	244	29	215	302	99	203	77
青森県	96	51	45	51	23	28	45	28	17	19
岩手県	105	54	51	60	29	31	45	25	20	4
宮城県	149	32	117	93	17	76	56	15	41	22
秋田県	79	31	48	49	16	33	30	15	15	10
山形県	78	26	52	56	18	38	22	8	14	2
福島県	145	33	112	89	19	70	56	14	42	5
茨城県	193	56	137	106	23	83	87	33	54	31
栃木県	109	38	71	56	15	41	53	23	30	12
群馬県	128	70	58	80	45	35	48	25	23	20
埼玉県	392	56	336	209	26	183	183	30	153	63
千葉県	382	106	276	199	46	153	183	60	123	69
東京都	763	188	575	524	109	415	239	79	160	126
神奈川県	625	167	458	326	72	254	299	95	204	78
新潟県	138	32	106	82	17	65	56	15	41	7
富山県	83	8	75	54	4	50	29	4	25	14
石川県	94	13	81	59	5	54	35	8	27	7
福井県	55	5	50	41	3	38	14	2	12	8
山梨県	69	12	57	55	6	49	14	6	8	12
長野県	123	23	100	97	18	79	26	5	21	22
岐阜県	104	30	74	64	18	46	40	12	28	22
静岡県	226	45	181	136	23	113	90	22	68	31
愛知県	505	67	438	282	29	253	223	38	185	71
三重県	110	18	92	65	11	54	45	7	38	16
滋賀県	56	13	43	34	6	28	22	7	15	21
京都府	195	30	165	97	9	88	98	21	77	34
大阪府	623	154	469	269	60	209	354	94	260	56
兵庫県	403	89	314	197	37	160	206	52	154	87
奈良県	106	28	78	62	13	49	44	15	29	27
和歌山県	72	27	45	40	12	28	32	15	17	12
鳥取県	46	5	41	26	2	24	20	3	17	12
島根県	75	23	52	55	16	39	20	7	13	7
岡山県	219	58	161	130	29	101	89	29	60	22
広島県	299	47	252	200	26	174	99	21	78	64
山口県	163	69	94	107	45	62	56	24	32	39
徳島県	69	28	41	42	18	24	27	10	17	10
香川県	76	12	64	55	8	47	21	4	17	27
愛媛県	119	19	100	58	6	52	61	13	48	17
高知県	55	7	48	35	3	32	20	4	16	6
福岡県	467	77	390	286	38	248	181	39	142	93
佐賀県	59	13	46	40	6	34	19	7	12	10
長崎県	120	43	77	70	22	48	50	21	29	12
熊本県	164	43	121	100	22	78	64	21	43	10
大分県	136	23	113	64	9	55	72	14	58	30
宮崎県	102	33	69	48	9	39	54	24	30	11
鹿児島県	163	28	135	103	12	91	60	16	44	24
沖縄県	75	14	61	49	9	40	26	5	21	14

注。「不支給決定件数」は、平成17年4月～平成30年3月末までの累計である。

## (参考資料)

## 都道府県別 老齢年金受給者数及び平均年金月額（平成29年度末）

都道府県	厚生年金保険（第1号）		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	15,207,237	147,051	31,898,167	55,615
北海道	612,367	137,257	1,461,633	54,686
青森県	136,767	122,895	379,754	52,550
岩手県	163,861	125,899	377,709	56,012
宮城県	267,966	139,904	580,533	54,929
秋田県	143,931	122,478	337,380	54,407
山形県	164,650	124,095	341,762	55,991
福島県	260,548	129,399	532,801	55,264
茨城県	332,685	147,929	753,149	54,934
栃木県	237,480	142,647	507,115	55,098
群馬県	246,021	142,615	528,291	56,435
埼玉県	808,920	157,936	1,710,194	55,026
千葉県	695,177	162,392	1,519,806	55,379
東京都	1,232,005	160,947	2,718,324	54,602
神奈川県	997,466	167,936	2,039,410	55,611
新潟県	358,331	132,028	663,757	57,467
富山県	185,917	138,868	310,305	59,268
石川県	166,475	136,804	303,089	58,302
福井県	130,501	134,260	214,195	58,512
山梨県	96,561	139,081	229,763	54,750
長野県	324,687	138,290	605,703	58,193
岐阜県	264,739	145,226	551,454	57,488
静岡県	537,590	146,244	1,007,678	57,300
愛知県	860,826	156,018	1,709,225	56,275
三重県	244,793	146,711	486,231	57,751
滋賀県	179,912	150,275	339,337	57,410
京都府	303,900	149,396	659,910	54,695
大阪府	971,559	153,728	2,059,824	53,661
兵庫県	677,276	156,604	1,398,308	55,542
奈良県	160,633	161,340	379,243	55,098
和歌山県	111,711	143,296	283,450	53,751
鳥取県	89,281	127,116	160,787	57,820
島根県	114,713	128,124	211,640	58,417
岡山県	288,429	140,845	518,063	58,370
広島県	399,546	146,460	737,919	57,621
山口県	217,178	144,391	426,199	57,686
徳島県	107,113	127,704	216,283	54,960
香川県	149,335	138,866	277,265	58,492
愛媛県	187,444	135,305	404,810	56,072
高知県	99,771	127,587	220,832	54,396
福岡県	608,782	141,295	1,218,839	54,775
佐賀県	105,531	128,186	223,385	57,338
長崎県	166,252	133,353	387,110	54,631
熊本県	211,695	126,459	490,768	55,957
大分県	152,044	131,245	335,247	54,532
宮崎県	137,693	123,117	311,138	55,866
鹿児島県	194,213	126,801	459,373	56,002
沖縄県	90,782	125,338	275,049	52,134
その他	12,180	130,630	34,127	29,407

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

## 参考. 厚生年金保険（被用者年金一元化後）の状況（平成29年度末現在）

この統計は、平成27年10月の被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「共済組合等」という。）の情報を含めた統計である。

ただし、給付状況については、共済組合等で共済年金として受給権の発生した分の情報を含まない。

### (1) 適用状況

平成29年度末の厚生年金保険の適用事業所数は224万か所となっている。

被保険者数は4,358万人（男子2,716万人、女子1,642万人）、標準報酬月額平均は32万円（男子36万円、女子25万円）となっている（表59）。

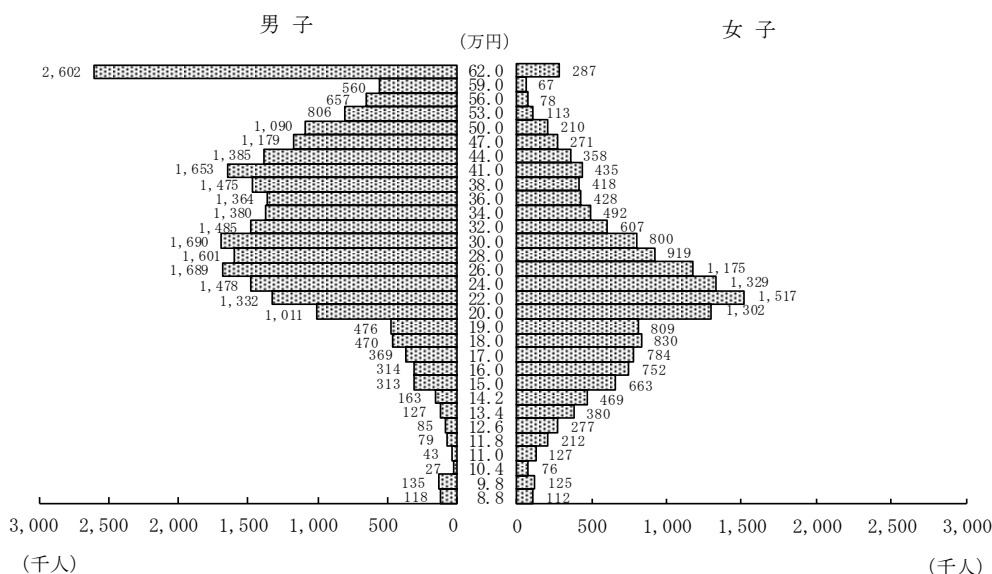
表59 制度別適用状況（平成29年度末）

	事業所数（千か所）	被保険者数(千人)	標準報酬月額平均(円)
厚生年金保険 計	2,243	43,579	320,100
男子	・	27,157	360,573
女子	・	16,423	253,174
国民年金	・	23,753	・
合計	・	67,333	・
総人口	・	126,502	・
うち20～59歳	・	61,985	・

- 注1. 事業所数について、第1号厚生年金被保険者の属する事業所は、一定の目的のもとに継続的に事業を行う場所であって、必ずしも同一区画の場所を指しているわけではなく、例えば本店と支店といった複数区画の事業所でも、一括して厚生年金保険が適用されている場合は、1事業所としている。また、第2号厚生年金被保険者の属する事業所は各共済組合支部数、第3号厚生年金被保険者の属する事業所は支部数等、第4号厚生年金被保険者の属する事業所は学校数を計上している。
2. 第1号厚生年金被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。
3. 厚生年金保険被保険者数は、第3号厚生年金被保険者における遡及訂正等の関係から、「2. 年金保険（総括）」の被保険者数とは一致しない。
4. 国民年金に計上している被保険者種別は、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）、国民年金第3号被保険者である。
5. 総人口は翌年度4月1日現在の総人口（確定値）（総務省統計局人口推計月報）である。

図34は標準報酬月額別被保険者数の分布をみたものである。男子では上限の第31級（62万円）が260万人と最も多くなっている一方、女子は第15級（22万円）が152万人と最も多くなっている。

図34 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数（平成29年度末）



- 注1. 第1号厚生年金被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。
2. 厚生年金保険被保険者数は、第3号厚生年金被保険者における遡及訂正等の関係から、「2. 年金保険（総括）」の被保険者数とは一致しない。

## (2) 受給(権)者数

### ① 受給者数

平成29年度末における厚生年金保険の受給者数は3,541万人となっている。

新法厚生年金保険の受給者の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,475万人、通算老齢年金が1,359万人、障害年金が39万人、遺族年金が504万人となっている(表60)。

**表60 厚生年金保険 受給者数(平成29年度末)**

	合計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	15,454	43.6	442	1.2	10	0.0	14,751	41.7	251	0.7
通算老齢年金 ・25年未満	14,020	39.6	350	1.0	2	0.0	13,594	38.4	75	0.2
障 害 年 金	432	1.2	37	0.1	1	0.0	391	1.1	3	0.0
遺 族 年 金	5,476	15.5	336	0.9	12	0.0	5,038	14.2	90	0.3
通算遺族年金	25	0.1	24	0.1	1	0.0	・	・	1	0.0
合 計	35,407	100.0	1,188	3.4	26	0.1	33,774	95.4	419	1.2

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。

2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

3. 遺族厚生年金が、主に国家公務員共済組合から支給される者については、母、祖父母、孫が含まれていない。

4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。

5. 割合は、厚生年金保険の全受給者数に対するものである。

### ② 受給権者数

平成29年度末における厚生年金保険の受給権者数は3,756万人で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,616万人、通算老齢年金が1,491万人、障害年金が62万人、遺族給付が586万人となっている(表61)。

**表61 厚生年金保険 受給権者数の推移**

(年度末現在、単位：千人)

年度	合計	老 齢 年 金	通算老齢年金 ・25年未満	障 害 年 金	遺 族 給 付
平成19年度	27,502	12,596	9,627	507	4,772
20	29,072	13,236	10,412	516	4,908
21	30,581	13,854	11,180	524	5,022
22	31,982	14,413	11,856	541	5,171
23	33,034	14,840	12,352	553	5,290
24	34,053	15,233	12,862	564	5,393
25	34,555	15,230	13,258	573	5,493
26	35,258	15,422	13,662	584	5,590
27	36,049	15,725	14,048	594	5,681
28	36,467	15,832	14,248	607	5,779
29	37,555	16,162	14,911	621	5,861

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。

2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

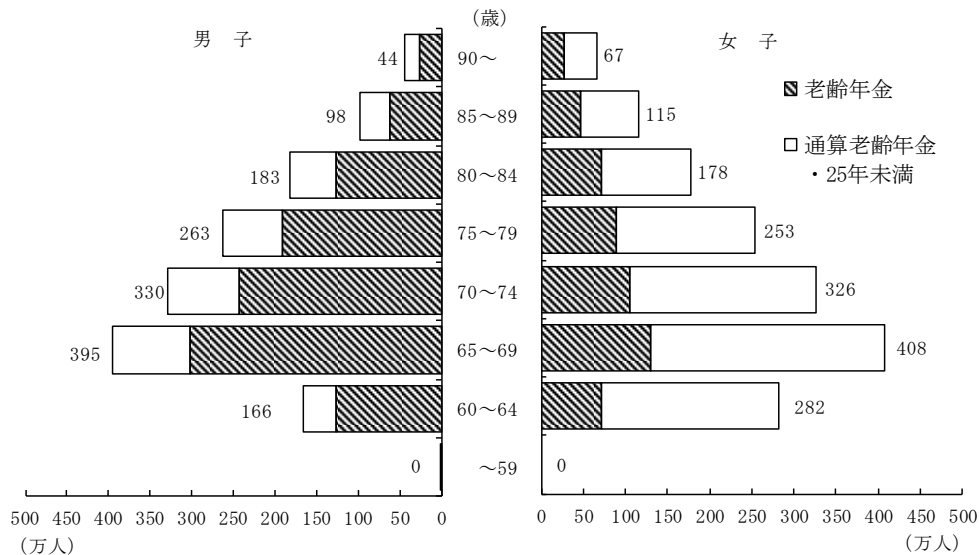
3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

4. 遺族厚生年金が、主に国家公務員共済組合から支給される者については、母、祖父母、孫が含まれていない。

### ③ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

図 35 は、平成 29 年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給権者 3,107 万人の年齢階級別分布を示したものである。男女共に 65～69 歳が最も多い（男子は 395 万人、女子は 408 万人）。

図35 厚生年金保険 老齢給付の年齢階級別受給権者数（平成29年度末）



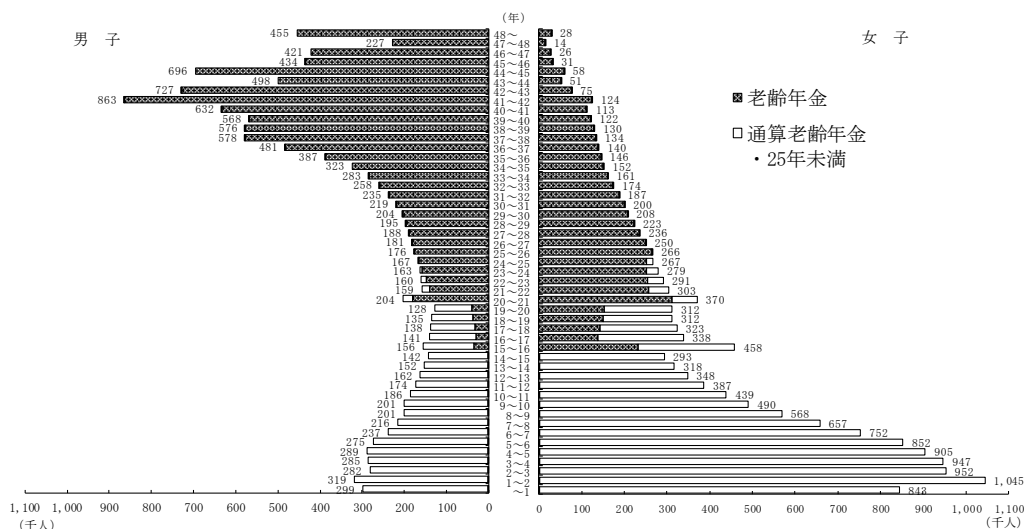
注. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成 27 年 10 月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

### ④ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成 29 年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図 36 のとおりである。

男子では 41 年以上 42 年未満が最も多く（86 万人）、女子では 1 年以上 2 年未満が最も多く（104 万人）になっている。

図36 厚生年金保険 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（平成29年度末）



注 1. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成 27 年 10 月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。  
 2. 被保険者期間には、年金分割によるみなし被保険者期間を含んでいる。

### (3) 年金額

#### ① 年金総額

平成 29 年度末における厚生年金保険の受給者の年金総額は 26 兆 5,813 億円となっている。

新法厚生年金保険の受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が 17 兆 1,090 億円、通算老齢年金が 2 兆 3,710 億円、障害年金が 2,596 億円、遺族年金が 5 兆 217 億円となっている（表 62）。

**表 62 厚生年金保険 受給者年金総額（平成 29 年度末）**

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	182,519	68.7	7,256	2.7	292	0.1	171,090	64.4	3,880	1.5
通算老齢年金 ・ 25 年未満	25,208	9.5	1,317	0.5	6	0.0	23,710	8.9	176	0.1
障 害 年 金	3,080	1.2	429	0.2	25	0.0	2,596	1.0	30	0.0
遺 族 年 金	54,939	20.7	3,478	1.3	198	0.1	50,217	18.9	1,046	0.4
通算遺族年金	67	0.0	64	0.0	1	0.0	・	・	1	0.0
合 計	265,813	100.0	12,545	4.7	522	0.2	247,613	93.2	5,134	1.9

注 1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25 年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。

2. 遺族厚生年金が、主に国家公務員共済組合から支給される者については、母、祖父母、孫が含まれていない。

3. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25 年未満」において、平成 27 年 10 月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

4. 平成 27 年 9 月以前に受給権の発生した、昭和 16 年 4 月 2 日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給者のうち、老齢基礎年金を全額繰り上げた者については、その者の当該年金の年金総額に定額部分の停止額を含まない。

5. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。

6. 割合は、厚生年金保険の受給者の年金総額全体に対するものである。

## ② 平均年金月額

平成 29 年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給者平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が 14 万 9 千円、通算老齢年金が 5 万 9 千円となっている（表 63）。

**表63 厚生年金保険 受給者平均年金月額の推移**

（年度末現在、単位：円）

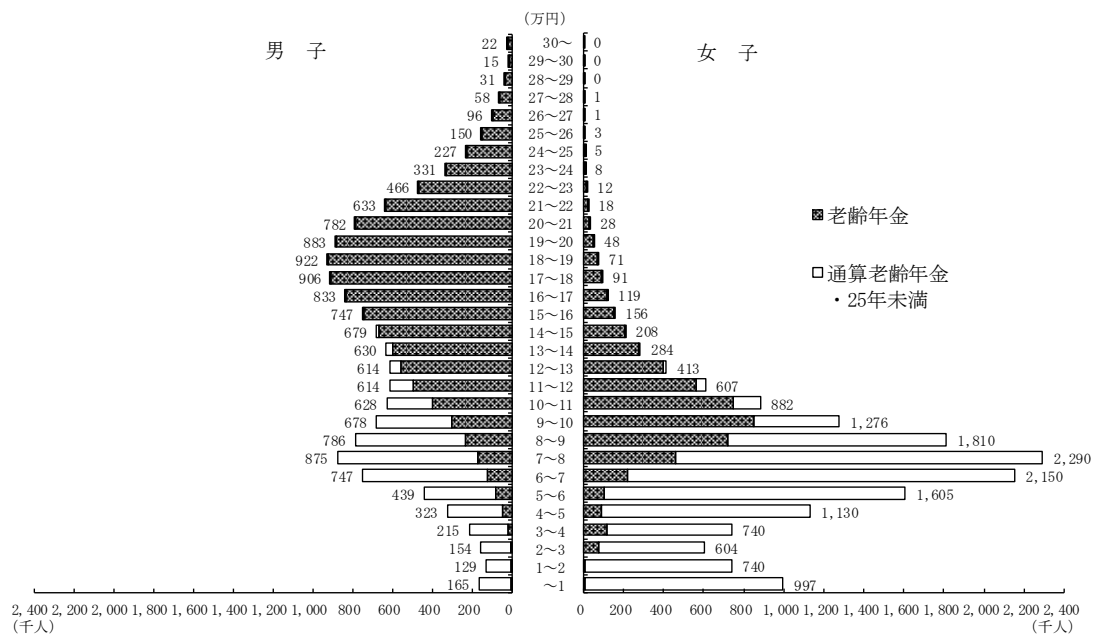
	老齢年金	（再掲）基礎		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		または 定額あり	及び 定額なし			
平成25年度	148,409	158,688	77,934	57,334	103,175	85,913
26	147,513	156,245	77,556	58,075	101,906	84,831
27	148,150	157,243	76,476	58,982	102,627	85,228
28	149,053	156,630	76,873	59,675	102,485	84,978
29	148,970	155,951	79,701	59,409	103,086	84,712

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。
2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
3. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
4. 「遺族年金」には、通算遺族年金を含まない。
5. 遺族厚生年金が、主に国家公務員共済組合から支給される者については、母、祖父母、孫が含まれていない。
6. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。

## ③ 年金月額階級別受給権者数

平成 29 年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図 37 である。男子は、通算老齢年金を中心に 7～8 万円をピークとする山と、老齢年金の 18～19 万円をピークとする山に分かれているが、女子では 7～8 万円がピークとなっている。

**図37 厚生年金保険 老齢給付の年金月額階級別受給権者数（平成29年度末）**



- 注1. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。



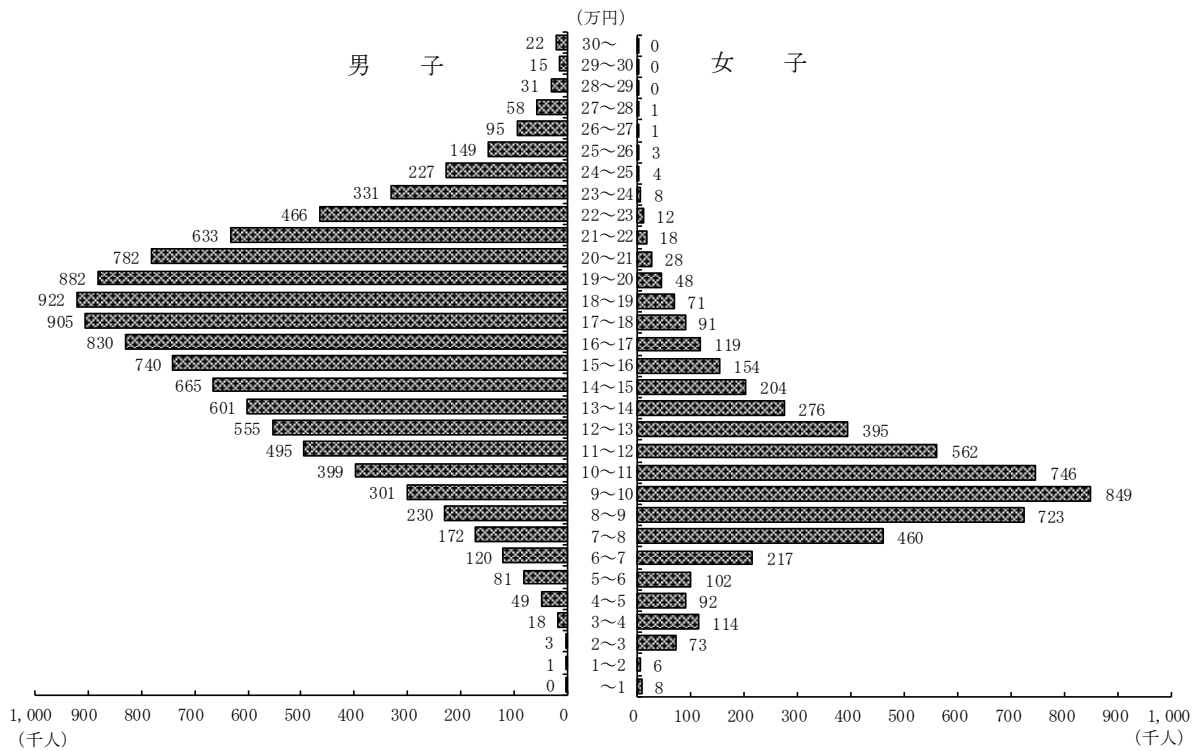
平成 29 年度末における厚生年金保険の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表 64、図 38 である。男子は、15～20 万円が男子全体の 39.7%を占めており、より詳細にみると 18～19 万円をピークとする山型となっている。女子は、5～10 万円が 43.6%と半数近くを占めており、より詳細にみると 9～10 万円をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。

**表 64 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成 29 年度末）**

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	16,162	100.0	10,777	100.0	5,385	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	365	2.3	71	0.7	294	5.5
5 ～ 10	3,255	20.1	904	8.4	2,350	43.6
10 ～ 15	4,896	30.3	2,713	25.2	2,183	40.5
15 ～ 20	4,761	29.5	4,280	39.7	482	8.9
20 ～ 25	2,510	15.5	2,439	22.6	71	1.3
25 ～ 30	353	2.2	348	3.2	5	0.1
30 ～	22	0.1	22	0.2	0	0.0
平均年金月額（円）	146,831		167,857		104,748	

注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。  
 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

**図 38 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（平成29年度末）**



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

#### ④ 離婚等に伴う年金分割の状況

表 65 は厚生年金保険における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数の推移を示したものである。平成 29 年度に分割された件数は 3 万件で、前年度と比べ 6 百件減少している。分割件数のうち、3 号分割のみの件数は 6 千 2 百件で、前年度と比べ 1 千件増加している。

表65 厚生年金保険 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総 数 (件)	【参考】	
		離婚分割	3号分割のみ
平成25年度	21,519	19,663	1,856
26	22,468	19,980	2,488
27	28,329	24,441	3,888
28	30,247	24,999	5,248
29	29,693	23,539	6,154

- 注 1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。  
 2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。  
 3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。  
 4. 離婚件数は、「人口動態統計速報」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

#### <離婚分割に係る状況>

図 39 は平成 29 年度における離婚分割者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（第 1 号改定者）、納付記録の分割を受けた者（第 2 号改定者）ともに 45～49 歳の割合が最も高くなっている。

図39 厚生年金保険 離婚分割者の年齢構成（平成29年度）

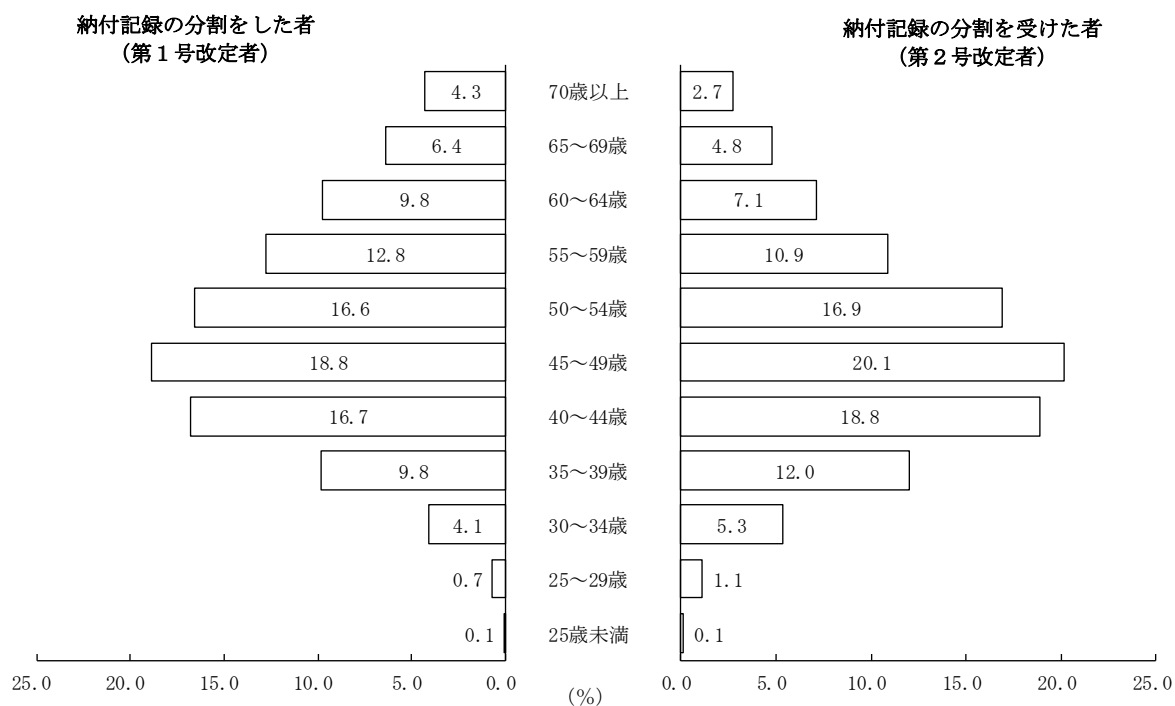


表 66 は離婚分割の分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成 29 年度では 15～20 年の割合が 19.3%と最も高くなっている。

**表66 厚生年金保険 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移**

(単位：%)

	分割対象期間								
	以上 未満～5年	5年 ～10年	10年 ～15年	15年 ～20年	20年 ～25年	25年 ～30年	30年 ～35年	35年 ～40年	40年～
平成25年度	2.5	12.8	18.1	18.3	15.9	13.1	7.9	5.5	5.9
26	2.9	12.3	18.2	18.4	16.5	12.8	8.1	4.9	5.9
27	2.8	11.3	17.9	18.3	16.6	12.9	8.6	5.7	5.9
28	3.2	10.0	17.8	19.3	17.6	13.2	8.5	4.8	5.5
29	3.1	9.1	16.7	19.3	18.0	14.4	9.1	5.0	5.3

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表 67 は離婚分割の按分割合別件数割合の推移を示したものである。按分割合は 50%が 94.4%とほとんどを占めている。

**表67 厚生年金保険 離婚分割 按分割合別件数割合の推移**

(単位：%)

	按分割合					
	以上 未満～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
平成25年度	0.0	0.1	0.4	1.4	2.4	95.7
26	0.0	0.1	0.4	1.2	1.9	96.4
27	0.1	0.1	0.5	1.5	2.3	95.4
28	0.2	0.4	0.8	1.9	2.7	94.1
29	0.2	0.4	0.8	1.8	2.4	94.4

注. 3号分割に係る期間を含まない。